

改正後様式

修正様式

税務署受付印

法人課税信託の受託者の変更等届出書

※ 整理 番号

令和 年 月 日 税務署長殿	本店若しくは主たる 事務所の所在地又は 住所若しくは居所	〒 電話() —	
	納 税 地	〒	
	(フリガナ)		
	受 託 者 名		
	(フリガナ)		
	法人課税信託の名称		
	法 人 番 号 (個 人 番 号)		
(フリガナ)			
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	〒 電話() —		
法人課税信託について ☐ 新たに受託者として就任した ☐ 信託事務の引継ぎをした ☐ 主宰受託者の変更があった			
ので、法人税法第149条の2の規定により届け出ます。			
変更等後の受託者 (新主宰受託者)	名称又は氏名		
	納 税 地 等		
変更等前の受託者 (旧主宰受託者)	名称又は氏名		
	納 税 地 等		
変 更 等 の 日	令 和 年 月 日	権利義務移転の日	令 和 年 月 日
変 更 等 の 理 由			
添 付 書 類 等			

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門		決算 期		業種 番号		番 号		入 力		名 簿		通信 日付印	年 月 日	確認	
-------------	-----	--	---------	--	----------	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----------	-------	----	--

(規格A4)

法人課税信託の受託者の変更等届出書の記載要領等

法人課税信託について、次の場合にはそれぞれ次に掲げる受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次に掲げる日以後2月以内に法人課税信託の受託者の変更等届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

変更等の内容	届出をする者	提出期限	添付書類
新たな受託者が就任した場合	就任した受託者 (新主宰受託者)	就任の日以後2月以内	就任の事実を証する書類
受託者の任務が終了した場合	任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者 (旧主宰受託者)	引継ぎをした日以後2月以内	終了の事実を証する書類
受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったとき	① 変更前の主宰受託者 ② 変更後の主宰受託者 がそれぞれ	変更の日以後2月以内	変更の事実を証する書類

記

1 提出部数

この届出書は、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

なお、一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったときは、変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、この届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

2 各欄の記載方法

- 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
- 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者（その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名）を記載してください。
- 「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。
なお、「個人番号」を記載する場合には、左詰めで個人番号を記載してください。
- 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者住所」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者氏名」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。
- 「法人課税信託について」以下に続く□には、法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当するものにレ印を付してください。
- 「変更等後の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
① 新しく就任した受託者
② 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更後の受託者
- 「変更等前の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
① 受託者の任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者
② 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更前の受託者
- 「変更等の日」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の日、信託事務の引継ぎをした日又は変更の日を記載してください。
- 「変更等の理由」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の理由、受託者の任務が終了した理由又は変更の理由を記載してください。
- 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 「※」欄は、記入しないでください。

更正の請求書 (単体申告用)				※整理番号		
税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿				納税地		
				電話 () -		
				(フリガナ) 法人名等		
				法人番号		
				(フリガナ) 代表者氏名		
				代表者住所		
事業種目				業		
旧国税通則法第23条 旧法人税法第80条の2 旧地方法人税法第24条 旧租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日(事業年度) 至平成 年 月 日(課税事業年度) の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。 記						
区分				この請求前の金額		
法人 税 額	所得	所得金額又は欠損金額		1	円	円
		同上の 内 訳	軽減税率適用所得金額	2		
			その他の金額(1-2)	3		
		法人税額		4		
	法人税額の特別控除額		5			
	差引法人税額(4-5)		6			
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		7			
	土地譲渡 利益金	課税土地譲渡利益金額	8	000	000	
	留保金	課税留保金額	10	000	000	
		同上に対する税額	11			
	使途 秘匿金	使途秘匿金額	12	000	000	
		同上に対する税額	13			
	法人税額計(6+7+9+11+13)		14			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15			
	控除税額		16			
	差引所得に対する法人税額(14-15-16)		17	00	00	
	中間申告分の法人税額		18	00	00	
	差引	納付すべき法人税額		19	00	00
	還付金額		20			
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		21			
地方 法人 税 額	課税標準 法人税額 の計算	基準法人所得の金額に対する法人税額	22			
		課税留保金額に対する法人税額	23			
		課税標準法人税額(22+23)	24	000	000	
	(22)に係る地方法人税額		25			
	(23)に係る地方法人税額		26			
	所得地方法人税額(25+26)		27			
	外国税額の控除額		28			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		29			
	差引地方法人税額(27-28-29)		30	00	00	
	中間申告分の地方法人税額		31	00	00	
	差引	納付すべき地方法人税額		32	00	00
	還付金額		33			
(更正の請求をする理由等)						
修正申告書提出年月日		平成・令和 年 月 日		添付 書類		
更正決定通知書受理年月日		平成・令和 年 月 日				
還付を受けようと する金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 金庫・組合 漁協・農協 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等		
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	
		備考	通信 日付印	年 月 日	確認	

更正の請求書 (単体申告用)				※整理番号		
税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿				納税地	〒	
				(フリガナ)		
				法人名等	電話 () -	
				法人番号		
				(フリガナ)		
				代表者氏名		
				代表者住所	〒	
				事業種目	業	
旧国税通則法第23条 旧法人税法第80条の2 旧地方法人税法第24条 旧租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成 年 月 日(事業年度) 至平成 年 月 日(課税事業年度) の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。 記						
区分				この請求前の金額	更正の請求金額	
法人税額	所得	所得金額又は欠損金額	1	円	円	
		同 上の 内 訳	軽減税率適用所得金額	2		
			その他の金額(1-2)	3		
		法人税額	4			
		法人税額の特別控除額	5			
		差引法人税額(4-5)	6			
		差引法人税額(4-5)	7			
	土地譲渡 利益金	課税土地譲渡利益金額	8	000	000	
		同上に対する税額	9			
	留保金	課税留保金額	10	000	000	
		同上に対する税額	11			
	使途 秘匿金	使途秘匿金額	12	000	000	
		同上に対する税額	13			
		法人税額計(6+7+9+11+13)	14			
		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15			
		控除税額	16			
		差引所得に対する法人税額(14-15-16)	17	00	00	
		中間申告分の法人税額	18	00	00	
		差引	納付すべき法人税額	19	00	00
			還付金額	20		
		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	21			
地方法人税額	課税標準 法人税額の 計算	基準法人所得の金額に対する法人税額	22			
		課税留保金額に対する法人税額	23			
		課税標準法人税額(22+23)	24	000	000	
		(22)に係る地方法人税額	25			
		(23)に係る地方法人税額	26			
		所得地方法人税額(25+26)	27			
		外国税額の控除額	28			
		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	29			
		差引地方法人税額(27-28-29)	30	00	00	
		中間申告分の地方法人税額	31	00	00	
		差引	納付すべき地方法人税額	32	00	00
			還付金額	33		
(更正の請求をする理由等)						
修正申告書提出年月日		平成・令和 年 月 日		添付書類		
更正決定通知書受理年月日		平成・令和 年 月 日				
還付を受けようと する金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		
		銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		貯金口座の記号番号 -		
		3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合		郵便局名等		
税理士署名						
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	
					備考	
					通信 日付印	
					年 月 日	
					確認	

更正の請求書 (単体申告用)				※整理番号																																																																																																																																																																																																																	
税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿				納税地	〒																																																																																																																																																																																																																
				(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																	
				法人名等	電話 () -																																																																																																																																																																																																																
				法人番号																																																																																																																																																																																																																	
				(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																	
				代表者氏名																																																																																																																																																																																																																	
				代表者住所	〒																																																																																																																																																																																																																
				事業種目	業																																																																																																																																																																																																																
旧国税通則法第23条 旧法人税法第80条の2 旧地方法人税法第24条 旧租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度)の確定申告に係る課税標準等に 至平成・令和 年 月 日(課税事業年度) ついて下記のとおり更正の請求をします。 記 <table><tr><td colspan="4">区分</td><td colspan="2">この請求前の金額</td><td colspan="2">更正の請求金額</td></tr><tr><td rowspan="20">法人税額</td><td rowspan="4">所得</td><td colspan="2">所得金額又は欠損金額</td><td>1</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">同上の内訳</td><td>軽減税率適用所得金額</td><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他の金額(1-2)</td><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">法人税額</td><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">法人税額の特別控除額</td><td>5</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">差引法人税額(4-5)</td><td>6</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</td><td>7</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">土地譲渡利益金</td><td>課税土地譲渡利益金額</td><td>8</td><td>000</td><td>000</td></tr><tr><td>同上に対する税額</td><td>9</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">留保金</td><td>課税留保金金額</td><td>10</td><td>000</td><td>000</td></tr><tr><td>同上に対する税額</td><td>11</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">使途秘匿金</td><td>使途秘匿金額</td><td>12</td><td>000</td><td>000</td></tr><tr><td>同上に対する税額</td><td>13</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">法人税額計(6+7+9+11+13)</td><td>14</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額</td><td>15</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td><td>16</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">控除税額</td><td>17</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">差引所得に対する法人税額(14-15-16-17)</td><td>18</td><td>00</td><td>00</td></tr><tr><td colspan="2">中間申告分の法人税額</td><td>19</td><td>00</td><td>00</td></tr><tr><td colspan="2">差引</td><td>納付すべき法人税額</td><td>20</td><td>00</td><td>00</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>還付金額</td><td>21</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金</td><td>22</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="13">地方法人税額</td><td rowspan="3">課税標準法人税額の計算</td><td>基準法人所得の金額に対する法人税額</td><td>23</td><td></td><td></td></tr><tr><td>課税留保金額に対する法人税額</td><td>24</td><td></td><td></td></tr><tr><td>課税標準法人税額(23+24)</td><td>25</td><td>000</td><td>000</td></tr><tr><td colspan="2">(23)に係る地方法人税額</td><td>26</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(24)に係る地方法人税額</td><td>27</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">所得地方法人税額(26+27)</td><td>28</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額</td><td>29</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">外国税額の控除額</td><td>30</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額</td><td>31</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">差引地方法人税額(28-29-30-31)</td><td>32</td><td>00</td><td>00</td></tr><tr><td colspan="2">中間申告分の地方法人税額</td><td>33</td><td>00</td><td>00</td></tr><tr><td colspan="2">差引</td><td>納付すべき地方法人税額</td><td>34</td><td>00</td><td>00</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>還付金額</td><td>35</td><td></td><td></td></tr></table> (更正の請求をする理由等) <table><tr><td>修正申告書提出年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td><td rowspan="2">添付書類</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>更正決定通知書受理年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">還付を受けようとする金融機関等</td><td colspan="2">1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 金庫・組合 漁協・農協 預金 口座番号</td><td>2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号</td></tr><tr><td colspan="2">本店・支店 出張所 本所・支所</td><td>3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等</td></tr></table> 税理士署名 <table><tr><td>※税務署 処理欄</td><td>部門</td><td>決算 期</td><td>業種 番号</td><td>番号</td><td>整理 簿</td><td>備考</td><td>通信 日付印</td><td>年 月 日</td><td>確認</td></tr></table>						区分				この請求前の金額		更正の請求金額		法人税額	所得	所得金額又は欠損金額		1	円	円	同上の内訳	軽減税率適用所得金額	2			その他の金額(1-2)	3			法人税額		4			法人税額の特別控除額		5			差引法人税額(4-5)		6			連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		7			土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	000	000	同上に対する税額	9			留保金	課税留保金金額	10	000	000	同上に対する税額	11			使途秘匿金	使途秘匿金額	12	000	000	同上に対する税額	13			法人税額計(6+7+9+11+13)		14			分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		15			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		16			控除税額		17			差引所得に対する法人税額(14-15-16-17)		18	00	00	中間申告分の法人税額		19	00	00	差引		納付すべき法人税額	20	00	00			還付金額	21			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		22				地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人所得の金額に対する法人税額	23			課税留保金額に対する法人税額	24			課税標準法人税額(23+24)	25	000	000	(23)に係る地方法人税額		26			(24)に係る地方法人税額		27			所得地方法人税額(26+27)		28			分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		29			外国税額の控除額		30			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		31			差引地方法人税額(28-29-30-31)		32	00	00	中間申告分の地方法人税額		33	00	00	差引		納付すべき地方法人税額	34	00	00			還付金額	35			修正申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類		更正決定通知書受理年月日	平成・令和 年 月 日	還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 金庫・組合 漁協・農協 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	本店・支店 出張所 本所・支所		3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等	※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信 日付印	年 月 日	確認
区分				この請求前の金額		更正の請求金額																																																																																																																																																																																																															
法人税額	所得	所得金額又は欠損金額		1	円	円																																																																																																																																																																																																															
		同上の内訳	軽減税率適用所得金額	2																																																																																																																																																																																																																	
			その他の金額(1-2)	3																																																																																																																																																																																																																	
		法人税額		4																																																																																																																																																																																																																	
	法人税額の特別控除額		5																																																																																																																																																																																																																		
	差引法人税額(4-5)		6																																																																																																																																																																																																																		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		7																																																																																																																																																																																																																		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	000	000																																																																																																																																																																																																																
		同上に対する税額	9																																																																																																																																																																																																																		
	留保金	課税留保金金額	10	000	000																																																																																																																																																																																																																
		同上に対する税額	11																																																																																																																																																																																																																		
	使途秘匿金	使途秘匿金額	12	000	000																																																																																																																																																																																																																
		同上に対する税額	13																																																																																																																																																																																																																		
	法人税額計(6+7+9+11+13)		14																																																																																																																																																																																																																		
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		15																																																																																																																																																																																																																		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		16																																																																																																																																																																																																																		
	控除税額		17																																																																																																																																																																																																																		
	差引所得に対する法人税額(14-15-16-17)		18	00	00																																																																																																																																																																																																																
	中間申告分の法人税額		19	00	00																																																																																																																																																																																																																
	差引		納付すべき法人税額	20	00	00																																																																																																																																																																																																															
		還付金額	21																																																																																																																																																																																																																		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		22																																																																																																																																																																																																																			
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人所得の金額に対する法人税額	23																																																																																																																																																																																																																		
		課税留保金額に対する法人税額	24																																																																																																																																																																																																																		
		課税標準法人税額(23+24)	25	000	000																																																																																																																																																																																																																
	(23)に係る地方法人税額		26																																																																																																																																																																																																																		
	(24)に係る地方法人税額		27																																																																																																																																																																																																																		
	所得地方法人税額(26+27)		28																																																																																																																																																																																																																		
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		29																																																																																																																																																																																																																		
	外国税額の控除額		30																																																																																																																																																																																																																		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		31																																																																																																																																																																																																																		
	差引地方法人税額(28-29-30-31)		32	00	00																																																																																																																																																																																																																
	中間申告分の地方法人税額		33	00	00																																																																																																																																																																																																																
	差引		納付すべき地方法人税額	34	00	00																																																																																																																																																																																																															
			還付金額	35																																																																																																																																																																																																																	
修正申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類																																																																																																																																																																																																																			
更正決定通知書受理年月日	平成・令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																				
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 金庫・組合 漁協・農協 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号																																																																																																																																																																																																																		
	本店・支店 出張所 本所・支所		3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等																																																																																																																																																																																																																		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信 日付印	年 月 日	確認																																																																																																																																																																																																												

会社事業概況書 (2.子会社等の状況)						※	
						法 人 名	
						事業年度(至)	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	
子会社等の名称 (法人名)						資本金又は 出資金の額	
所在地				国名		主たる事業	
株式等の 保有割合	直接	%	間接	%	子会社等との 当期の取引額 (百万円)	売上高	
						仕入高	
						その他()	

※ 別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

※ 当該「2.子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2.子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。

令和7年4月1日以後終了事業年度分

会社事業概況書（3.ICTの概要）						＊		
						法人名		
						事業年度(至)		
① システムにおける機器の構成状況						応答者	氏名	
区分	メーカー・機器名	台数	OS	導入年月	設置場所		部・課	
ホスト(サーバー)								
D/Bサーバー								
パソコン								
専用端末機							役職名	
② 申告書作成ソフト名						電話		
③ 適用業務				④ 電子メールの状況				
区分	項目	システムの導入(コンピュータ利用)		利用プログラム	メールソフト			
		使用プログラム等(1自社開発、2市販ソフト)						
財務会計				保存状況等	電子メール取扱規定(1有、2無)			
管理会計								
購買管理					メールサーバーの管理(1自社、2委託、3クラウド)			
販売管理								
その他				監視ツール等				
ERPシステム								
⑤ システム関連部門(委託会社等)の状況								
区分	項目	委託等の状況(1自社、2委託、3派遣)		担当部門又は委託会社等の名称及び所在地		自社従業員数		
システム開発								
システム運用								
システム監査								
⑥ 電子商取引の状況								
電子決済の利用業務		☐ 売上	☐ 仕入	☐ 材料	☐ 経費	☐ その他()		
EDI取引(1有、2無)					ネット販売サイト			
ネット販売取扱商品		☐ デジタルコンテンツ		☐ 金融商品	☐ 物品等	主要商品名		
⑦ 電子帳簿保存の状況								
適用		電磁的記録で保存している帳簿等の種類			作成に使用するプログラム(システム名称、自己開発(1有、2無))			
帳簿(1有・優良帳簿、2有・その他、3無)		☐ 仕訳帳補助簿()	☐ 総勘定元帳	☐ その他()				
書類(1有、2無)		☐ 取引書類()		☐ 決算書類()				
スキャナ(1有、2無)		取引書類()						
⑧ 年末調整関係書類の電子化の状況								
年末調整関係申告書の取扱(1有、2無)		年末調整関係申告書の電磁的方法での受付の可否(1可、2否)		保険料等の支払を証する書類の電磁的方法での受付の可否(1可、2否)		従業員による保険料等の支払を証する書類のマイナポータル連携での取得(1有、2無、3未把握)		
年末調整手続でのシステム利用(1有、2無)		年末調整手続で利用するシステム	☐	国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア市販のソフトウェア(名称:)		☐ 自社製ソフトウェア		
⑨ その他								
クラウドサービスの運営・利用状況(1運営、2利用)								
クラウドサービスの利用有無(1有、2無)	データ管理	会計	その他	クラウドサービス名				
				クラウド運営事業者名				
WEB会議システムの業務への導入有無(1有、2無)					WEB会議システムの名称			

会社事業概況書（4.海外取引等の概要）		＊		
		法人名		
		事業年度(至)		
① 外国子会社数等		応答者	氏名	
外国関係会社数	社		部・課	
海外工事現場を保有している事業所数	所		役職名	
ローカルファイルを作成又は取得する 国外関連者数	社		電話	
② 貿易取引等				
項目 取引形態		取引金額(百万円)	主な取扱品目等	主な取引先 国名
輸 出				
輸 入				
海外工事	支払			
	受取			
その他	支払			
	受取			
③ 貿易外取引				
項目 取引形態		取引金額 (百万円)	主な取引先	国名
手 数 料	支払			
	受取			
無形固定資産の 使 用 料	支払			
	受取			
役務提供の対価	支払			
	受取			
借入金の利息又は 貸付金の利息	支払			
	受取			
証 券 の 売 買	取得			
	譲渡			
不 動 産 の 売 買	取得			
	譲渡			
そ の 他				
④ 外国為替取引				
為 替 予 約	個別予約対象通貨			
	包括予約対象通貨			
⑤ オフバランス取引				
ス ヲ ッ プ				
オ プ シ ョ ン				
先 物				
そ の 他				

会社事業概況書 (5.外国法人)					＊				
					法人名				
					事業年度(至)				
応答者	氏名				責任者	氏名			
	部・課					部・課			
	役職名					役職名			
	所在地					所在地			
	電話					電話			
① 本店の概要									
所在地						資本金			
主要株主 又は出資者		氏名又は名称			住所又は所在地			保有割合	
								%	
								%	
								%	
国内源泉所得以外の所得（国外所得）の有無							☐		
② 日本国内に所在する支店等の概要									
恒久的施設の種類		支店・事務所等 ☐		長期建設工事現場等 ☐		代理人 ☐		無 ☐	
主な取引先		1	名称		所在地				
			取引内容						
		2	名称		所在地				
			取引内容						
事業部の状況		事業部名		主な業務内容		責任部署の状況			
						部・課	担当者名		所在地
主要役員 の状況		氏名		役職名及び担当業務		国外からの 給与 有無	支払者の氏名又は名称		
				本店における役職名			支払者の住所又は所在地		
						┐			
						□			
				□					
従業員数		人		従業員のうち国外からの給与がある者の数			人		
本店からの配賦収益		有無	配賦された金額		財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法		
		☐	円						
本店からの配賦費用		有無	配賦された金額		財務諸表上の勘定科目		配賦計算方法		
		☐	円						

会社事業概況書（6.通算子法人）		＊				
		法人名				
		通算親法人名				
		事業年度(至)				
① 通算グループ内での位置づけ等の概要		応答者	氏名			
			部・課			
			役職名			
			電話番号			
			② 主要役員の出向受入の状況			
		氏名		出向元法人		
③ 他の通算法人からの管理等の状況						
管理部署等		被管理部署		主な管理内容		
法人名	管理部署					
④ 通算親法人との取引状況						
売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他				
		科目	金額(百万円)	科目	金額(百万円)	
⑤ 他の通算子法人との取引状況						
法人名	売上高 (百万円)	仕入高 (百万円)	その他			
			主な科目	金額(百万円)		
その他						
合計						
⑥ 通算グループ法人以外の法人との取引状況						
法人名	売上高 (百万円)	法人名	仕入高 (百万円)			

会社事業概況書の記載要領

この会社事業概況書は、法人税法施行規則第35条第1項第5号並びに第61条の5第1号ト及び第2号トに規定する「事業等の概況に関する書類」です。法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和24年6月1日大蔵省令第49号）に規定する調査課所管法人の場合には、この様式を使用してください。（様式は国税庁ホームページに掲載しています。）

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/01.htm>

当該会社事業概況書は、「1. 総括表」、「2. 子会社等の状況」、「3. ICTの概要」、「4. 海外取引等の概要」、「5. 外国法人」及び「6. 通算子法人」で構成されており、それぞれの様式については、次により記載します。なお、「*」欄は記載しないでください。

1 【共通の事項】

- (1) 記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書の事業年度（以下「当期」といいます。）の年度末時点の現況としてください。
- (2) 「1. 総括表」～「4. 海外取引等の概要」については、全ての法人において記載してください。なお、次の法人に該当する場合は「1. 総括表」～「4. 海外取引等の概要」の様式に加えて、それぞれ次の様式も記載してください。
 - ・法人税法（以下「法」といいます。）第2条第4号に規定する外国法人（以下「外国法人」といいます。）の場合、「5. 外国法人」
 - ・法第2条第12号の7に規定する通算子法人（以下「通算子法人」といいます。）の場合、「6. 通算子法人」
- (3) 「1. 総括表」～「6. 通算子法人」の各様式における「応答者」欄については、当該各様式を記載した者の氏名、部・課、役職名、電話番号を記載してください。

2 【1. 総括表】

- (1) 法人が法第2条第3号に規定する内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、「□ 内国法人」の「□」にレ印を付してください。また、法人が外国法人の場合には、「□ 外国法人」の「□」にレ印を付してください。
- (2) 法人が外国法人の場合、当該「総括表」の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。
- (3) 「① 事業の内容」欄は、法人が営む事業について記載してください。また、法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」と「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）とに区分して、それぞれについて記載してください。
- (4) 「② 関与税理士」欄は、関与している税理士の氏名及び電話番号を記載してください。
- (5) 「③ 加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
- (6) 「④ 上場している場合の市場名」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 法人が一の市場に上場している場合には「市場名1」欄にその市場名を記載してください。また、法人が複数の市場に上場している場合には主な市場名を2つ「市場名1」欄及び「市場名2」欄に記載してください。
 - ロ 「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1 有、2 無）」欄は、法人が未上場の場合で、当期中に株主の異動又は株主間の持株数の異動があった場合には「1」を、異動がなかった場合には「2」を記載してください。
- (7) 「⑤ 子会社等及び支店等数」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「子会社等」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下「出資割合等」といいます。）が50%超の子会社等について、子会社等の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。
 - ロ 「支店等」欄は、所在地が国内であるものについては「工場」、「店舗」、「営業所」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「営業所」には支店を含め、「その他」には出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。所在地が海外であるものについては「工場」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「その他」には、店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。
- (8) 「⑥ 売上構成比」欄は、「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。
- (9) 「⑦ 前期と比較して当期の業績（売上・利益等）に著しい変化がある場合の主な理由」欄は、前事業年度の確定申告書及び添付書類と比較して、当期に著しい変化がある場合、その主な理由について簡記してください。
- (10) 「⑧ 主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、法人が外国法人の場合には、本店（海外）の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。
- (11) 「⑨ 従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。また、法人が外国法人の場合には、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員に含めてください。
- (12) 「⑩ 申告書確認表等の活用状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「申告書確認表の活用の有無（1 有、2 一部有、3 無）」欄は、法人が「申告書確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。
 - ※ 自社作成のチェックシート等に「申告書確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。
 - ロ 「大規模法人における税務上の要注目確認表の活用の有無（1 有、2 一部有、3 無）」欄は、法人が「大規模法人における税務上の要注目確認表」の項目の全部を活用している場合には「1」を、項目の一部を活用している場合には「2」を、活用していない場合には「3」を記載してください。
 - ※ 自社作成のチェックシート等に「大規模法人における税務上の要注目確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「2」を記載してください。

(注) 国税庁においては、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注目確認表」として、国税庁ホームページ（ホーム／税の情報・手続・用紙／申告手続・用紙／申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）／確定申告等情報／法人税／申告手続に係る各種参考情報／「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ））に掲載しています。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>

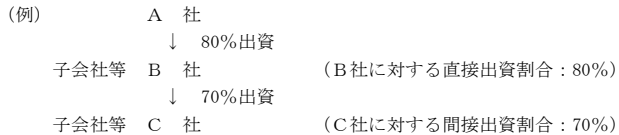
「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。

これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。

3 【2. 子会社等の状況】

- (1) 直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社等について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社等については、省略しても構いません。
- (2) 当該「2. 子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2. 子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社等が含まれていても構いません。
- (3) 「子会社等の名称(法人名)」欄は、日本に所在する子会社等である場合、確定申告書に記載している法人名を記載し、国外に所在する子会社等である場合、英語で法人名を記載してください。
- (4) 「資本金又は出資金の額」欄は、当該子会社等が内国子会社等の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社等の場合には、当該外国子会社等の現地通貨略号と資本金額(千現地通貨単位)を記載してください。
- (5) 「主たる事業」欄は、当該子会社等が現実に営んでいる主たる事業を簡記してください。
- (6) 「株式等の保有割合」の「間接」欄は、連鎖方式で算出した割合を記載してください。

(連鎖方式の例)



- (7) 「子会社等との当期の取引額(百万円)」欄は、掲記の各項目について、子会社等との当期の取引金額を記載してください。

4 【3. ICTの概要】

- (1) 「① システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
 - ロ 「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。
- (2) 「② 申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。
- (3) 「③ 適用業務」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「システムの導入(コンピュータ利用)」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。
適用業務のうち区分欄に記載のない業務(例えば在庫管理、原価管理、人事給与など)がある場合は、「()」に記載してください。
 - ロ 「ERPシステム」欄は、利用がある場合にはシステムの名称を記載してください。
- (4) 「④ 電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。
 - ロ 「保存状況等」の「メールサーバーの管理(1 自社、2 委託、3 クラウド)」及び「電子メールの取扱規定(1 有、2 無)」の各欄は、該当番号を記載してください。
 - ハ 「監視ツール等」欄は、メール監視ツールの名称を記載してください。
- (5) 「⑤ システム関連部門(委託会社等)の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「委託等の状況」欄は、該当番号を記載してください。
 - ロ 「担当部門又は委託会社等の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「⑥ 電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「電子決済の利用業務」欄は、該当する「□」にレ印を付し、「その他」に該当する場合には、その内容を「()」に簡記してください。
 - ロ 「EDI取引」欄は、該当番号を記載してください。
 - ハ 「ネット販売サイト」欄は、ネット販売サイトの名称を記載してください。複数利用している場合には、主要なものの名称を記載してください。
 - ニ 「ネット販売取扱商品」欄は、該当する「□」にレ印を付し、主要商品名を記載してください。
- (7) 「⑦ 電子帳簿保存の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「適用」欄には、該当番号を記載してください。
 - ロ 「電磁的記録で保存している帳簿等の種類」欄は、該当する「□」にレ印を付し、その他等に該当する場合は、「()」に簡記してください。
また、スキヤナに関しては、「適用」欄が「1 有」の場合は、該当する取引書類を「()」に簡記してください。
 - ハ 「作成に使用するプログラム」欄は、プログラム名称を記載するとともに、自己開発の有無について該当番号を記載してください。

※ 帳簿に関しては、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には「適用」欄に「1」と、全部又は一部の措置の対象となる帳簿について、その適用要件を満たして保存等を行っていない場合には「2」と、それぞれ記載してください。なお、「電磁的記録で保存している帳簿等の種類」欄には、優良な電子帳簿の要件を満たしているかどうかにかかわらず電磁的記録で保存している帳簿の種類、「作成に使用するプログラム」欄に作成に使用するプログラム(システム名称・自己開発の有無)をそれぞれ記載してください。
- (8) 「⑧ 年末調整関係書類の電子化の状況」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 「年末調整関係申告書の取扱(1 有、2 無)」欄には、源泉徴収を要する給与等の支払が無いなど書面又は電子での年末調整関係書類の提出を役員及び従業員から受ける機会が無い場合に、「2」を記載してください。
なお、「年末調整関係申告書」とは、次の書類をいいます。
 - ・扶養控除等申告書(従たる給与に係るものを含む)
 - ・特定親族特別控除申告書(※)
 - ・配偶者控除等申告書
 - ・基礎控除申告書
 - ・保険料控除申告書
 - ・所得金額調整控除申告書
 - ・住宅借入金等特別控除申告書(※) 令和7年12月以降に行う年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員が提出する申告書をいいます。
 - ロ 「年末調整関係申告書の電磁的方法での受付の可否(1 可、2 否)」欄には、役員及び従業員から提出を受ける年末調整関係申告書の全て又は一部について電磁的方法による受付が可能な場合に、「1」を記載してください。
 - ハ 「保険料等の支払を証する書類の電磁的方法での受付の可否(1 可、2 否)」欄には、役員及び従業員から提出を受ける保険料等の支払を証する書類の全て又は一部について電磁的方法による受付が可能な場合に、「1」を記載してください。

- なお、「保険料等の支払を証する書類」とは、次の書類をいいます。
- ・保険料控除証明書（生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金）
 - ・住宅借入金等特別控除証明書
 - ・年末残高等証明書
- ニ 「従業員による保険料等の支払を証する書類のマイナポータル連携での取得（１ 有、２ 無、３ 未把握）」欄には、役員及び従業員から提出を受けるハの「保険料等の支払を証する書類」（社会保険料については、国民年金保険料及び国民年金基金掛金に限ります。以下同じです。）の全て又は一部について、マイナポータル連携を利用して取得したものがあ場合に、「１」を選択してください(※)。
- (※) マイナポータル連携を利用して取得されているものの有無を把握していない場合は、「３」を選択してください。
- ホ 「年末調整手続でのシステム利用（１ 有、２ 無）」欄には、従業員による年末調整関係申告書の作成又は年末調整手続における超過額などの計算にシステムを利用している場合に、「１」を記載してください。
- ヘ 「年末調整手続で利用するシステム」欄には、該当する「□」の全てにレ印を付してください。なお、「市販のソフトウェア」について、複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を「（ ）」に記載してください。
- (9) 「⑨ その他」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「クラウドの運営・利用状況（１ 運営、２ 利用）」欄及び「クラウドサービスの利用有無（１ 有、２ 無）」の各欄は、該当番号を記載してください。
- ロ 「クラウドサービス名」欄は利用しているクラウドサービスの名称を記載し、「クラウド運営事業者名」欄はサービスの運営会社の名称を記載してください。
- ハ 「WEB会議システムの業務への導入有無（１ 有、２ 無）」欄は該当番号を記載し、「WEB会議システムの名称」欄は導入しているシステムの名称を記載してください。複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を記載してください。
- (10) 用語の意味
- イ 「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」
企業活動（生産・販売・財務会計など）に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。
- ロ 「EDI(Electronic Data Interchange)取引」
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みを利用した取引です。
専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換取引があります。

5 【4.海外取引等の概要】

- (1) 「① 外国子会社数等」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「外国関係会社数」欄は、租税特別措置法第66条の6第2項に規定する外国関係会社に該当する会社数を記載してください。
- ロ 「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。
- ハ 「ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数」欄は、租税特別措置法第66条の4第6項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）を作成又は取得する国外関連者数を記載してください。
- (2) 「② 貿易取引等」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「取引金額（百万円）」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
- ロ 「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、2、3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。
- ハ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
- ニ 「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。
- ホ 仲介貿易（三国間貿易）を行っている場合は、「その他」欄に記入してください。
- (3) 「③ 貿易外取引」の各欄は、次により記載してください。
- なお、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。また、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。
- イ 「取引金額（百万円）」欄は、当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
- ロ 「主な取引先」及び「国名」欄は、取引金額の多いところから取引先2、3社（取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。）とそれぞれの国名を記載してください。
- (4) 「④ 外国為替取引」の「為替予約」欄は「個別予約対象通貨」欄及び「包括予約対象通貨」欄にそれぞれ該当通貨を記載してください。
- (5) 「⑤ オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。

6 【5.外国法人】

- (1) 外国法人である場合に記載してください。
- (2) 「応答者」欄は、当該会社事業概況書（外国法人）を記載した者の氏名、部・課、役職名、所在地及び日本から日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
- (3) 「責任者」欄は、国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、部・課、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。
- (4) 「① 本店の概要」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「所在地」欄は、外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。
- ロ 「資本金」欄は、外国法人の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。
- ハ 「主要株主又は出資者」欄は、保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。
- ニ 「国内源泉所得以外の所得の有無」欄は、当期において、国内源泉所得以外の所得（国外所得）がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付してください。
- (5) 「② 日本国内に所在する支店等の概要」の各欄は、次により記載してください。
- イ 「恒久的施設の種類の種類」欄は、当期において、法第2条第12号の19イに規定する国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所がある場合は「支店、事務所等」欄の「□」にレ印を付し、同号ロに規定する国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を1年超行う場所がある場合は「長期建設工事現場等」欄の「□」にレ印を付し、また、同号ハに規定する国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者（又はこれに準ずる者）がある場合は「代理人」欄の「□」にレ印を付してください。また、日本国内に恒久的施設を有していない場合は「無」欄の「□」にレ印を付してください。
- ロ 「主な取引先」欄は、取引金額が多い取引先について記載してください。
- ハ 「事業部の状況」欄の「責任部署の状況」欄は、支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。
- ニ 「主要役員の状況」欄は、就任期間の長い役員から順に記載してください。また、国外から支払われる給与がある場合は「□ 国外からの給与有無」欄の「□」にレ印を付してください。
- ホ 「従業員数」欄は、支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。
なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。
- ヘ 「従業員のうち国外からの給与がある者の数」欄は、「従業員数」欄に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。
- ト 「本店からの配賦収益」欄は、当期において、本店から配賦された収益がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
- チ 「本店からの配賦費用」欄は、当期において、本店から配賦された費用がある場合、「有無」欄の「□」にレ印を付し、「配賦された金額」欄にその金額を記載してください。
- リ 「財務諸表上の勘定科目」欄は、本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。
- ヌ 「配賦計算方法」欄は、配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。

7 【6. 通算子法人】

- (1) 通算子法人である場合に記載してください。
- (2) 「① 通算グループ内での位置づけ等の概要」欄には、以下の内容を記載してください。
イ 法人が通算グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日
ロ 通算グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等
- (3) 「② 主要役員の出向受入の状況」欄は、「総括表」の「⑧ 主要役員の状況」欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の氏名及び出向元法人名を記載してください。
- (4) 「③ 他の通算法人からの管理等の状況」の各欄は、親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は通算グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。
イ 「管理部署等」欄は、親法人等の法人名及び管理部署を記載してください。
ロ 「被管理部署」欄は、親法人等の管理部署ごとに法人の管理されている部署を記載してください。
ハ 「主な管理内容」欄は、親法人等へ報告等している内容等を記載してください。
- (5) 「④ 通算親法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、法第2条第12号の6の7に規定する通算親法人（以下「通算親法人」といいます。）との当期の取引金額を記載してください。
- (6) 「⑤ 他の通算子法人との取引状況」欄は、掲記の各項目について、他の通算子法人との当期の取引金額を記載してください。
- (7) 「⑥ 通算グループ法人以外の法人との取引状況」欄は、通算親法人及び他の通算子法人以外の法人に対する売上高及び仕入高それぞれについて、取引金額が多い順に記載してください。

出資関係図の添付について

1 出資関係図の添付

法人が、当該法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図(以下「出資関係図」といいます。)を添付することとされていますので(法人税法施行規則第35条第1項第5号並びに第61条の5第1号ト及び第2号ト)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人(内国法人及び外国法人)について記載していただくことになります。

(注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第2条第12号の7の6)。

2 仮決算による中間申告書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

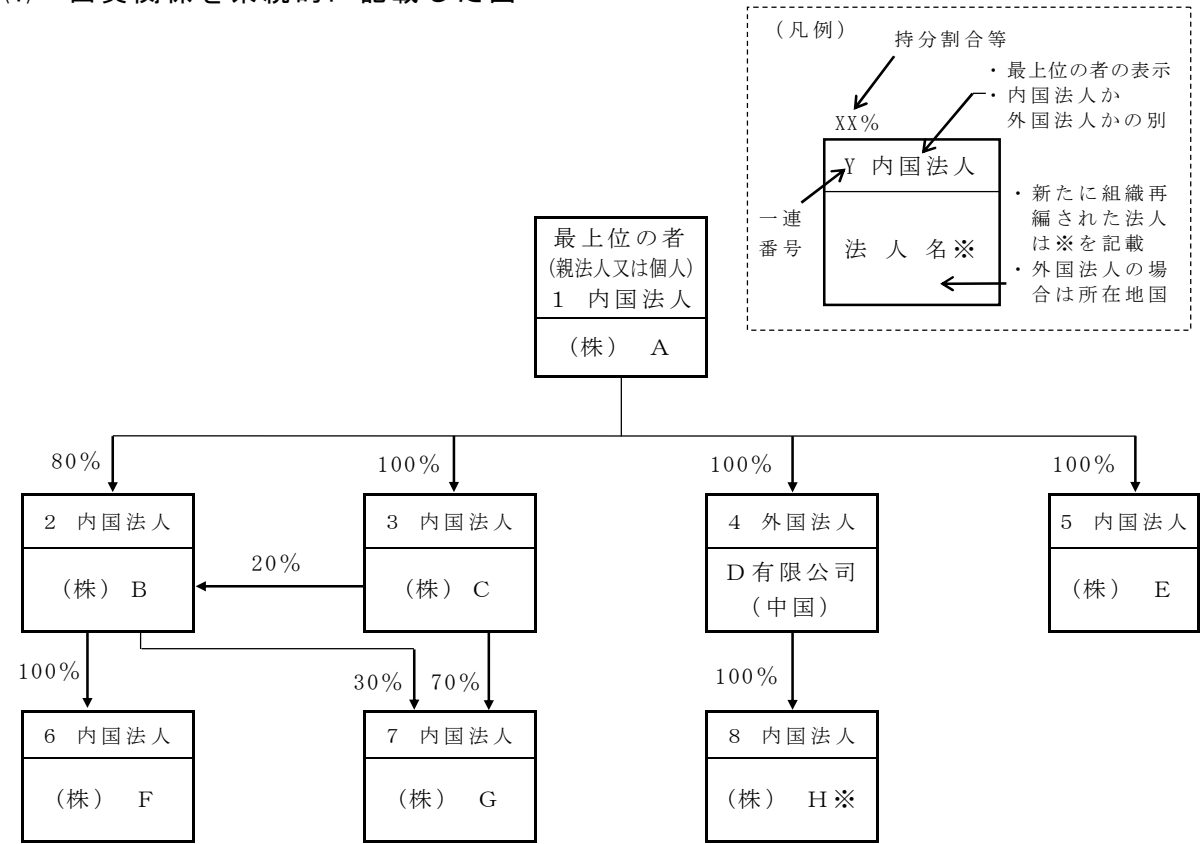
2 記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

- (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。
- (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。
- (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)
- (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、完全支配関係発生日、決算期等の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

《 出資関係図の作成例 》

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	完全支配関係発生日	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	(株) A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼		314,158,750	3.31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	○年×月△日	34,150,000	6.30	会社分割
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

- (注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。
- 2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。
- 3 「備考」欄に、完全支配関係となった組織再編の手法等を記載してください。

法人事業概況説明書の記載要領

法人税確定申告書を提出する際には、「法人事業概況説明書」を添付してください。

税務署

1 はじめに

- (1) この「法人事業概況説明書の記載要領」は、特に記載要領を明らかにしておく必要があると思われる項目のみを取りまとめたもので、記載事項の全てを説明しているものではありません。
記載に当たりご不明の点がありましたら、税務署へお問合せください。
- (2) 記載を了した法人事業概況説明書は、他の書類とホチキス止め等をしないで、申告書に挟み込んでご提出ください。

令和6年3月1日以後終了事業年度分から、法人事業概況説明書の様式を改訂しておりますのでご注意ください（「5 PC利用状況」の「(7) 電帳法適用状況」及び「20 年末調整関係書類の電子化の状況」の欄を改訂しました。）。

2 一般的留意事項

次の事項に留意して、黒のボールペン等で丁寧に記載してください。

- (1) □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を、右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生ずる場合は、枠を無視して記載してください。
- (2) 金額は、**千円単位（千円未満切捨て）**で記載してください（「取引金額」欄については、百万円単位（百万円未満切捨て）で、「源泉徴収税額」欄については、円単位で記載してください。）。
なお、千円未満（「取引金額」欄については、百万円未満）を切り捨てたことにより記載すべき金額がなくなった場合又はもともと記載すべき金額がない場合には、空欄のままとしてください。
- (3) 記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「△」又は「－」を付してください。
なお、「▲」は使用しないでください。
- (4) 複数の項目から該当項目を選択する欄については、該当項目の□内に○印を付して表示してください。

3 記載要領

記載欄				記 載 要 領
1 事業内容				営む事業の内容を記載してください。 (注) 詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。
2 支店・子会社の状況	(1) 支店	国内	・支店・店舗数	国内に所在する支店、営業所、出張所、工場、倉庫等（以下「支店等」といいます。）の総数を記載してください。
		海外	・支店・店舗数 ・所在地国 ・従業員数	海外に所在する支店等（以下「海外支店等」といいます。）の総数を記載してください。 また、主な海外支店等の所在地国を記載するとともに、その海外支店等において勤務する従業員数を記載してください（複数の国に海外支店等がある場合には、従業員数が多いものから2つ記載してください。）。
	(2) 子会社	国内	・国内子会社の数	国内子会社の数を記載してください。
		海外	・海外子会社の数 ・うち出資割合が50%以上の海外子会社の数	海外子会社の数を記載するとともに、そのうち、出資割合が50%以上の海外子会社の数を記載してください。 また、主な海外子会社及びその海外子会社に対する出資割合を記載してください（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が高いものから2社記載してください。）。 なお、出資割合については、小数点以下は切り捨ててください。

記載欄		記 載 要 領
3 海外取引状況	(1) 取引種類	海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、輸入取引又は輸出取引がある場合には、輸入取引又は輸出取引の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を<u>百万円単位</u>で記載してください。 （注） 輸入取引及び輸出取引がいずれもある場合には、両方に○印を付してください。
	(2) 輸出入以外の海外取引	輸出入以外の取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、輸出入以外の取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、輸出入以外の海外取引で、掲記の取引以外の取引がある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（ ）内に取引内容を記載してください。
4 期末従事員等の状況	(1) 期末従事員の状況	常勤役員以下の空欄には該当の職種を記載するとともに、それぞれの人数を記載してください。 （職種の記載例） 工員、事務員、技術者、販売員、労務者、料理人、ホステス等
	・計のうち代表者家族数	期末従事員のうち代表者の家族の人数を記載してください。 （注） 同居、別居は問いません。また、代表者本人は含みません。
5 PCの利用状況	(1) PCの利用	PCの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注） PCには、パーソナルコンピュータ（パソコン）のほか、タブレット端末、オフィスコンピュータ（オフコン）、ワークステーション、メインフレームなどのコンピュータを含みます。
	(2) PCのOS	利用しているPCのOSについて、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記のOS以外に利用しているものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（ ）内に利用しているOSの名称を記載してください。
	(3) PCの利用形態	PCを利用している業務について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 （注） 自己所有、リースにかかわらず記載してください。
	(4) 会計ソフトの利用等	会計帳簿（仕訳帳、総勘定元帳及び補助簿など）の作成にあたり、会計ソフト（自社開発含む）を利用している場合は、「有」に○印を付して表示してください。 （注） 他社に記帳代行を依頼している場合には「有」に○印を付してください。
	(5) 会計ソフト名	会計ソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。
	(6) メールソフト名	メールソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。
	(7) 電帳法適用状況	帳簿や国税関係書類を電子データで保存している場合において、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っているときは「優良」の□内に○印を、それ以外のときは「一般」の□内に○印を付して表示してください。また、国税関係書類をスキャナ保存している場合は、「スキャナ」の□内に○印を付して表示してください。
6 販売形態	(1) 電子商取引（インターネット取引）	電子商取引の有無及びその内容について、該当項目の□内に○印を表示してください。
	(2) 販売チャネル	（1）で「有・売上」に○印を表示した場合、販売に使用しているホームページについて、該当項目の□内に○印を表示してください。
7 株主又は株式所有異動の有無（うち株式交付）		自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動の有無について、異動が有の場合は「有」の□内に○印を付して表示するとともに、その自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動が自社を会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社又は株式交付親会社とする同法第2条第32号の2に規定する株式交付に伴うものである場合には、「株式交付」の□内に○印を付して表示してください。

記載欄		記 載 要 領
8 経理の状況	(1) 管理者	現金出納及び預金通帳の管理責任者の氏名を記載するとともに、当該管理責任者と代表者との関係を該当項目の□内に○印を付して表示してください。
	(3) 源泉徴収対象所得	当期に取り扱った源泉徴収の対象所得について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。
	(4) 消費税	当期の消費税の課税売上高を <u>千円単位</u> で記載してください。
	・当期課税売上高	
	・経理方式	消費税の経理処理の方法を、□内に○印を付して表示してください。 (注) 売上げ等の収益に係る取引につき税抜経理方式を適用している場合において、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引いずれかについて税込経理方式を適用しているときは、「税抜」の□内に○印を付して表示してください。
(5) 社内監査		経理についての社内監査の実施の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 また、社内監査にチェックシート等を活用している場合には、()内にそのチェックシートの名称を記載してください。
9 役員又は役員報酬額の異動の有無		役員の異動又は役員報酬額の異動の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。
10 主要科目		基本的には決算額によりますが、申告調整（申告書別表四又は申告書別表五（一）での加減算）がある場合には、「交際費」を除き、その調整後の額を記載するほか、以下に留意してください。 なお、千円単位で記載してください。 (1) 値引き、割戻し等がある場合の該当科目欄の記載は、それを控除した後の額を記載してください。 (2) 退職金は、掲記の人件費に関する各科目には含めないでください。 (3) 「労務費」欄には、福利厚生費等を除いた金額を記載してください。 (4) 「交際費」欄には、交際費等の支出額の合計額を記載してください。 (5) 「地代家賃」欄は、支払地代家賃の額を記載してください。 (6) 「受取手形」、「売掛金」欄は、貸倒引当金の控除前の額を記載してください。 (7) 「受取手形」欄には、電子記録債権を含めて記載いただいても差し支えありませんが、融通手形の額を含めないでください。 (8) 「建物」、「機械装置」、「車両・船舶」欄は、減価償却累計額控除後の額を記載してください。 (9) 「土地」欄には、借地権等の額を含めてください。 (10) 「支払手形」欄には、電子記録債務を含めて記載いただいても差し支えありませんが、固定資産の購入に係るもので区分可能なもの及び融通手形を含めないでください。 (11) 「買掛金」欄には、原価性を有する未払金等を含めてください。 (12) 「個人借入金」欄には、銀行・信用金庫・信用組合からの借入金以外の借入金の合計額を記載してください。 (13) 「その他借入金」欄には、「個人借入金」欄に記載した以外の借入金の合計額を記載してください。 (14) 「資産の部合計」欄は、「負債の部合計」欄と「純資産の部合計」欄の計と一致するよう検算願います。 (注) 1 不動産賃貸業における原価性を有する支払地代家賃・リース料は、「原材料費（仕入高）」欄に含めてください。 2 運送業における原価性を有する燃料費は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 3 金融業・保険代理業における原価性を有する支払利息割引料は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 4 金融業・保険代理業における未収利息は「売掛金」欄に記載してください。 5 金融業・保険代理業における未払利息は「買掛金」欄に記載してください。

記載欄		記 載 要 領
11	代表者に対する報酬等の金額	同族会社の場合には、代表者に対する「報酬」、「賃借料」、「支払利息」、「貸付金」、「仮払金」及び代表者からの「借入金」、「仮受金」の額を <u>千円単位</u> で記載してください。
12 事業形態	(1) 兼業の状況	2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、売上（収入）高に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。
	(2) 事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。
	(3) 売上区分	売上（収入）高に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。
13	主な設備等の状況	事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 (例) ○ 機械装置の状況には、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○ 車両等の状況には、名称・用途・台数等について記載してください。 ○ 店舗等の状況には、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○ 倉庫等の利用状況には、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○ 客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 (注) 機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。
15	帳簿類の備付状況	作成している帳簿類について記載してください。 なお、国税関係帳簿ごとに優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っている場合には、帳簿書類の名称の末尾に「○」を記載してください。 (記載例) 総勘定元帳○、仕訳帳○、固定資産台帳○、経費帳○、売掛帳○、買掛帳○、受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌等
16	税理士の関与状況	税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。
17	加入組合等の状況	主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。
18	月別の売上高等の状況	売上（収入）金額、仕入金額等の月別の状況を記載してください。 (注) 1 複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2 「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3 「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含みます。）を記載してください。 4 「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額(年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額)を<u>円単位</u>で記載してください。 5 「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含みます。）を記載してください。
19	当期の営業成績の概要	経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 (注) 同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。

記載欄	記 載 要 領
20 年末調整関係書類の電子化の状況	「16 税理士の関与状況」の「関与状況」の欄のうち、「源泉徴収関係事務」欄に○印がある場合は、年末調整関係書類の電子化の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示いただくよう、ご協力をお願いします。 (注) 1 「(1)年末調整関係申告書の取扱」欄には、源泉徴収を要する給与等の支払が無いなど書面又は電子での年末調整関係書類の提出を役員及び従業員から受ける機会が無い場合に、「無」を選択してください。 2 この欄の「年末調整関係申告書」とは、次の申告書をいいます。 ・ 扶養控除等申告書（従たる給与に係るものを含む） ・ 特定親族特別控除申告書(※) ・ 配偶者控除等申告書 ・ 基礎控除申告書 ・ 保険料控除申告書 ・ 所得金額調整控除申告書 ・ 住宅借入金等特別控除申告書 (※) 令和7年12月以降に行う年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員が提出する申告書をいいます。 3 この欄の「保険料等の支払を証する書類」とは、次の書類をいいます。 ・ 保険料控除証明書（生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金） ・ 住宅借入金等特別控除証明書 ・ 年末残高等証明書 4 「(2)年末調整関係申告書の電磁的方法での受付の可否」欄には、役員及び従業員から提出を受ける2の「年末調整関係申告書」の全て又は一部について電磁的方法による受付が可能な場合に、「可」を選択してください。 5 「(3)保険料等の支払を証する書類の電磁的方法での受付の可否」欄には、役員及び従業員から提出を受ける3の「保険料等の支払を証する書類」の全て又は一部について電磁的方法による受付が可能な場合に、「可」を選択してください。 6 「(4)従業員による保険料等の支払を証する書類のマイナポータル連携での取得」欄には、役員及び従業員から提出を受けた3の「保険料等の支払を証する書類」（社会保険料については、国民年金保険料及び国民年金基金掛金に限ります。）のうち、マイナポータル連携を利用して、その書類の全て又は一部が取得されているものがある場合に、「有」を選択してください(※)。 (※) マイナポータル連携を利用して取得されているものの有無を把握していない場合は、「未把握」を選択してください。 7 「(5)年末調整手続でのシステム利用」欄には、従業員による年末調整関係申告書の作成又は年末調整手続における超過額などの計算にシステムを利用している場合に、「有」を選択してください。 8 「(6)年末調整手続で利用するシステム」欄には、該当項目の全てを選択してください。 なお、「市販のソフトウェア」について、複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を「()」に記載してください。

出資関係図の添付について

1 出資関係図の添付

法人が、当該法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図(以下「出資関係図」といいます。)を添付することとされていますので、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします。

また、グループ通算制度の承認又は連結納税の承認を受けている場合も同様に、親法人との間に完全支配関係がある法人との出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします。

(法人税法施行規則第35条第1項第5号、同規則第61条の5第1号ト及び同条第2号ト、法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年財務省令第56号)による改正前の法人税法施行規則第37条の12第5号)

(注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第2条第12号の7の6)。

2 仮決算による中間申告書、清算事業年度予納申告書及び連結法人の個別帰属額の届出書に関しては、添付不要です。

3 出資関係図は、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。

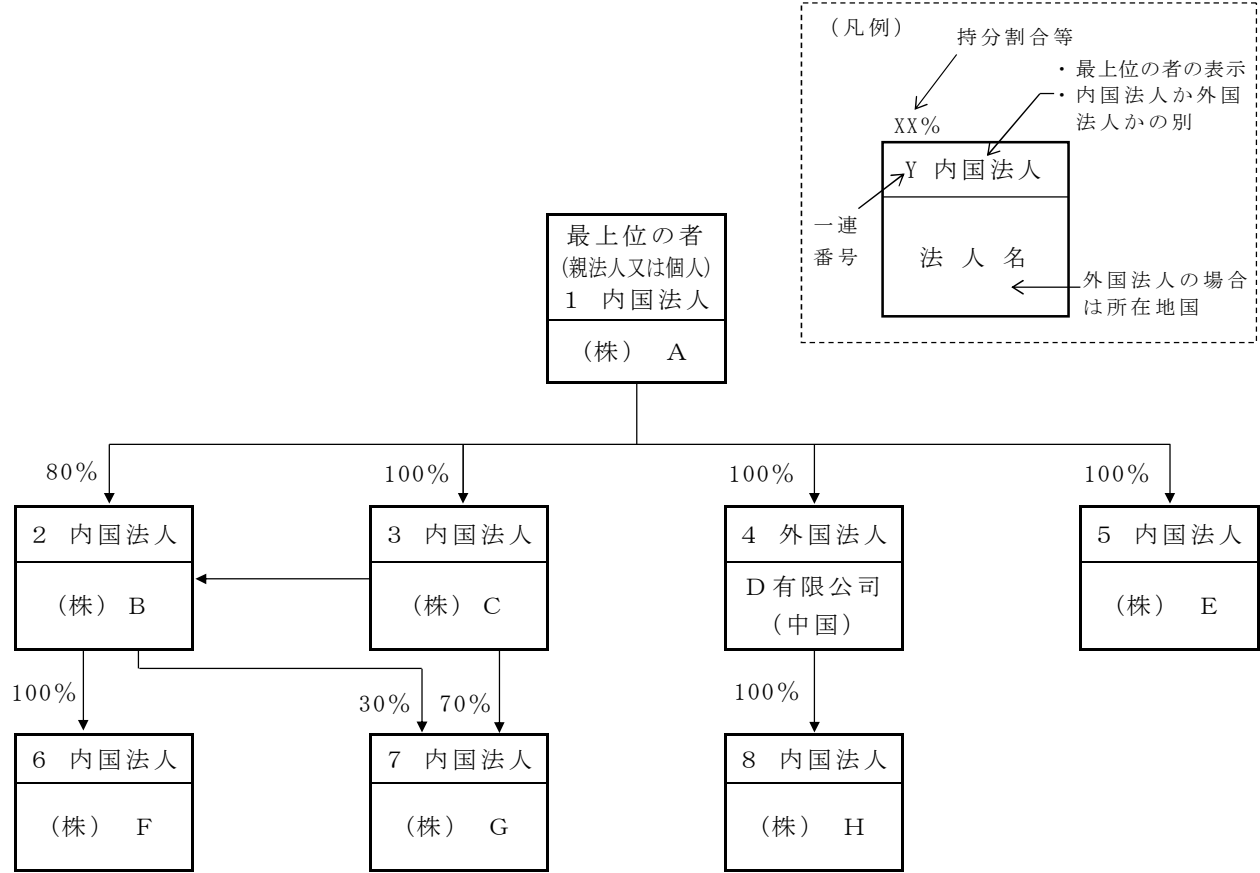
2 記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

- (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。
- (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。
- (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)
- (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、決算期等の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

《出資関係図の作成例》

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等 (千円)	決算期	備考
1	麹町	(株) A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

申告期限の延長申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、災害その他やむを得ない理由によって、決算が確定しないため又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、法人税の確定申告書をその提出期限までに提出できないときに、法人税法第 75 条又は第 144 条の 7 の規定によりその提出期限の延長を申請する場合（国税通則法第 11 条の規定によって既にその提出期限の延長が認められている場合を除きます。）に使用してください。

なお、定款の定めにより提出期限までに定時総会が招集されない常況にあること等法人税法第 75 条の 2 第 1 項の理由による場合には、「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

- 2 この申請書の提出期限は、確定申告書の提出期限の延長を申請しようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

（注） 通算法人が申告期限の延長の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限となります。

- 3 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出区分」欄は、通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。
- (2) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書を提出できると認められる日を記載してください。
- (3) 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実又は法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びにその指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。
- (4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間（指定を受けた期日前に法人税の確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間）について利子税を納付する必要があります。

（注） この申請書により法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められた場合には、地方法人税の確定申告書の提出期限も延長されることとなりますが、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

5 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

- (2) みなし承認

この申請書を提出した場合において、提出期限を延長しようとする申告書に係る事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出期限の延長又は却下の処分がなかったときは、指定を受けようとする期日により提出期限の延長がされたものとみなされます。

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- この申請書は、内国法人が法人税法第 75 条の 2 の規定により、又は外国法人が同法第 144 条の 8 の規定により、それぞれ次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に使用してください。
 - ① 定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - ② 通算法人が多数に上ること、その他これに類する理由により法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - ③ 会計監査人を置いており、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から 3 月（通算法人にあっては、4 月）以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ④ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から 3 月（通算法人にあっては、4 月）以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ⑤ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から 4 月以内に法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長月数の指定を受けようとする場合
 - ⑥ ④又は⑤に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合なお、これらの規定は、平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成 22 年 10 月 1 日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度（通算法人にあっては、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を除く。）には適用がありません。
- この申請書の提出期限は、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日（通算法人にあっては、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内）までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出区分」欄は、通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。
- (2) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

また、2 月以上（通算法人の確定申告書にあっては、3 月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数（ ）」の（ ）内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け 1 月（通算法人の確定申告書にあっては、2 月）延長しようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数（ ）」の（ ）内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数（ ）」の（ ）内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数（ ）」の（ ）内に記載してください。

(注) 申請の事由が上記 1 の③に該当する場合は、（ ）内には「2」から「4」までの数字を記載してください。
- (3) 「各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から 4 月以内）に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記 1 の①から⑥までに掲げる事由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。
- (4) 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
- (5) 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

- この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

- (注) 1 この申請書により法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められた場合には、地方法人税の確定申告書の提出期限も延長されることとなりますが、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。
- 2 通算法人が申告期限の延長の特例の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限についても延長されたものとみなされます。
 - 3 申告期限の延長の特例を受けている通算グループから離脱した際に、離脱した法人が法人税法第 75 条の 2 に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例をその後も受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。
 - 4 通算法人以外の法人が、この申請により法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例が認められていた場合でも、その後、通算法人となった後に法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出する必要があることにご注意ください。

5 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- (2) みなし承認
この申請書を提出した場合において、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から 15 日以内（通算法人にあっては、2 月以内）に提出期限の延長又は申請の却下の処分がなかったときは、1 月間（通算法人にあっては、2 月間）（上記 1 ③から⑤までの指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数の期

間とし、上記 1 ⑥の指定を受けた月数の変更をしようとする場合にはその変更後の月数の期間とします。) 、その事業年度以後の各事業年度の法人税の確定申告書の提出期限の延長がされたものとみなされます。

青色申告の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が各事業年度における法人税の確定申告書（法人税法第 82 条の 6 第 1 項の規定による申告書を除きます。）及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
なお、その事業年度が次に掲げる事業年度に該当するときは、それぞれ次に定める日までに提出してください。
 - (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (3) 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (4) 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (5) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(4)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日（注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。
- 3 「参考事項」欄は、次により記載してください。
 - (1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3 枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1 週間ごと」、「1 0 日ごと」のように記載します。
 - (2) 「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。
 - (3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を、例えば「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
 - (4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 青色申告の承認を受けていない内国法人がグループ通算制度の承認を受けた場合には、グループ通算制度の承認の効力が生じた日において青色申告の承認があったものとみなされますので、この申請書を提出する必要はありません。
 - (2) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (3) みなし承認
この申請書を提出した場合において、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後 6 月経過する日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。

納税地
法人名等
清算人氏名
代表者又は

殿

法第 号
令和 年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

㊟

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 3 項又は同条第 4 項により読み替えられた法人税法第 127 条第 1 項第 号に掲げる事実該当するので、この通知を受けた日の前日（当該前日が貴法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、この通知を受けた日）の属する事業年度又は同号に定める事業年度（当該事業年度が法人税法第 64 条の 9 第 1 項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日が貴法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）の属する事業年度（以下「失効事業年度」といいます。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度）以後これを取り消すので通知します。（取消処分の基因となった事実）

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

- (注) 1 貴法人が通算法人である場合には、法人税法第 64 条の 10 第 5 項の規定により、通算承認の効力は、この通知を受けた日から失います。
- 2 貴法人によりその発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有される通算子法人がある場合は、法人税法第 64 条の 10 第 6 項の規定により、当該通算子法人についても同様に、通算承認の効力は、貴法人がこの通知を受けた日から失います。

青色申告の承認の取消通知書（通算法人用）

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書（通算法人用）」は、通算法人へ青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「法人税法第 127 条第 1 項第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実に該当する号数を記載する。また、該当する号数が 2 以上ある場合は、主な取消理由の号数のみを記載する。 また、通算法人であった内国法人については、法人税法第 127 条第 4 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項各号に定める事業年度を記載する（その事業年度が同法第 64 条の 9 第 1 項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）の属する事業年度（以下「失効事業年度」という。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度となることに留意する。）。
取消処分 の基因 となった 事 実	青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当 者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 3 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 3 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

納税地
法人名等
清算人氏名
代表者又は

殿

法第 号
令和 年 月 日

税 務 署 長
財務事務官



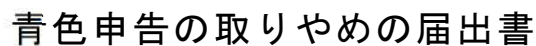
青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 項第 号（法人税法第 127 条第 4 項により読み替えて適用する場合を含みます。）に該当するので、
自平成・令和 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。
至平成・令和 年 月 日

（取消処分の基因となった事実）

この通知に係る処分は、	の職員の調査に基づいて行いました。
-------------	-------------------

（規格 A 4）



青色申告の取りやめの届出書の記載要領等

【令和8年1月1日前開始事業年度分】

- 1 この届出書は、法人税法第121条第1項の承認を受けている法人（通算法人を除きます。）が、令和8年1月1日前に開始する事業年度の同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「青色申告の承認申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。
 - イ 所轄税務署長から承認の通知があった場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。
 - ロ 最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日。以下同じ。）までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該事業年度終了の日を記載してください。
 - (2) 「青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由」欄には、青色申告書による法人税の申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。
 - (3) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (4) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

棚卸資産の評価方法・

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・

特定譲渡制限付暗号資産の評価方法・

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

の変更承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に必要事項を記載して提出してください。
この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請又は特定譲渡制限付暗号資産の評価方法の変更承認申請又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。
また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。
- 4 評価方法又は算出方法（以下「評価方法等」と言います。）の選定は、原則として次の(1)から(4)までのとおり行うことになっており、現行によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は短期売買商品等若しくは有価証券だけについて明確に記載してください。
 - (1) 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う。
 - (2) 特定譲渡制限付暗号資産（法人税法第61条第2項第1号ロに規定する自己発行暗号資産を除きます。以下(2)において同じです。）の評価方法の選定は、特定譲渡制限付暗号資産の種類ごとに行う。
 - (3) 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに、かつ、法人税法施行令第118条の6第2項各号の暗号資産の区分ごとに行う。
 - (4) 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行う。
- 5 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。
 - (2) 「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類等及び区分・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成品を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、暗号資産以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、暗号資産については、その種類及び①特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産に非該当）、②特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産に該当）、③特定自己発行暗号資産又は④その他暗号資産の区分を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。
したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。
（注）新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。
 - (3) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等棚その届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じです。）を記載してください。
 - (4) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。
 - (5) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする評価方法等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
 - (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。
 - (2) みなし承認
この申請書を提出した場合において、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を

採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。

取替法採用承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第 10 条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「取替資産の名称 1」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第 10 条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類及び品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。
 - (2) 「同上の法人税法施行規則第 10 条各号の区分 2」欄には、(1)の資産の法規第 10 条各号の区分を記載してください。
 - (3) 「所在する場所 3」欄には、(1)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。
 - (4) 「数量 4」、「取得価額 5」及び「帳簿価額 6」の各欄には、(1)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時における数量、取得価額（昭和 27 年 12 月 31 日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。
 - (5) 「参考事項」欄には、(1)の資産について 1 年間で使用に耐えなくなって取り替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (2) みなし承認
この申請書を提出した場合において、取替法を採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。

税務署受付印

リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法・
経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒										
	(フリガナ)											
	法 人 名 等											
	法 人 番 号											
	(フリガナ)											
	代 表 者 氏 名											
代 表 者 住 所	〒											
事 業 種 目	業											
☐ リース賃貸資産について、旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。 ☐ 経過リース資産について、経過リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。 記												
資 産 、 設 備 の 種 類		改定取得価額の合計額		資 産 、 設 備 の 種 類		改定取得価額の合計額						
建 物												
建 物 附 属 設 備												
構 築 物												
船 舶												
航 空 機												
車 両 及 び 運 搬 具												
工 具												
器 具 及 び 備 品												
機 械 及 び 装 置												
() 設備												
参 考 事 項	1 採用する事業年度 自 令和 年 月 日											
	2 その他 至 令和 年 月 日											
税 理 士 署 名												
※税務署処理欄	部 門		決 算		業種 番号		番 号		整 理 簿		備 考	

リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法・ 経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、次に掲げる場合に、必要事項を記載して提出してください。

- (1) 法人が法人税法施行令第49条の2第1項の規定に基づき、リース賃貸資産（同令第48条第1項第6号に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。）をいいます。以下同じです。）の償却方法に旧リース期間定額法を採用しようとする場合
- (2) 法人が法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第121号。以下「改正令」といいます。）附則第7条第2項の規定に基づき、経過リース資産（法人税法施行令第48条の2第5項第4号に規定するリース資産のうち当該リース資産についての同項第5号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年3月31日以前に締結されたもの（その取得価額に同項第6号に規定する残価保証額に相当する金額が含まれているもの）に限りま）をいいます。以下同じです。）の償却方法に経過リース期間定額法を採用しようとする場合

2 この届出書は、上記1(1)又は(2)の償却方法を採用しようとする事業年度（経過リース期間定額法の採用は令和9年3月31日後最初に開始する事業年度以前の事業年度に限りま）の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

また、標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付し、同時にリース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出と経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出を行う場合には、別々に届出書を提出してください。

3 各欄は、次により記入してください。

- (1) 「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産又は経過リース資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。

この場合、機械及び装置については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

イ 次の減価償却資産（次のハ及びニの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

- (イ) 建物附属設備
- (ロ) 構築物
- (ハ) 船舶
- (ニ) 航空機
- (ホ) 車両及び運搬具
- (ヘ) 工具
- (ト) 器具及び備品

ロ 機械及び装置（次のハ及びニの減価償却資産を除きます。）については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

- (2) 「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産又は経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度において有する経過リース資産の改定取得価額（法人税法施行令第49条の2第3項又は改正令附則第7条第4項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。
- (3) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (4) 「※税務署処理欄」には、何も記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

納税地
法人名等
代氏
表
者名

殿

法第 号
令和 年 月 日

国 税 局 長
財務事務官

印

特 別 な 償 却 率 の 変 更 通 知 書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する事業年度以後の各事業年度について適用されます。

記

変 更 の 対 象		
種 類	細 目	帳 簿 価 額（千円）
変 更 後 の 償 却 率		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

（規格 A 4）

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

なお、償却方法の変更承認申請は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。

(注) 鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。

- 2 この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。

- 3 減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。

- 4 各欄は、次により記入してください。

- (1) 「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。

なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。

イ 次の減価償却資産（次のハ及びニの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

- (イ) 建物附属設備
- (ロ) 構築物
- (ハ) 船舶
- (ニ) 航空機
- (ホ) 車両及び運搬具
- (ヘ) 工具
- (ト) 器具及び備品

ロ 機械及び装置（次のハ及びニの減価償却資産を除きます。）については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

- (2) 「現によっている償却方法」欄には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じ。）を記入してください。
- (3) 「現によっている償却方法を採用した年月日」欄には、現在採用している償却方法を採用した事業年度開始の日を記入してください。
- (4) 「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。
- (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6)「※」欄は記載しないでください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2) みなし承認

この申請書を提出した場合において、新たな償却方法を採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。
なお、この届出書は更新資産の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「更新資産の取得をした日の属する事業年度1」欄には、法人税法施行令第57条第7項に規定する更新資産を取得した日の属する事業年度を記載してください。
 - (2) 「届出の事由2」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第18条第1項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届 出 の 事 由
第1号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第2号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第1号該当の場合】

- (3) 第1号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第18条第1項第1号に定める要件（更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること）を満たしている必要がありますので御注意ください。

【第2号該当の場合】

- (4) 第2号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第18条第1項第2号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。

イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の10%以下であること

具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（以下(4)において「付表」といいます。）のgの計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」（以下(4)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。）(※)のgの計に記載した金額の10%以下であるかどうかにより判定します。

※ 短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度の直前の事業年度において、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のgの計に記載した金額により判定します。

ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと

具体的には、付表のo欄の年数と短縮特例承認資産の明細書のo欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。

【共通記載項目】

- (5) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間3」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のo欄の年数を記載してください。
- (6) 「未経過使用可能期間4」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のp欄の年数を記載してください。
- (7) 「短縮特例承認資産の種類及び名称5」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の

耐用年数等に関する省令別表又は平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

- (8) 「短縮特例承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日 6」の欄には、短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。

- (9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 届出書の提出に当たっては、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)を添付してください。

5 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

- (2) みなし承認

上記 2 の期限までにこの届出書を提出した場合には、この届出書をもって耐用年数の短縮の承認申請書とみなし、更新資産の取得をした日の属する事業年度終了の日（中間申告書を提出する場合には、事業年度開始の日以後 6 月の期間の末日）において、耐用年数の短縮の承認があったものとみなされます。

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を 同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。

なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。

- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「届出資産の取得をした日の属する事業年度1」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度を記載してください。

- (2) 「届出の事由2」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第57条第1項第1号、法人税法施行規則第16条第1号又は同条第3号（法人税法施行令第57条第1項第1号及び法人税法施行規則第16条第1号に係る部分に限りです。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。

なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第57条第8項又は法人税法施行規則第18条第3項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること (法人税法施行令第57条第1項第1号)	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 (法人税法施行令第57条第8項)
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること (法人税法施行規則第16条第1号)	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第18条第3項第1号)
3	上記1又は2に準ずる事由 (法人税法施行規則第16条第3号)	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第18条第3項第2号)

- (3) 「届出資産の種類及び名称3」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成20年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

- (4) 「同上の資産の（4～6）」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。

- (5) 「既承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日7」欄には、既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。

- (6) 「参考となるべき事項8」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第57条第1項第1号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。（例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等）

- (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 届出書の提出に当たっては、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（付

表)を添付してください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) みなし承認

上記2の期限までにこの届出書を提出した場合には、この届出書をもって耐用年数の短縮の承認申請書とみなし、届出資産の取得をした日の属する事業年度終了の日（中間申告書を提出する場合には、事業年度開始の日以後6月の期間の末日）において、耐用年数の短縮の承認があったものとみなされます。

外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、次に掲げる場合に、必要事項を記載して提出してください。
 - (1) 法人が外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 122 条の 6 の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合
 - (2) 法人が短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第 122 条の 11 の規定に基づいて、既に選定している法人税法第 61 条の 10 に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を変更しようとする場合
- 2 この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

この場合、その変更の対象とした事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日。ただし、その内国法人が通算子法人である場合には、その事業年度開始の日の属するその通算子法人に係る通算親法人の事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日とする。）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。
- 3 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他の参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの申請書を記載してください。

(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

 - 1 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）
 - 2 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）
 - 3 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）
 - 4 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記 3 の有価証券を除きます。））
 - 5 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）
 - 6 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）
- 4 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記 3 (注) の区分を記載してください。

なお、1 の (2) の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。
 - (2) 「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。
 - (3) 「現によっている期末換算方法等」欄には、1 の (1) の場合は、現在採用している期末換算の方法（期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。）を記載し、1 の (2) の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。
 - (4) 「左の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度の開始の日を記載してください。
 - (5) 「採用しようとする新たな期末換算の方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。

なお、1 の (2) の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。
 - (6) 「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。
 - (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (2) みなし承認
この申請書を提出した場合において、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が災害その他やむを得ない特別な事情があるため、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までの期間内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の2月前までに提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「代替資産を取得することが困難である理由」欄には、法人税法第48条第1項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。
 - (2) 「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第48条第1項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。
 - (3) 「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。
 - (4) 「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日を記載してください。
 - (5) 「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄
イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - (6) 「申請の日における法人税法第48条第1項又は第49条第1項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第48条第1項又は第49条第1項に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄
イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
ニ 「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。
ホ 「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。
 - (8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (2) みなし承認
この申請書を提出した場合において、保険金の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までに指定又は却下の処分がなかったときは、指定を受けようとする期日により指定がされたものとみなされます。

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

資 産 の 種 類	災 害 前 の 価 値	災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額				保 険 金 受 取 額	は 金 額 又 償 金 賠 害 保 損 等
		資 産 の 減 失 額	被 害 資 産 の 原 価 等	被 害 資 産 の 復 元 費 用	大 小 損 失 の 発 生 費 用		
	円	円	円	円	円	円	
災害損失特別勘定							
合 計							

災害により生じた損失の額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人税法（以下「法」といいます。）第58条第1項に規定する災害損失金額若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条第1項に規定する震災関連原状回復費用に係る損失の額（以下「災害損失金額等」といいます。）が生じた場合で翌事業年度以後に法第58条第1項に規定する欠損金額のうち災害損失金額等に達するまでの金額につき法第57条第1項の規定の適用を受けようとするとき、法第78条若しくは第144条の11の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による中間申告をする場合に限りです。）又は法第80条第5項において準用する同条第1項の規定若しくは第144条の13第11項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付の請求をする場合において、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産（以下「棚卸資産等」といいます。）について災害により生じた損失の額を算出するために作成し、申告書別表七(一)に添付して提出してください。

また、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

- 2 この明細書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその棚卸資産等の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。
- (2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日（上記1の達するまでの金額につき法第57条第1項の規定の適用を受けようとする場合において大規模な災害の場合その他やむを得ない事情があるときはその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日とし、震災特例法第15条第1項に規定する震災関連原状回復費用にあつては東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日とします。）の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。
- (3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。
- (4) 「保険金又は損害賠償金等の額」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。
- (5) 「災害損失特別勘定」の「被害資産の現状回復のための費用等に係る損失の額」及び「計」の欄には、当該事業年度において繰り入れた災害損失特別勘定の金額を記載してください。

税務署受付印		継続等の場合の所得税額等の還付請求書		※整理番号	
令和 年 月 日 税 務 署 長 殿	納 税 地	〒			
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目	業				

平成 22 年改正前の法人税法第120条の規定に基づき下記のとおり継続等の場合の所得税額等の還付を請求します。

記

継 続 又 は 合 併 の 日			年 月 日		
区 分			請 求 金 額		※ 金 額
還付を受けようとする税額の計算	所 得 税 の 額 等	1			
	外 国 税 額	2			
	計 (1 + 2)	3			
	控 除 し た 金 額	4			
	控除しきれなかった金額 (3 - 4)	5			
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		貯金口座の記号番号 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名											
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		入力		備考		通信日付印	年 月 日	確認	
-------------	----	--	---------	--	----------	--	----	--	----	--	-------	-------	----	--

特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の取得
予定資産の明細書

事業年度



法人名

付表

譲渡資産の明細	種	類	1	特別勘定金額の計算	特 別 勘 定 と し て 経 理 し た 金 額	6	円	
	構 造 又 は 用 途		2					
	規	模	3			繰 入 限 度 超 過 額	7	
	所	在 地	4			特 別 勘 定 金 額 (6)－(7)	8	
	譲 渡 年 月 日		5		年 月 日			

取得予定資産の明細	種 類	9			
	構 造	10			
	規 模	11			
	所 在 地	12			
	取 得 予 定 年 月 日	13	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	措置法第65条の7第1項の表の該当号	14	第 号該当	第 号該当	第 号該当

その他参考となるべき事項

特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第1項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである資産を届け出る場合に使用してください。
- 2 この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが2以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載してください。
- 3 「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「種類1」欄及び「構造又は用途2」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
 - (2) 「規模3」欄は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を記載してください。
- 4 「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三（五）の「特別勘定に経理した金額39」、「繰入限度超過額42」、「当初の特別勘定の金額43」の金額を移記してください。また、特別勘定を設けた資産が2以上ある場合には、各資産ごとのそれぞれの金額を個別に計算して記載してください。
- 5 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「種類9」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。
 - (2) 「規模11」欄は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。
 - (3) 「所在地12」欄は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載してください。
なお、取得予定資産が船舶である場合は、「所在地12」欄の記載は要しません。
 - (4) 「措置法第65条の7第1項の表の該当号14」には、取得予定資産のその適用に係る表の該当番号を記載してください。
- 6 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など措置法第65条の7《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載してください。

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

		事業年度		・ ・ ・ ・		法人名				特別償却の付表
(特別償却又は割増償却の名称)		1		()		()				
該 当 条 項		1		() 措置法・震災特例法 ()		() 措置法・震災特例法 ()				
事業の種類		2		() 条(の)		() 条(の)				
(機械・装置の耐用年数表等の番号)		3		()		()				
資産の種類		3		()		()				
構造、用途、設備の種類又は区分		4								
細 目		5								
取得等年月日		6		・ ・		・ ・				
事業の用に供した年月日 又は支出年月日		7		・ ・		・ ・				
取得価額又は支出金額		8		円		円				
対象となる取得価額又は支出金額		9		円		円				
普通償却限度額		10		円		円				
特別償却率又は割増償却率		11		$\frac{\quad}{100}$		$\frac{\quad}{100}$				
特別償却限度額又は割増償却限度額 (9-10)、(9×11)又は(10×11)		12		円		円				
償却・準備金方式の区分		13		償 却 ・ 準 備 金		償 却 ・ 準 備 金				
適用要件等	適 資産の取得価額等の合計額	14		円		円				
	区 域 の 名 称 等	15								
	認 定 等 年 月 日	16		・ ・ ()		・ ・ ()				
		16		・ ・ ()		・ ・ ()				
		16		・ ・ ()		・ ・ ()				
そ の 他 参 考 と な る 事 項	17									
中 小 企 業 者 の 判 定										
資本金の額又は出資金の額		18		円		大 規 模 法 人		株 式 数 又 は 出 資 金 の 額		
常時使用する従業員の数		19		人		1		27		
発行済株式又は出資の総数又は総額		20						28		
(20)のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額		21						29		
差 引 ⁽²⁰⁾ - ⁽²¹⁾		22						30		
大規模法人の株式保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 ⁽²⁷⁾	23						31		
	保有割合 $\frac{(23)}{(22)}$	24		%				32		
	大規模法人の保有する株式数等の計 ⁽³⁴⁾	25						33		
	保有割合 $\frac{(25)}{(22)}$	26		%				計 (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)		

特別償却の付表の記載の仕方

- 1 この付表は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産の特別償却限度額又は割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「該当条項1」は、対象資産が措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定のうちいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、中段の措置法又は震災特例法のいずれかを○で囲むとともに、下段の（ ）内に該当条項号等を記載します。

なお、税制改正前の措置法又は震災特例法の規定を受ける場合には、中段の（ ）内に該当改正年を末尾に旧を付した上で記載します（例：令7旧）。

また、その適用を受ける措置法又は震災特例法の特別償却又は割増償却の名称を上段の（ ）内に記載します。
- 3 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業（対象資産が繰延資産である場合にあっては、その支出する費用の対象事業）の種類を記載します。
- 4 「資産の種類3」には、減価償却資産にあっては法人税法施行令第13条の規定に基づき対象資産の種類（建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産並びに生物）を、繰延資産にあっては繰延資産と記載します。

また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二の該当の番号を記載します。

ただし、その機械及び装置について措置法第43条の2第1項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第16条の規定による改正前の震災特例法第18条の2第1項の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。5において「被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合」といいます。）には、（ ）内に昭和45年5月25日付直法4－25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の該当の番号を記載します。
- 5 「構造、用途、設備の種類又は区分4」には、その対象資産が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次の事項を記載します。
 - (1) 耐用年数省令別表第一に掲げる資産…その資産について同表に定める構造又は用途
 - (2) 耐用年数省令別表第二に掲げる資産…その資産について同表に定める設備の種類（被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合には、その資産について耐用年数通達付表10に定める設備の種類）
 - (3) 耐用年数省令別表第三及び別表第四に掲げる資産…その資産についてこれらの表に定める種類
 - (4) 耐用年数省令別表第五及び別表第六に掲げる資産…その資産について公害防止用減価償却資産及び開発研究用減価償却資産の別
 - (5) その他の資産…その資産について区分がある場合には、その区分
- 6 「細目5」には、その対象資産について耐用年数省令別表に細目が定められている場合に、その細目を記載します。
- 7 「取得価額又は支出金額8」には、その減価償却資産の取得価額又は繰延資産の支出金額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。なお、適用を受けようとする制度によっては、取得価額要件を満たすものである必要があります。
- 8 「対象となる取得価額又は支出金額9」には、次のいずれの場合に該当するかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。
 - (1) (2)から(4)までの場合以外の場合…「8」に記載した金額
 - (2) 基準取得価額が定められている場合…基準取得価額
 - (3) 対象となる取得価額又は支出金額の合計額に上限額が定められている場合で、その上限額を超えるとき…
$$\text{「8」} \times \text{取得価額又は支出金額の合計額の上限額} / \text{「資産の取得価額等の合計額14」}$$
 - (4) 建物、建物附属設備その他の減価償却資産について特別償却又は割増償却の適用を受ける場合で、対象資産とならない部分があるとき…その取得価額のうち対

象資産となる部分に対応する取得価額

- 9 「普通償却限度額10」には、即時償却又は割増償却の適用を受ける場合にその対象資産につき「9」に係る普通償却限度額を記載します。
- 10 「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた特別償却率又は割増償却率に対応する数値を記載します。
- 即時償却の適用を受ける場合には、記載を要しません。
- 11 「特別償却限度額又は割増償却限度額12」には、即時償却の適用を受ける場合には「(9)－(10)」の算式によって求めた金額を、特別償却の適用を受ける場合には「(9)×(11)」の算式によって求めた金額を、割増償却の適用を受ける場合には「(10)×(11)」の算式によって求めた金額を記載します。
- 12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却若しくは割増償却を行うか、又は特別償却若しくは割増償却に代えて特別償却限度額若しくは割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 13 「資産の取得価額等の合計額14」には、当期における対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である必要があるもの又は対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である場合にその一部のみが対象となるものについて、対象資産ごとの取得価額の合計額を記載します。
- 14 「区域の名称等15」には、「1」に記載した適用条項等に応じ、対象資産を事業の用に供した区域の名称、対象資産の設備の区分等を記載します。
- 15 「認定等年月日16」には、「1」に記載した適用条項等に応じ、認定年月日、指定年月日、確認年月日等を記載し、()内に認定、指定、確認等の区分を記載します。なお、これらに変更等があった場合には、その年月日及び区分についても記載します。
- この欄の記載に当たっては、上欄から順に使用し、書ききれない場合には、「その他参考となる事項17」に記載してください。
- 16 「その他参考となる事項17」には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた適用要件を満たす旨等参考となる事項を記載します。
- 17 「中小企業者の判定」の各欄は、その特別償却又は割増償却の適用を受ける法人(以下「判定法人」といいます。)が中小企業者(措置法第42条の4第19項第7号又は第42条の6第1項に規定する中小企業者をいいます。以下同

じです。)であることを要する等の場合に、その対象資産の取得等をした日及びその対象資産を事業の用に供した日の現況によりその判定法人の状況を記載するほか、次によります。なお、発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の2分の1を超える数又は金額の株式又は出資が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第10条の承認会社の所有に属している農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人(以下「除外対象法人」といいます。)が措置法第42条の6第1項又は第42条の12の4第1項の規定の適用を受ける場合(これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)におけるこれらの規定の中小企業者の判定においては、「大規模法人の保有する株式数等の計25」及び「保有割合26」の各欄の記載は要しません。

- (1) 「保有割合24」が50%以上又は「保有割合26」が3分の2(66.666…%)以上となる場合(その判定法人が通算法人である場合にあっては、他の通算法人(注)のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当する場合を含みます。)に該当する法人(判定法人が措置法第42条の6第1項又は第42条の12の4第1項の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用に当たっては除外対象法人を除きます。)は、中小企業者以外の法人として取り扱われますので注意してください。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
ロ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

- ハ 「保有割合24」が50%以上又は「保有割合26」が3分の2(66.666…%)以上となる法人(判定法人が措置法第42条の6第1項又は第42条の12の4第1項の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用に当たっては除外対象法人を除きます。)

(注) その判定法人が対象資産の取得等をした日(対象資産を事業の用に供した日の現況により判定する場合には、同日)及びその判定法人の適用事業年度終了の日のいずれにおいてもその判定法人との間に通算完全支配関係がある法人に限りします。

- (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細27～33」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人(注)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)

(3) 中小企業者に該当する法人が適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度(以下「基準年度」といいます。)の所得金額(別表一の「1」の金額がマイナスの場合は0)の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算

した金額(年平均額)が15億円を超える法人をいいます。以下同じです。)に該当する場合には、適用できない制度等がありますので、注意してください。

なお、一定の場合を除き、設立の日の翌日以後3年を経過していない法人は、適用除外事業者該当しません。

また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など租税特別措置法施行令第27条の4第18項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

(4) 中小企業者に該当する法人が通算法人である場合には、他の通算法人(注)のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当するときについても、(3)の適用できない制度等について、一定の場合を除き、適用できないこととなりますので、注意してください。

(注) その中小企業者に該当する法人の適用事業年度終了の日においてその法人との間に通算完全支配関係があるものに限りです。

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の記載要領

- 1 この様式は、租税特別措置法第 66 条の 4 の 5（特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供）に規定する特定多国籍企業グループ（同法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 3 号（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する特定多国籍企業グループをいいます。以下同じです。）に係る事業概況報告事項（同法第 66 条の 4 の 5 第 1 項に規定する事業概況報告事項をいいます。以下同じです。）を提供する場合に使用するものです。
- 2 この事業概況報告事項は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して、最終親会計年度（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 7 号に規定する最終親会計年度をいいます。以下同じです。）の終了の日の翌日から 1 年以内に、提供者の納税地の所轄税務署長に提供してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「納税地」欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次の所在地を記載してください。
 - イ 内国法人 その本店又は主たる事務所の所在地
 - ロ 恒久的施設を有する外国法人 恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地
 - ※ 国税局長等により納税地の指定を受けている場合には、指定された納税地を記載してください。
 - (2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (3) 「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください（法人番号を有しない場合は記載不要です。）。
 - (4) 提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。
 - (5) 「提供対象の最終親会計年度」欄には、提供対象となる最終親会計年度を記載してください。
 - (6) 「(提供者が最終親会社等以外の場合) 最終親会社等」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 事業概況報告事項の提供者が最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 5 号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。）である場合、記載は不要です。
 - ロ 事業概況報告事項の提供者が最終親会社等でない場合には、最終親会社等の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

なお、最終親会社等が外国法人である場合、「納税地」欄の記載は不要であり、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店若しくは主たる事務所の所在地及び所在国又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び所在国を記載してください。
 - (7) 「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日」欄には、この様式により事業概況報告事項の提供を行う最終親会計年度に係る最終親会社等届出事項（租税特

別措置法第 66 条の 4 の 4 第 5 項に規定する最終親会社等届出事項をいいます。以下同じです。) の提供を行った日付を記載してください (提供した内容を修正した場合には、最後に提供を行った日付を記載してください)。

なお、当該最終親会社等届出事項が未提供である場合には、速やかに提供してください。

- (8) 事業概況報告事項を提供しなければならないこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれかの法人がこれらの法人を代表して事業概況報告事項を提供する場合は、「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供」及び「最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供 (付表)」を提供してください。

- (9) この様式には、租税特別措置法施行規則第 22 条の 10 の 5 第 1 項 (特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供) に規定する次の事項を記載した書類のイメージデータ (PDF 形式) を添付してください。

イ 特定多国籍企業グループの構成会社等 (租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 4 号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。) の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該構成会社等との間の関係を系統的に示した図

ロ 特定多国籍企業グループの構成会社等の事業等の概況として次に掲げる事項

(イ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等の売上、収入その他の収益の重要な源泉

(ロ) 当該特定多国籍企業グループの主要な 5 種類の商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係るサプライ・チェーン (消費者に至るまでの一連の流通プロセスをいいます。

(ハ) において同じです。) の概要及び当該商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に関する地理的な市場の概要

(ハ) 当該特定多国籍企業グループの商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額のうちに当該合計額を商品若しくは製品又は役務の種類ごとに区分した金額の占める割合が 100 分の 5 を超える場合における当該超えることとなる商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係るサプライ・チェーンの概要及び当該商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に関する地理的な市場の概要 ((ロ) に掲げる事項を除きます。)

(ニ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等で行われる役務の提供 (研究開発に係るものを除きます。(ニ) において同じです。) に関する重要な取決めの一覧表及び当該取決めの概要 (当該役務の提供に係る対価の額の設定の方針の概要、当該役務の提供に係る費用の額の負担の方針の概要及び当該役務の提供が行われる主要な拠点の機能の概要を含みます。)

(ホ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等が付加価値の創出において果たす主たる機能、負担する重要なリスク (為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいいます。)、使用する重要な資産その他当該構成会社等が付加価値の創出において果たす主要な役割の概要

(ヘ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等に係る事業上の重要な合併、分割、事業の譲渡その他の行為の概要

- ハ 特定多国籍企業グループの無形固定資産その他の無形資産（以下「無形資産」といいます。）の研究開発、所有及び使用に関する包括的な戦略の概要並びに当該無形資産の研究開発の用に供する主要な施設の所在地及び当該研究開発を管理する場所の所在地
- ニ 特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる取引において使用される重要な無形資産の一覧表及び当該無形資産を所有する当該構成会社等の一覧表
- ホ 特定多国籍企業グループの構成会社等の間の無形資産の研究開発に要する費用の額の負担に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の主要な研究開発に係る役務の提供に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の使用の許諾に関する重要な取決めの一覧表その他当該構成会社等の間の無形資産に関する重要な取決めの一覧表
- ヘ 特定多国籍企業グループの構成会社等の間の研究開発及び無形資産に関連する取引に係る対価の額の設定の方針の概要
- ト 特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われた重要な無形資産（当該無形資産の持分を含みます。トにおいて同じです。）の移転に係る当該構成会社等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該移転に係る無形資産の内容及び対価の額その他当該構成会社等の間で行われた当該移転の概要
- チ 特定多国籍企業グループの構成会社等の資金の調達方法の概要（当該特定多国籍企業グループの構成会社等以外の者からの資金の調達に関する重要な取決めの概要を含みます。）
- リ 特定多国籍企業グループの構成会社等のうち当該特定多国籍企業グループに係る中心的な金融機能を果たすものの名称及び本店又は主たる事務所の所在地（当該構成会社等が設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称及び当該構成会社等の事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在する国又は地域の名称を含みます。）
- ヌ 特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる資金の貸借に係る対価の額の設定の方針の概要
- ル 特定多国籍企業グループの連結財務諸表（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 1 号に規定する連結財務諸表をいいます。以下同じです。）（連結財務諸表がない場合には、特定多国籍企業グループの財産及び損益の状況を明らかにした書類）に記載された損益及び財産の状況
- ヲ 特定多国籍企業グループの居住地国（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 8 号に規定する居住地国をいいます。ヲにおいて同じです。）を異にする構成会社等の間で行われる取引に係る対価の額とすべき額の算定の方法その他当該構成会社等の間の所得の配分に関する事項につき当該特定多国籍企業グループの一の構成会社等の居住地国の権限ある当局のみによる確認がある場合における当該確認の概要
- ワ 前各項目に掲げる事項について参考となるべき事項
- (10) (9)イ～ワの記載に当たっては次の点に注意してください。
- イ (9)の構成会社等とは、次の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。以下同じです。）をいいます。
- ① 企業グループ（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 1 号に規定する企業グループをいいます。以下同じです。）の連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等
- ※ 連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載されるかどうかの判断は、

最終親会社等が採用する会計処理の基準に従い行ってください。例えば、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結子会社（連結財務諸表規則第 2 条第 4 号（定義）に規定する連結子会社をいいます。以下同じです。）が構成会社等となります。ただし、更生会社、破産会社等であって有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等及び関連会社（同条第 7 号に規定する関連会社をいいます。以下同じです。）は構成会社等に該当しません。

- ② 企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限りま。）

※ 例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結財務諸表規則第 5 条第 2 項（連結の範囲）の規定により連結の範囲から除かれた子会社（同第 2 条第 3 号に規定する子会社をいいます。以下同じです。）が該当します。

- ③ 企業グループにおける支配会社等（その企業グループの会社等のうちその企業グループの他の会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該他の会社等の意思決定機関を支配しているもの（以下「親会社等」といいます。）であってその親会社等がないものをいいます。④において同じです。）の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等

※ 例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結子会社に該当することとなる子会社が構成会社等となります。ただし、更生会社、破産会社等であって有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等及び関連会社は構成会社等に該当しません。

- ④ 企業グループにおける支配会社等の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限りま。）

※ 例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結財務諸表規則第 5 条第 2 項の規定により連結の範囲から除かれることとなる子会社は構成会社等となります。

- ロ 事業概況報告事項は、特定多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報を税務当局に提供することを目的としているため、詳細で網羅的な情報の提供が意

図されているものではありません。ただし、(9)イについては、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の情報を記載してください。

ハ 事業概況報告事項の記載に当たっての重要性の判断については、独立企業間価格の算定における信頼性に影響があるか否かが基準となります。

ニ 事業概況報告事項は、租税特別措置法施行規則第 22 条の 10 の 5 第 2 項の規定に基づき日本語又は英語で記載してください。英語で記載されたものについては、必要に応じて日本語による翻訳文の提供を求める場合があります。

ホ (9)イの「特定多国籍企業グループの構成会社等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該構成会社等の間の関係を系統的に示した図」とは、最終親会計年度末における出資関係（出資割合）を系統的に記載した図をいいます。当該図については、例えば、法人税法施行規則第 35 条第 1 項第 5 号（確定申告書の添付書類）の規定により事業等の概況に関する書類の一部として作成する「当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図」（以下「出資関係図」といいます。）と同様のものを作成してください（(9)イの図に記載する構成会社等と、出資関係図に記載する法人の範囲は異なりますのでご注意ください）。

なお、図に代えて一覧表の形式としても差し支えありません。

ヘ (9)ロ(イ)の「当該特定多国籍企業グループの構成会社等の売上、収入その他の収益の重要な源泉」には、例えば、特定多国籍企業グループの売上、収入その他の収益の重要な源泉となる事業セグメント、主力商品、ビジネスモデル、経営方針、事業戦略、ブランド、技術・ノウハウなどの概要を記載してください。

ト (9)ロ(ハ)の「当該特定多国籍企業グループの商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」とは、当該商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係る連結財務諸表に計上された売上金額、収入金額その他の収益の合計額をいいます（特定多国籍企業グループが連結財務諸表を作成していない場合には、連結財務諸表を作成するとしたならば、当該連結財務諸表に計上されることとなる売上金額、収入金額その他の収益の合計額をいいます）。

チ 事業概況報告事項に記載する無形資産は、法人税法施行令第 183 条第 3 項第 1 号イからハまで（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいいます。

リ (9)ヲの確認とは、租税条約（法人税法第 2 条第 12 号の 19 ただし書（定義）に規定する条約をいいます。）の相手国等の権限ある当局との間の相互協議の合意を伴わない、事前確認（税務署長又は国税局長が、国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について確認をすることをいいます。以下同じです。）、外国の制度に基づく事前確認に相当する確認及びその他の税務ルーリングを含みます。

権利金等及び受取地代の明細書

土地の所在地		借地人等の住所（所在地）		契 約 期 間	土地の価額	直近の 地代改 訂年月	摘 要
面 積	借地人等における用途	借地人等の 氏名(名称)	土地所有者 との関係	権 利 金 等 の 額	期中の受取 地 代 の 額		
				・ ～ ・	円		
m ²				円		・	
				・ ～ ・	円		
m ²				円		・	
				・ ～ ・	円		
m ²				円		・	
				・ ～ ・	円		
m ²				円		・	
				・ ～ ・	円		
m ²				円		・	
				・ ～ ・	円		
m ²				円		・	
				・ ～ ・	円		
m ²				円		・	
				・ ～ ・	円		
m ²				円		・	

付表

(注) 1 この明細書は、法人が借地権の設定等により他人に土地を使用させている場合に、その契約に当たり収受した権利金等の額及び当期中に収受した地代の額（未収分を含みます。）について記載して各事業年度の確定申告書に添付してください。

2 各欄の記載は次によります。

(1) 「権利金等の額」欄には、その契約に当り特別の経済的な利益を受けた場合には、当該特別の経済的な利益の額を含めた金額を記載してください。

(2) 「土地の価額」欄には、当期中に収受した地代の額の計算の基礎とした土地の更地価額を記載してください。

この場合、当該土地の更地価額につき近傍類地の公示価格等から合理的に算定した価額又は相続税評価額によっているときは、「摘要」欄にそのいずれによったかを表示してください。

(3) 借地権の転貸の場合には、「土地所有者との関係」とあるのは「借地権者との関係」と、「土地の価額」とあるのは「借地権の価額」と、それぞれ読み替えてください。

分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

付表

添付対象法人の区分及び分割、現物出資又は現物分配の態様		区 分		態 様
		分割法人 ・ 分割承継法人		分割
		現物出資法人 ・ 被現物出資法人		現物出資
		現物分配法人 ・ 被現物分配法人		現物分配
		分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の試験研究費の額		分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の移転試験研究費の額
分 割 又 は 現 物 分 配 法 人、 現 物 出 資 法 人 の 事 業 年 度	・ ・ ・ ・		円	円
	・ ・ ・ ・			
	・ ・ ・ ・			
	・ ・ ・ ・			
	・ ・ ・ ・			
	・ ・ ・ ・			
相 手 先		納税地		
		法人名		
		代表者氏名		
分割、現物出資又は現物分配の年月日		年 月 日		
分割又は 現物出資 の場合	移転事業の内容			
	移転事業に係る試験研究の内容			
	移転事業と移転事業に係る試験研究とが関連する理由			
	分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業員の明細及び数	移転する資産の明細	人	
		移転する従業員の数		
	分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額を移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的方法			
現物分配の場合	その現物分配に係る移転試験研究用資産の明細			
(その他参考となるべき事項)				

分割等があった場合の比較試験研究費の 額の調整計算の特例に係る明細書の記載の仕方

1 この明細書は、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項の規定を適用するために租税特別措置法施行規則第20条第3項に規定する事項を記載して確定申告書等、修正申告書又は更正の請求書（以下「申告書等」といいます。）に添付する場合に使用します。

また、この明細書は、分割、現物出資又は現物分配（以下「分割等」といいます。）が複数ある場合にはその分割等ごとに、分割等に係る相手先が複数ある場合にはその相手先ごとに作成してください。

2 この明細書の各欄は次により記載します。

(1) 「添付対象法人の区分及び分割、現物出資又は現物分配の態様」

この明細書を申告書等に添付する法人（以下「添付対象法人」といいます。）の分割等に係る法人区分を○で囲みます。

(2) 「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度」

次の場合の区分に応じそれぞれ次の日を含む分割法人等の事業年度を記載してください。

イ 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の4第1項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）において分割等が行われた場合（残余財産の全部の分配に該当する現物分配に係る添付対象法人である被現物分配法人にあっては、適用年度開始の日の前日からその適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定した場合）

添付対象法人の基準日（適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日等の一定の日をいいます。以下同じです。）から適用年度開始の日の前日までの期間内の日

ロ 添付対象法人の基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内に分割等が行われた場合（残余財産の全部の分配に該当する現物分配に係る添付対象法人である被現物分配法人にあっては、添付対象法人の基準日の前日からその適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定した場合）

添付対象法人の基準日からその分割等の日の前日までの期間内の日

(3) 「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の試験研究費の額」

分割等に係る分割法人等の試験研究費の額を記載してください。

また、現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合、試験研究費の額の記載を要しません。

なお、(2)「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度」が次の事業年度に該当する場合にはそれぞれ次の試験研究費の額を記載してください。

イ 分割法人又は現物出資法人の分割又は現物出資の日を含む事業年度（以下「分割等事業年度」といいます。）

その分割又は現物出資の日の前日とその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の試験研究費の額

ロ 現物分配法人の現物分配の日を含む事業年度（以下「現物分配事業年度」といいます。）

その現物分配の日の前日とその現物分配事業年度終了の日とした場合のその現物分配事業年度の試験研究費の額

(4) 「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の移転試験研究費の額」

分割等に係る分割法人等の移転試験研究費の額を記載してください。

また、現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合、移転試験研究費の額は0を記載してください。

なお、次の場合にあってはそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 令和6年経過措置対象年度の場合（適用年度が添付対象法人の新法適用年度（※1）であり、かつ、その分割等が経過措置分割等（※2）である場合をいいます。以下同じです。）において次の場合に該当するとき 次の場合の区分に応じそれぞれ次の金額

(イ) 添付対象法人が分割承継法人等である場合において、その分割等に係る分割法人等がその分割等についてその分割法人等の新法適用年度において措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けるとき その分割法人等がその新法適用年度のこの明細書に記載する移転試験研究費の額

(ロ) 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正の請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の申告書等に添付したこの明細書に各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき その明細書に記載した各事業年度

の移転試験研究費の額

- (ハ) 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度で同項の規定の適用を受けた新法適用年度がある場合におけるその適用を受けた新法適用年度の申告書等に添付したこの明細書にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき その明細書に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

※1 新法適用年度とは、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次の事業年度をいいます。

- (1) (2)以外の法人 令和7年4月1日以後に開始する事業年度
- (2) 措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である法人 その法人に係る通算親法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度終了の日に終了するその法人の事業年度

※2 経過措置分割等とは、分割等に係る移転試験研究費の額又は月別移転試験研究費の額の計算の基礎となる移転試験研究費の額に所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の措置法第42条の4第19項第1号に規定する試験研究費の額に該当しないものが含まれる場合で、かつ、その分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等が、令和7年4月1日前に開始した事業年度（その分割法人等又は分割承継法人等が通算法人である場合には、その分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の同日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の各事業年度）においてその分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定を受けた、又はその分割等について旧届出書（※3）を提出していた場合におけるその分割等をいいます。

※3 旧届出書とは、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の措置法施行令（以下「令和5年改正前措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令（以下「令和2年改正前措置法施行令」といいます。）第39条の39第9項の規定の適用を受けるための「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」（その分割等が現物分配である場合にあっては、令和5年改正前措置法施行令第27条の4第16項又は令和2年改正前措置法施行令第39条の39第11項の規定の適用を受けるための「現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書」）をいいます。

ロ 令和6年経過措置対象年度の場合以外の場合で次の場合に該当するとき 次の場合の区分に応じそれぞれ次の金額

- (イ) 添付対象法人が分割承継法人等である場合において、分割等に係る分割法人等がその分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けるとき その分割法人等がこの明細書に記載する移転試験研究費の額

- (ロ) 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正の請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の申告書等に添付したこの明細書にその各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき その明細書に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

- (ハ) 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度でその分割等について同項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の申告書等に添付したこの明細書にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき その明細書に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

- (ニ) 経過期間（※1）内に行われた分割等について、令和5年旧令適用法人（※2）以外の法人が措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けようとする場合に、令和5年旧令適用法人がその分割等について令和5年改正前措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けるための「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」に各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき その令和5年旧令適用法人が「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

- (1) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）
- (2) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※2 令和5年旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日がその

分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日
に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

(5) 「相手先」の各欄

分割等に係る相手先の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(6) 「分割、現物出資又は現物分配の年月日」

分割等の年月日を記載してください。

なお、残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、残余財産の確定の日を記載してください。

(7) 「分割又は現物出資の場合」の各欄

イ 「移転事業の内容」

移転事業の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ロ 「移転事業に係る試験研究の内容」

移転事業に係る試験研究の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ハ 「移転事業と移転事業に係る試験研究とが関連する理由」

移転事業と移転事業に係る試験研究とが関連する理由を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ニ 「分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業者の明細及び数」

分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産の明細及び従業者の数をそれぞれ記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ホ 「分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額を移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的方法」

移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的方法を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(8) 「現物分配の場合」

その現物分配により移転する移転試験研究用資産の明細（移転試験研究用資産がない場合には、その旨）を記載してください。

3 留意事項

分割等について、旧届出書を提出していた場合におけるその分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等が、その分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定を適用しようとする場合（令和6年経過措置対象年度の場合を除きます。）には、申告書等にこの明細書を添付する必要はありません。

分割等があった場合の平均売上金額の調整計算の特例に係る明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

付表

添付対象法人の区分及び分割又は現物出資の様 様		区 分		態 様	
		分割法人	・	分割承継法人	分割
		現物出資法人	・	被現物出資法人	現物出資
		分割法人又は現物出資法人の売上金額		分割法人又は現物出資法人の移転売上金額	
分割法人又は現物出資法人の事業年度	・ ・	円		円	
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
相 手 先		納税地			
		法人名			
		代表者氏名			
分割又は現物出資の年月日		年 月 日			
移転事業の内容					
分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業者の明細及び数		移転する資産の明細			
		移転する従業者の数	人		
分割法人又は現物出資法人の各事業年度の売上金額を移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的方法					
(その他参考となるべき事項)					

分割等があった場合の平均売上金額の 調整計算の特例に係る明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の平均売上金額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第30項の規定を適用するために租税特別措置法施行規則第20条第29項に規定する事項を記載して確定申告書等、修正申告書又は更正の請求書（以下「申告書等」といいます。）に添付する場合に使用します。

また、この明細書は、分割又は現物出資（以下「分割等」といいます。）が複数ある場合にはその分割等ごとに、分割等に係る相手先が複数ある場合にはその相手先ごとに作成してください。

- 2 この明細書の各欄は次により記載します。

- (1) 「添付対象法人の区分及び分割又は現物出資の態様」

この明細書を申告書等に添付する法人（以下「添付対象法人」といいます。）の分割等に係る法人区分を○で囲みます。

- (2) 「分割法人又は現物出資法人の事業年度」

次の場合の区分に応じそれぞれ次の日を含む分割法人等の事業年度を記載してください。

- イ 適用年度において分割等が行われた場合

添付対象法人の基準日（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の4第1項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）開始の日前3年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日等の一定の日をいいます。以下同じです。）から適用年度開始の日の前日までの期間内の日

- ロ 添付対象法人の基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内に分割等が行われた場合

添付対象法人の基準日からその分割等の日の前日までの期間内の日

- (3) 「分割法人又は現物出資法人の売上金額」

分割等に係る分割法人等の売上金額を記載してください。

また、(2)「分割法人又は現物出資法人の事業年度」が分割法人等の分割等の日を含む事業年度（以下「分割等事業年度」といいます。）に該当する場合には、その分割等の日の前日をその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の売上金額を記載してください。

- (4) 「分割法人又は現物出資法人の移転売上金額」

分割等に係る分割法人等の移転売上金額を記載してください。

また、次の場合にあってはそれぞれ次の金額を記載してください。

- イ 添付対象法人が分割承継法人等である場合において、分割等に係る分割法人等がその分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けるとき

その分割法人等が「分割等があった場合の平均売上金額の調整計算の特例に係る明細書」に記載する移転売上金額

- ロ 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正の請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の申告書等に添付した付表にその各事業年度の移転売上金額の記載があるとき

その付表に記載した各事業年度の移転売上金額

- ハ 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度でその分割等について同項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の申告書等に添付した付表にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転売上金額の記載があるとき

その付表に記載した各事業年度の移転売上金額

- ニ 経過期間（※1）内に行われた分割等について、旧令適用法人（※2）以外の法人が措置法施行令第27条の4第30項の規定の適用を受けようとする場合に、旧令適用法人がその分割等について租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による改正前の措置法施行令（以下「令和5年改正前措置法施行令」といいます。）第27条の4第37項の規定の適用を受けるための「分割等による売上金額の区分に関する届出書」に各事業年度の移転売上金額の記載があるとき

その旧令適用法人が「分割等による売上金額の区分に関する届出書」に記載した各事業年度の移転売上金額

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日まで

の期間をいいます。

(イ) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

(ロ) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

(5) 「相手先」の各欄

分割等に係る相手先の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(6) 「移転事業の内容」

移転事業の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(7) 「分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業員の明細及び数」

分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産の明細及び従業員の数をそれぞれ記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(8) 「分割法人又は現物出資法人の各事業年度の売上金額を移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的な方法」

移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的な方法を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

3 留意事項

分割等について、令和5年改正前措置法施行令第27条の4第37項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令第39条の39第30項の規定の適用を受けるための「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を提出していた場合におけるその分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等が、その分割等について措置法施行令第27条の4第30項の規定を適用しようとする場合には、申告書等にこの付表を添付する必要はありません。

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 39 条の 7 第 30 項各号又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）（以下「令和 2 年改正政令」といいます。）附則第 51 条第 12 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 7 項の法人がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
 - (2) 「取得する予定の資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得する予定の資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、取得する予定の資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得する予定の資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (3) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
 - (4) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第 30 項又は令和 2 年改正政令附則第 51 条第 12 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

グループ通算制度の承認の申請書

e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）

※ 整 理 番 号

※ 通算グループ整理番号

親

税務署受付印

3
通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	通算 予 定 法 人 (申 請 法 人)	通算 親 法 人 と な る 法 人	納 税 地	〒
			(フリガナ)	電話 () -
			法 人 名 等	
			法 人 番 号	
			(フリガナ)	
			代表者氏名	
			資本金又は 出資金の額	円
			主要株主等 の 状 況	付表 1（通算親法人となる法人の主要 株主等の状況）のとおり
			通算子法人となる法人	申請・届出書(次葉)のとおり(子法人数 法人)

法人税法第 64 条の 9 第 1 項の規定に基づき、通算親法人となる法人の
 自 令和 年 月 日 事業年
 至 令和 年 月 日
 度を最初の通算事業年度として、グループ通算制度の承認を受けたいので、同条第 2 項の規定により申請します。

なお、この申請が承認された場合は、通算親法人及び通算子法人について、法人税法第 75 条の 4 第 1 項及び地
 方法人税法第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定法人に該当し、納税申告書について e-Tax による申告を行う必要が
 あるので届け出ます。

- 1 通算親法人となる法人が、法人税法第 64 条の 10 第 1 項の取りやめの承認を受けたことがある法人、同法第 127
 条第 2 項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受けたことがある法人又は同法第 128 条の規定により
 青色申告の取りやめの届出書を提出したことがある法人である場合には、当該取りやめの承認を受けた日、当該
 通知を受けた日又は当該届出書を提出した日
 通算親法人となる法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下において「令和 2 年
 改正法」という。）による改正前（以下において「令和 2 年改正前」という。）の法人税法第 4 条の 5 第 1 項の承
 認の取消しの処分又は同条第 3 項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分
 の日又は当該承認を受けた日
 通算親法人となる法人が、令和 2 年改正法附則第 29 条第 2 項の規定の適用を受けたことがある法人である場合
 には、最終の連結事業年度終了の日

平成・令和 年 月 日

- 2 上記 1 の取りやめの承認を受けた日等における法人名等及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
 法人名等 _____ 納税地 _____

- 3 通算親法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名 簿 書 類 の 称	☐ 仕 訳 帳	☐ 売 掛 金 元 帳	☐ 売 上 伝 票	☐ 契 約 書
	☐ 総 勘 定 元 帳	☐ 買 掛 金 元 帳	☐ 仕 入 伝 票	☐ 納 品 書
	☐ 売 上 帳	☐ 棚 卸 表	☐ 振 替 伝 票	☐ 請 求 書
	☐ 仕 入 帳	☐ 貸 借 対 照 表	☐ 見 積 書	☐ 領 収 書
	☐ 現 金 出 納 帳	☐ 損 益 計 算 書	☐ 注 文 書	☐ ()
帳簿 形態				記帳 時期

- 4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付するとともに、該当する事項を記載してください。

- ☐ 法人税法第 64 条の 9 第 7 項(通算親法人となる法人の設立事業年度等が申請特例
 年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類
 を提出します。

通算親法人となる法人の設立の日 令和 年 月 日

- 5 添付書類

- 1 出資関係図
 2 グループ一覧

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認
-------------	--------	---------	----------	--------	--------	--------	-----------	-------	----

「グループ通算制度の承認の申請書」
「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)
【令和 8 年 3 月 31 日以前使用分】

この申請書及び届出書（以下「申請書等」といいます。）（初葉及び次葉）は、法人税法第 64 条の 9 第 2 項の規定によりグループ通算制度の承認の申請を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

(1) 原則(法 64 の 9 ②)

この申請書等は、グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の 3 月前の日までに、通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に 3 通提出してください。

なお、当該通算親法人となる法人は申請書等(初葉)を、当該申請書等を提出する日における通算子法人となる法人は申請書等(次葉)を使用して、これらの法人の全ての連名で提出してください。

(注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合（グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時より前に申請書等を提出する場合を除きます。）には、グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時かつ申請時において通算親法人となる法人による完全支配関係（法人税法第 64 条の 9 第 1 項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。）がある全ての通算子法人となる法人を記載してください。この場合において、当該事業年度開始の時から申請時までの間に、通算親法人となる法人との間に当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった法人（通算子法人となる法人）があるときは、その通算子法人となる法人については、申請書等（次葉）には記載せず、申請書等を提出した日以後遅滞なく「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼 e-Tax による申告の特例に係る届出書）」を提出する必要があります。

(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法 64 の 9 ⑦)

通算親法人となる法人のグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度が次の事業年度（申請特例年度）のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる日までにこの申請書等を提出することができます。

この場合には、申請書等（初葉）の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に必要事項を記載してください。

イ 設立事業年度……設立事業年度開始の日から 1 月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から 2 月前の日とのいずれか早い日

ロ 設立事業年度の翌事業年度（当該設立事業年度が 3 月に満たない場合に限りします。）……設立事業年度終了の日と当該設立事業年度の翌事業年度終了の日から 2 月前の日とのいずれか早い日

(注) 設立事業年度終了の時に法人税法施行令第 131 条の 13 第 1 項各号に掲げるもの（法人税法第 64 条の 11 第 1 項に規定する時価評価資産等）を有する通算親法人となる法人（時価評価が必要な法人から除かれる法人を除きます。）は、上記ロの対象外とされています。

2 添付書類

申請書等の提出に当たっては、次の書類を各 3 通添付してください。

(1) 出資関係図（通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）

(2) グループ一覧（通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表）

(注) 申請書等（次葉）の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

(1) 通算親法人となる法人の法人名等は申請書等（初葉）に記載し、通算子法人となる法人の法人名等は当該通算子法人となる法人ごとに申請書等（次葉）に記載してください。

(2) 申請書等（初葉）の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を記載した「付表 1（通算親法人となる法人の主要株主等の状況）」を申請書等（初葉）に添付し、申請書等（次葉）の「発行済株式等の状況」欄については、必要事項を記載した「付表 2（発行済株式等の状況）」を申請書等（次葉）に添付してください。

(3) 申請書等（初葉）の「1」欄及び申請書等（次葉）の「6」欄について、該当する事由が複数ある場合には、適宜の様式に「該当する事由」と「日付」を記載の上、別紙として添付してください。

(4) 申請書等（初葉）の「3 通算親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び申請書等（次葉）の「9 通算子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け又は保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。

また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳簿形態」欄には「帳簿記帳」若しくは「コンピュータ利用」又は「電磁的記録等」と記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1 週間ごと」又は「10 日ごと」等と記載してください。

(5) 申請書等（初葉）の「5 添付書類」欄は、この申請書等に添付した書類の番号を○で囲んでください。

(6) 「税理士署名」欄は、この申請書等を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

(1) みなし承認

次の区分に応じてこの申請書を提出した場合において、それぞれ次の基準日までに承認又は却下の処分がなかったときには、それぞれ次のみなし承認日において承認があったものとみなされます。

	区分	基準日	みなし承認日
①	原則	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日の前日	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日
②	設立事業年度等の申請の特例（③以外）	申請書を提出した日から2月を経過する日	同左
③	設立事業年度等の申請の特例のうち、通算親法人となる法人の設立事業年度の翌事業年度を対象とするもの（当該翌事業年度開始の日が基準日より後である場合に限りです）	申請書を提出した日から2月を経過する日	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日

(2) 次のイ～へのいずれかに該当する事実がある場合には、申請が却下されることがあります。

イ 通算予定法人（通算親法人となる法人及び通算子法人となる法人をいいます。以下同じです。）のいずれかがその申請を行っていないこと。

ロ 申請法人に通算予定法人以外の法人が含まれていること。

ハ 所得金額又は欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。

ニ グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第126条第1項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第1項、第2項若しくは第3項前段、第5条各項若しくは第7条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って適正に行われることが見込まれないこと。

ホ 備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること。

ヘ 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

(3) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する
旨を記載した書類
e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）

※ 整 理 番 号	
※通算グループ整理番号	

加入

事務署受付印 令和 年 月 日 税 務 署 長 殿	提出法人	納 税 地	〒
	☐ 通算親法人 ☐ 通算親法人となる法人	(フリガナ)	電話 () -
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名		

- ☐ 法人税法施行令第 131 条の 12 第 3 項の規定に基づき、完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
また、法人税法第 75 条の 4 第 1 項及び地方法人税法第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定法人に該当し、納税申告書について e-Tax による申告を行う必要があるので届け出ます。
- ☐ 法人税法第 14 条第 8 項（グループ通算制度への加入時期の特例）の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完 全 支 配 関 係 の 区 分	☐ 完全支配関係を有することとなった日又は特例決算期間の末日の翌日から効力が生ずる場合 法人税法第 64 条の 9 第 11 項（同条第 13 項） ☐ 申請特例年度において完全支配関係を有することとなった場合 法人税法第 64 条の 9 第 12 項（同条第 13 項）	
完全支配関係を有することとなった日 （ 加 入 日 ）	令和 年 月 日	
グループ通算制度への加入時期の特例 の 適 用 を 受 け る 場 合	加入日の前日の属する 特 例 決 算 期 間	初日令和 年 月 日 末日令和 年 月 日
	加入日の前日から特例決算 期間の末日までの期間内の日の 属 する 各 適 用 後 事 業 年 度	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
	通算子法人最初通算事業年度	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

通 算 子 法 人 と な る 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	法 人 名 等			※ 整 理 番 号	
	納 税 地	〒 電話 () -		部 門	
	(フリガナ)			決 算 期	
	代 表 者 氏 名			備 考	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円			
	発行済株式等の状況	付表 2（発行済株式等の状況）のとおり			
☐ 法人税法第 14 条第 8 項第 1 号に規定する「他の内国法人」					

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	適用 状態	1 通算申請中 2 通算承認 3 取りやめ	確認
-------------	-----	---------	----------	-----	-----	-----	-----------	-------	----------	-----------------------------	----

**「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び
グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」
「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)**
【令和8年3月31日以前使用分】

- 1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。
なお、通算子法人となる法人ごとに作成してください。
- (1) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合
通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係(法人税法第64条の9第1項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。)を有することとなった場合(令131の12③)
- ◇提出法人：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人
◇提出期限：完全支配関係を有することとなった日(以下「加入日」といいます。)(加入日がグループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書を提出した日前である場合には、その申請書を提出した日)以後遅滞なく
◇提出先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3通
◇添付書類：① 出資関係図(この書類の提出時における通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
② グループ一覧(この書類の提出時における通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表)
(注) 「グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。
- (2) グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合
通算子法人となる法人が、通算親法人事業年度又は申請特例年度(法人税法第64条の9第7項の規定の適用を受けてグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度をいいます。)(中途において通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合(法14⑧))
- ※ 既に提出された「グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」にその名称が記載された法人は、改めてこの書類を提出することはできません。
- ◇提出法人：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人
◇提出期限：当該通算子法人となる法人のこの特例の適用がないものとした場合の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限となる日
◇提出先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：1通(当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人が調査課所管法人である場合は2通)

上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。
なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題の両方の口にレ印を付して3通提出してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」及び「代表者氏名」欄は、提出法人(通算親法人又は通算親法人となる法人)が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名等」欄には、当該提出法人の法人名等を記載してください。
- (2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。
- (3) 「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。
- (4) 上記1(2)のグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けようとする場合には、それぞれ次のとおり記載してください。なお、「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、その通算子法人となる法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する内国法人でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けるもの(以下「加入時期特例適用法人」といいます。))と同様、この特例を適用することとなります。
- イ 「加入日の前日の属する特例決算期間」欄は、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する月次決算期間(会計期間をその開始の日以後1月ごとに区分した各期間(最後に1月未満の期間を生じたときは、その1月未満の期間)をいいます。))又は会計期間(「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、当該通算子法人となる法人に係る加入時期特例適用法人について提出されたこの書類(初葉)の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間)を記載してください。
- ロ 「加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度」欄は、加入日の前日から「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載した期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度(法人税法第14条第8項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいいます。))開始の日及び終了の日を記載してください。
- (注) 記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。
- ハ 「通算子法人適用開始年度」欄は、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事

業年度を記載してください。

- (5) 「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表 2（発行済株式等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
- (6) 「法人税法第 14 条第 8 項第 1 号に規定する「他の内国法人」」欄については、通算子法人となる法人が、グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける内国法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の内国法人（加入日から当該内国法人について提出されたこの書類（初葉）の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間の末日までの間に通算親法人又は通算親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなったものに限り、）に該当する場合、□にレ印を付してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2) 通算子法人となる法人の特例決算期間としていた会計期間が決算期変更又は合併により異動する場合の取扱い

次の場合には、それぞれ次の取扱いとなりますので、留意してください。

イ 通算親法人又は通算親法人となる法人の会計期間に合わせて会計期間の末日を前倒しする会計期間の変更をした場合 特例決算期間の末日は変更後の会計期間の末日となり、その通算子法人となる法人には、変更後の会計期間の末日の翌日に通算承認の効力が生じます。

ロ 通算子法人となる法人が合併により解散した場合 特例決算期間の末日まで完全支配関係が継続しないことから、その通算子法人となる法人には、通算承認の効力は生じません。

(3) みなし承認

この書類の提出によりグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合には、原則として、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日において通算制度の承認があったものとみなされ、その承認は同日からその効力を生じます。

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		更正の請求書 (連結申告用)		※整理番号							
				※連結グループ整理番号							
				納税地	〒						
				(フリガナ)							
				法人名等							
				法人番号							
				(フリガナ)							
				代表者氏名							
				代表者住所	〒						
				事業種目	業						
旧国税通則法第23条 旧法人税法第82条 旧地方税法第24条 旧租税特別措置法第68条の88		の規定に基づき 自平成 年 月 日(連結事業年度の連結確定申告)に係る 至平成 年 月 日(課税事業年度の地方税法確定申告)									
		課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。									
記											
区 分				この請求前の金額		更正の請求金額					
法人税額	連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額	1	円		円					
		同上の 内 訳	軽減税率適用連結所得金額	2							
			その他の金額(1-2)	3							
		法人税額	4								
	法人税額の特別控除額			5							
	差引法人税額(4-5)			6							
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額			7							
	土地譲渡 利益金	課税土地譲渡利益金額	8	000		000					
		同上に対する税額	9								
	連結 留保金	課税連結留保金額	10	000		000					
		同上に対する税額	11								
	使途 秘匿金	使途秘匿金額	12	000		000					
		同上に対する税額	13								
	法人税額計(6+7+9+11+13)			14							
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額			15							
	控 除 税 額			16							
	差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)			17	00		00				
	連結中間申告分の法人税額			18	00		00				
	差 引	納付すべき法人税額	19	00		00					
		還 付 金 額	20								
翌期へ繰り越す連結欠損金			21								
地方法人税額	課税標準 法人税額 の計算	基準法人税額	22								
		連結所得の金額に対する法人税額	23								
		課税標準法人税額(22+23)	24	000		000					
	(22)に係る地方法人税額			25							
	(23)に係る地方法人税額			26							
	所得地方法人税額(25+26)			27							
	外国税額の控除額			28							
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			29							
	差引地方法人税額(27-28-29)			30	00		00				
	中間申告分の地方法人税額			31	00		00				
	差 引	納付すべき地方法人税額	32	00		00					
		還 付 金 額	33								
(更正の請求をする理由等)											
修正申告書提出年月日				平成・令和 年 月 日		添付 書類					
更正決定通知書受理年月日				平成・令和 年 月 日							
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合				2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号					
		銀行 金庫・組合 漁協・農協 預金 口座番号				本店・支店 出張所 本所・支所					
		3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等									
税 理 士 署 名											
※税務署 処理欄	部 門		決算 期	業種 番号	番 号	整理 簿	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認	

(規格 A 4)

税務署受付印		更正の請求書 (連結申告用)		※整理番号					
				※連結グループ整理番号					
令和 年 月 日 税務署長殿				納税地		〒			
				(フリガナ)					
				法人名等					
				法人番号					
				(フリガナ)					
				代表者氏名					
				代表者住所		〒			
				事業種目		業			
旧国税通則法第23条 旧法人税法第82条 旧地方税法第24条 旧租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 連結事業年度の連結確定申告 課税事業年度の地方法人税確定申告 に係る 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。									
記									
区分				この請求前の金額		更正の請求金額			
法人税額	連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額		1	円		円		
		同 上 の 内 訳	軽減税率適用連結所得金額	2					
			その他の金額(1-2)	3					
			法人税額	4					
	法人税額の特別控除額		5						
	差引法人税額(4-5)		6						
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		7						
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	000		000			
		同上に対する税額	9						
	連結留保金	課税連結留保金額	10	000		000			
		同上に対する税額	11						
	使途秘匿金	使途秘匿金額	12	000		000			
		同上に対する税額	13						
	法人税額計(6+7+9+11+13)		14						
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15						
	控除税額		16						
	差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)		17	00		00			
	連結中間申告分の法人税額		18	00		00			
	差引	納付すべき法人税額		19	00		00		
		還付金額		20					
翌期へ繰り越す連結欠損金		21							
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額	連結所得の金額に対する法人税額	22					
		課税標準法人税額	課税連結留保金額に対する法人税額	23					
		課税標準法人税額(22+23)		24	000		000		
	(22)に係る地方法人税額		25						
	(23)に係る地方法人税額		26						
	所得地方法人税額(25+26)		27						
	外国税額の控除額		28						
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		29						
	差引地方法人税額(27-28-29)		30	00		00			
	中間申告分の地方法人税額		31	00		00			
	差引	納付すべき地方法人税額		32	00		00		
		還付金額		33					
(更正の請求をする理由等)									
修正申告書提出年月日		平成・令和 年 月 日		添付書類					
更正決定通知書受理年月日		平成・令和 年 月 日							
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合			2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号				
		銀行 金庫・組合 漁協・農協 預金 口座番号			本店・支店 出張所 本所・支所				
		3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等							
税理士署名		※税務署 処理欄	部門	決算期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	通 信 日 付 印	確 認

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

更正の請求書
(連結申告用)

※整理番号
※連結グループ整理番号

納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

〒
電話 () -

〒
業

旧国税通則法第23条
旧法人税法第82条
旧地方税法第24条
旧租税特別措置法第68条の88

の規定に基づき 自 平成・令和 年 月 日〔連結事業年度〕の連結確定申告に
至 平成・令和 年 月 日〔課税事業年度〕の地方税法確定申告に

係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分				この請求前の金額		更正の請求金額	
法人 税 額	連 結 所 得	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額		1	円	円	
		同 上 の 内 訳	軽 減 税 率 適 用 連 結 所 得 金 額	2			
			そ の 他 の 金 額 (1 - 2)	3			
		法 人 税 額		4			
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額			5			
	差 引 法 人 税 額 (4 - 5)			6			
	連 結 納 税 の 承 認 を 取 消 さ れ た 場 合 等 に お け る 既 に 控 除 さ れ た 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 加 算 額			7			
	土 地 譲 渡 利 益 金	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額		8	0 0 0	0 0 0	
		同 上 に 対 す る 税 額		9			
	連 結 留 保 金	課 税 連 結 留 保 金 額		10	0 0 0	0 0 0	
		同 上 に 対 す る 税 額		11			
	使 途 秘 匿 金	使 途 秘 匿 金 額		12	0 0 0	0 0 0	
		同 上 に 対 す る 税 額		13			
	法 人 税 額 計 (6 + 7 + 9 + 11 + 13)			14			
	分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 及 び 外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額			15			
	仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額			16			
	控 除 税 額			17			
	差 引 連 結 所 得 に 対 す る 法 人 税 額 (14 - 15 - 16 - 17)			18	0 0	0 0	
	連 結 中 間 申 告 分 の 法 人 税 額			19	0 0	0 0	
	差 引	納 付 す べ き 法 人 税 額		20	0 0	0 0	
		還 付 金 額		21			
	翌 期 へ 繰 り 越 す 連 結 欠 損 金			22			
地 方 法 人 税 額	課 税 標 準 法 人 税 額 の 計 算	基 準 法 人	連 結 所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	23			
		税 額	課 税 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	24			
		課 税 標 準 法 人 税 額 (23 + 24)		25	0 0 0	0 0 0	
	(2 3) に 係 る 地 方 法 人 税 額			26			
	(2 4) に 係 る 地 方 法 人 税 額			27			
	所 得 地 方 法 人 税 額 (26 + 27)			28			
	分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 及 び 外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額			29			
	外 国 税 額 の 控 除 額			30			
	仮 装 経 理 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 地 方 法 人 税 額			31			
	差 引 地 方 法 人 税 額 (28 - 29 - 30 - 31)			32	0 0	0 0	
	中 間 申 告 分 の 地 方 法 人 税 額			33	0 0	0 0	
	差 引	納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額		34	0 0	0 0	
		還 付 金 額		35			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日
更正決定通知書受理年月日

平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月 日

添付書類

還付を受けようと
する金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行
金庫・組合
漁協・農協
預金 口座番号

本店・支店
出張所
本所・支所

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等

税理士署名		※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	整理 簿	通信 日付 印	確認	
-------	--	-------------	----	-----	----------	----	---------	---------------	----	--

税務署受付印

e - Taxによる申告の特例に係る届出書
(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用)

※ 整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話() —
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	〒 電話() —	

☐ 法人税法第75条の4第1項
☐ 法人税法第82条の7第1項
☐ 地方法人税法第19条の3第1項
☐ 地方法人税法第24条の5第1項
☐ 消費税法第46条の2第1項

に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe - Taxによる申告を行う必要があるので届け出ます。

適 用 開 始 事 業 年 度 等	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
該 当 条 項	☐ 法人税法第75条の4第2項第 号 ☐ 法人税法第82条の7第2項第 号 ☐ 地方法人税法第19条の3第2項第 号 ☐ 地方法人税法第24条の5第2項第 号 ☐ 消費税法第46条の2第2項第 号	資本金又は出資金の額 円
		設立年月日等 令和 年 月 日
参 考 事 項		

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号		入 力		名 簿		通 信 日付印	年 月 日	確 認	
-------------	--------	--	-------------	--	------------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	------------	-------	--------	--

07.06改正

(令和8年3月31日以前使用分)

(規格A4)

e - Tax による申告の特例に係る届出書（法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用）の記載要領等

【令和8年3月31日以前使用分】

1 この届出書は、法人税法第75条の4第1項若しくは第82条の7第1項、地方法人税法第19条の3第1項若しくは第24条の5第1項又は消費税法第46条の2第1項の規定により電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

（注） 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

2 この届出書は、以下の特定法人に該当する場合に、以下の提出期限内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください（法人税法第82条の7第1項又は地方法人税法第24条の5第1項に規定する特定法人を除きます。）。また、法人税法第82条の7第1項又は地方法人税法第24条の5第1項に規定する特定法人に該当することとなった場合にも、あらかじめ納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

	特定法人の区分	提出期限
①	事業年度等の開始の時ににおける内国法人の資本金又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が1億円を超えることとなった法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時ににおける資本金の額等で判定します。	資本金の額等が1億円を超えることとなった日から1月以内
	新たに設立された法人でその設立の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人（法人税法第75条の4第1項及び地方法人税法第19条の3第1項に係る届出（以下「法人税関係届出」といいます。）にあっては、公益法人等を除きます。）	設立の日から2月以内
②	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	通算承認の効力が生じた日等から1月以内
③	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
④	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑤	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑥	国又は地方公共団体（注1）	設立の日（特別会計の会計年度が開始した日）から2月以内
⑦	法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人	その開始した日から2月以内
⑧	法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた協同組合等の当該協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が1億円を超える場合における当該協同組合等	その該当することとなった日から2月以内

（注1） 国又は地方公共団体は消費税法第46条の2第1項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。

（注2） 消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。
なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から1月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

3 各欄は、次により記載してください

(1) 「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

(2) 届出本文の

☐ 法人税法第75条の4第1項 ☐ 法人税法第82条の7第1項 ☐ 地方法人税法第19条の3第1項 ☐ 地方法人税法第24条の5第1項 ☐ 消費税法第46条の2第1項	には、該当する□にレ印を付してください。
---	----------------------

(3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Tax による申告を開始する事業年度等を記載してください。

- (4) 「該当条項」欄には、特定法人に該当することとなった条項の□にレ印を付した上で、該当する号数を記載してください。

特定法人の区分		記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時点における資本金の額等が1億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時点における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の4第2項 法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第19条の3第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
②	通算法人 (①に掲げる法人を除きます。)	2	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項
③	相互会社 (②に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項
		2	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
④	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項
		3	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
⑤	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	5	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項
		4	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
⑥	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の2第2項

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時点における資本金の額等を記載してください。
- (6) 「設立年月日等」欄には、上記2に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日（資本金の額等が1億円を超えることとなった日又は設立の日等）を記載してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

税務署受付印 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用)		※ 整理 番 号																										
令和 年 月 日	納 税 地	〒																										
	(フリガナ)																											
	名 称																											
	法 人 番 号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																										
	(フリガナ)																											
代 表 者 氏 名																												
税 務 署 長 殿	代 表 者 住 所	〒																										
		電話() —																										
☐ 法人税法第75条の5第1項 ☐ 法人税法第82条の8第1項 ☐ 消費税法第46条の3第1項 に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。																												
申 請 内 容	特例の適用を受けることが必要となった理由																											
	特 例 の 指 定 を 受 け よ う と す る 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで																										
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	令和 年 月 日																										
添付書類	☐ 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類																											
☐ 法人税法第75条の5第8項 ☐ 法人税法第82条の8第8項 ☐ 消費税法第46条の3第8項 の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。																												
届 出 内 容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	令和 年 月 日																										
	特例の適用を受けることをやめようとする理由																											
そ の 他 の 参 考 事 項																												
税 理 士 署 名																												
※税務署 処理欄	部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号		入 力		名 簿		通 信 日付印	年 月 日	確 認													

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書（法人税・消費税法）及び e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書（法人税・消費税法）の記載要領等

【令和8年3月31日以前使用分】

- 1 この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。
 - (1) 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の5第1項若しくは第82条の8第1項又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること（以下「特例」といいます。）についての承認を受けようとする場合
なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の4又は第24条の6の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。
（注） 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。
 - (2) 特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合
- 2 この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。
（注） この特例の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります（平成18年国税庁告示第7号）。
- 3 特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 各欄は、次により記載してください。
 - (1) この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。
 - (2) 申請本文の

☐ 法人税法第75条の5第1項
☐ 法人税法第82条の8第1項
☐ 消費税法第46条の3第1項

 には、該当する□にレ印を付してください。
 - (3) 「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。
 - (4) 「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。
 - (5) 「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。
 - (6) 「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、□にレ印を付してください。
 - (7) 届出本文の

☐ 法人税法第75条の5第8項
☐ 法人税法第82条の8第8項
☐ 消費税法第46条の3第8項

 には、該当する□にレ印を付してください。
 - (8) 「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の5第4項若しくは第82条の8第4項又は消費税法第46条の3第4項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の5第5項若しくは第82条の8第5項又は消費税法第46条の3第5項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。
 - (9) 「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。
 - (10) 「税理士署名」欄は、この申請書及び届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - みなし承認
この申請書を提出した場合において、指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものと、指定を受けようとする期間につき指定があったものと、それぞれみなされます。

特定退職金共済団体に関する廃止届出書の記載要領等

1 提出部数

この届出書は、2部提出してください。

なお、中小企業退職金共済法施行規則第69条の3第2項に規定する引渡契約を締結した特定退職金共済団体がこの届出書を提出したときは、遅滞なく、この届出書の写しを独立行政法人勤労者退職金共済機構へ提出することとされています（同条第3項）。

2 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号及び代表者氏名をそれぞれ記載してください。
- (2) 「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄には、退職金共済事業を廃止しようとする年月日を記載してください。
- (3) 「参考事項」欄には、参考となるべき事項を記載してください。
- (4) 「税理士署名」欄には、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

3 注意事項

- (1) この届出書は、特定退職金共済団体に関する承認を受けている者（所得税法施行令第73条第1項）が、その行う退職金共済事業を廃止しようとするときに主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出します。
- (2) 平成28年4月1日前に特定退職金共済団体に関する承認を受けている特定退職金共済団体が、中小企業退職金共済法第31条の2の規定により退職金共済事業を廃止して独立行政法人勤労者退職金共済機構に資産の引渡しを行う場合には、この届出書を提出する前に、その資産の引渡しに係る退職金共済規程の変更について、「特定退職金共済団体に関する変更承認申請書」を所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。
- (3) この届出書を提出した場合には、「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄に記載した年月日において、特定退職金共済団体に関する承認の効力は失われます。
- (4) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」欄には、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

国 税 還 付 金 支 払 内 訳 書

殿

国税資金支払命令官

税務署長

あなたから支払の請求のありました_____外に対する還付金及び還付加算金支払額の内訳は下記のとおりです。

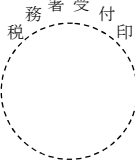
記

住 所	氏 名	年末調整 に よ る 超過額A	Aのうち現在までに 充当又は還付した額		差引残存 過 納 額 (A-B) C	年末調整 を行った 年 月 日	※ 還付加算金 日数金 額 D		※ 還付額合計 (C+D) E
			月 日	金 額 B					
		円	.	円	円	. .	日	円	円
			.			. .			
			.			. .			
			.			. .			
			.			. .			
			.			. .			
			.			. .			
			.			. .			
合 計 (名)		円	/	円	円	/	/	円	円

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄)
(For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX
OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES WHICH ARE SUBJECT TO
WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE AND REMUNERATION DERIVED
FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER
OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

通信 日付印	. .		
確認			
還付金；有、無			
番号 確認		身元 確認	

税務署長殿
To the District Director, Tax Office
1 還付の請求をする者（所得の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

氏名フリガナ 又 は 名 称 (注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)			
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（注6） Domicile (residence) or Place of head office (main office) (Note 6)	【町域・番地 Street Name】	【市区町村 Town Name】	【都道府県・州 Country Sub Division】	【国名 Country】
電話番号 Telephone Number				
個人番号又 は 法人番号 (有する場合はのみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)				

2 還付請求金額に関する事項；
Details of Refund
(1) 還付を請求する還付金の種類；（該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください（注7）。）
Kind of Refund claimed; (Check applicable box below (Note 7).)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項
Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article 15

- ☐ 第1号 (Subparagraph 1)
☐ 第3号 (Subparagraph 3)
☐ 第5号 (Subparagraph 5)
☐ 第7号 (Subparagraph 7)

に掲げる還付金
Refund in accordance with
the relevant subparagraph

(2) 還付を請求する金額；
Amount of Refund claimed

¥	円
---	---

(3) 還付金の受領場所等に関する希望；（該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。）
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座 番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
☐ 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
☐ 日本国外の預金口座 (注8) a bank account outside Japan (Note 8)	支店住所 Branch Address		銀行コード Bank Code	送金通貨 Currency
	【町域・番地 Street Name】	【市区町村 Town Name】		
☐ ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank		—		
☐ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			—	—

3 支払者に関する事項；
Details of Payer

氏名又 は 名 称 Full name				
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)			
個人番号又 は 法人番号 (有する場合はのみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)				

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

4 源泉徴収義務者の証明事項；
Items to be certified by the withholding agent

(1) 所得の種類 Kind of Income	(2) 所得の支払期日 Due Date for Payment	(3) 所得の支払金額 Amount paid	(4)(3)の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on (3)	(5)(4)の税額の納付年月日 Date of Payment of (4)	(6)租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention	(7)還付を受けるべき金額 Amount to be refunded((4)-(6))
		円 yen	円 yen		円 yen	円 yen

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付したことを証明します。
I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

年 月 日 源泉徴収義務者
Date _____ Certifier of withholding agent _____

○ 代理人に関する事項 ； この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ； If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
☐ 納税管理人 ※ Tax Agent ☐ その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

※ “Tax Agent” is explained on the reverse side of the “Application Form for Income Tax Convention”.

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者（租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する利子等の支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。
- この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式（様式1～様式3、様式6～様式10及び様式19）による「租税条約に関する届出書」（その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。）とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 還付の請求をする者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地は、【国名】、【都道府県・州】、【市区町村】及び【町域・番地】の各欄に分けて記載してください。
- 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。

- ☐第1号…… 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
- ☐第3号…… 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

【裏面に続きます】

Submission of the FORM

- This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded(including Person in charge of handling payment of Interest or other payment who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).
- Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the “Application Form for Income Tax Convention” (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above (including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent is an Agent other than a Tax Agent, a power of attorney must be attached together with its Japanese translations.

Completion of the FORM

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter the domicile (residence) or place of head office (main office) of the person claiming the refund in each column for 【Country】、【Country Sub Division】、【Town Name】 and 【Street Name】 separately.
- The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:
☐Subpara.1… For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” for the value.
☐Subpara.3… For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.

【Continue on the reverse】

☐第 5 号…… 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

☐第 7 号…… 租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

8 受取希望場所を「日本国外の預金口座」とした場合は、銀行コード（SWIFT コード、等）を記載し、送金通貨を指定してください。

なお、欧州向けの場合は、口座番号欄に IBAN コードを記載してください。

また、支店住所は、【国名】、【州】、【市区町村】及び【町域・番地】の各欄に分けて記載してください。

☐Subpara.5… For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.

☐Subpara.7… For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

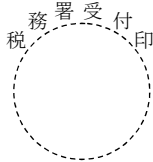
8 If you designate a “bank account outside Japan” as the place to receive of your choice, enter the bank code (Swift code, etc.) and specify a currency for remittance.

In the case of accounts in Europe, enter IBAN code in the column for the account number.

In addition, enter the branch address in each column for 【Country】, 【Country Sub Division】, 【Town Name】 and 【Street Name】 separately.

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の
対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX
ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL
SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN
IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項 ;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 ____ 条第 ____ 項 ____
The Income Tax Convention between Japan and _____ ,Article ____ ,para. ____

2 還付の請求をする者（対価の支払を受ける者）に関する事項 ;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

氏 名 又 は 名 称 Full name					
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (有 す る 場 合 の み 記 入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)					
個 人 の 場 合 Individual	住 所 又 は 居 所 (注 9) Domicile or residence (Note 9)	【町域・番地 Street Name】	【市区町村 Town Name】	【都道府県・州 Country Sub Division】	【国名 Country】
	電 話 番 号 Telephone Number				
	国 Nationality	籍			
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 (注9) Place of head office or main office (Note9)	【町域・番地 Street Name】	【市区町村 Town Name】	【都道府県・州 Country Sub Division】	【国名 Country】
	電 話 番 号 Telephone Number				
	設 立 又 は 組 織 さ れ た 場 所 Place where the Corporation was established or organized				
	事 業 が 管 理 ・ 支 配 さ れ て い る 場 所 Place where the business is managed and controlled				
	電 話 番 号 Telephone Number				
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or sportsman in Japan					
下記「5」の対価につき居住者として課税される国 及び納税地 (注10) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note10)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)			
納税管理人 the Tax Agent in Japan	氏 名 Full name				
	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence				
	電 話 番 号 Telephone Number				
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	税 務 署 Tax Office			

3 還付請求金額に関する事項 ;
Details of the refund
(1) 還付を請求する金額 ;
Amount of Refund claimed

¥	
---	--

承 認 そ の 他	請求金額	円		
	充当金額	円		
	還付金額	円		
納付日	・ ・	充当の申出日	・ ・	
通信日付印	・ ・	確 認		

- (2) 還付金の受領場所等に関する希望；（該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。）
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座 番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
☐ 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
☐ 日本国外の預金口座(注13) a bank account outside Japan (Note13)	支店住所 Branch Address		銀行コード Bank Code	送金通貨 Currency
	【町域・番地 Street Name】	【市区町村 Town Name】	【洲 Country Sub Division】	【国名 Country】
☐ ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank	—			
☐ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			—	—

- 4 還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項；
Details of Payer of Remuneration who withheld the Income Tax to be refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name			
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)		
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)	

- 5 上記「4」の支払者から支払を受ける免税対象の役務提供対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Remuneration received from the Payer of Remuneration to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

(1) 提 供 す る 役 務 の 概 要 Description of Services rendered	(2) 役 務 提 供 期 間 Period of Services rendered		
(3) 対 価 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	(4) 対 価 の 支 払 方 法 Method of Payment	(5) 対 価 の 金 額 Amount of Remuneration	(6) (5)の対価から源泉徴収された税額 Amount of Withholding Tax on (5)
			円 yen

- 6 還付の請求をする者から報酬・給与又は対価の支払を受けるものに関する事項；
Details of Recipient of Remuneration or Salary paid by the Person claiming the refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name			
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)		
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)		
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan ☐ 有 (Yes) , ☐ 無 (No) If "Yes", explain:	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)	

- 7 上記「6」の所得者に対して支払う報酬・給与又は対価に関する事項；
Details of Remuneration or Salary paid to Recipient mentioned in 6 above by the Person claiming the Refund

(1)提供する役務の 概要 Description of Services exercised	(2)役務提供期間 Period of Services exercised	(3)報酬・給与又は 対価の支払期日 Due Date for Payment	(4)報酬・給与又は 対価の支払方法 Method of Payment	(5)報酬・給与又は 対価の金額 Amount of Remuneration, etc.	(6)源泉徴収すべき税額 Amount of the Withholding Tax on (5)	(7)(6)のうち納付した税 額 Amount of the Tax paid within (6)
					円 yen	円 yen

- (8) 未納付の源泉徴収税額がある場合の納付に関する事項；
Details of Payment of the Unpaid Withholding Tax

- A 未納付の源泉徴収税額を後日納付する予定のときは、右の納付予定年月日を記入してください。
If you pay the unpaid withholding tax later, fill out the date of payment.

納付予定年月日 the date of payment

- B 未納付の源泉徴収税額にこの還付請求書による還付金を充てたいときは、次の欄に申出者の氏名又は名称を記入してください。
If you want to appropriate the refund for payment of such unpaid withholding tax, fill out the name of the Applicant below.
私は、未納付の源泉徴収税額を納付せず、この還付請求書による還付金をその源泉徴収税額に充てたいと思いますので、申し出ます。
I will appropriate the refund for payment of the unpaid withholding tax, therefore hereby offer that.

申出者（還付の請求をする者又はその納税管理人）の氏名又は名称
The name of the Applicant or his Tax Agent

8 還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者（個人に限る。）との関係に関する事項；
Details of the Relation between the Corporation or other entity claiming the Refund and the Recipient (Individual) mentioned in 6 above
(1) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の支配関係がないことに関する参考事項；
Description of Facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above

(2) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の株式の保有割合等；
The Percentage of the shares in such corporation or other entity, etc. owned by the Recipient mentioned in 6 above

当該法人その他の団体が日本国内で取得する所得のうち上記「6」の所得者の役務提供から生ずる割合 Percentage of the income derived by such corporation or other entity from services exercised by the Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の総議決権のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the voting power of all classes of stock entitled to vote of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の株式の総価額のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the total value of all classes of stock of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の資産のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of an interest in the assets of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の所得のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of a right of the profits of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above
%	%	%	%	%

9 その他参考となるべき事項(注12)；
Others (Note12)

10 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	☐	%	%
	☐	%	%
	☐	%	%
	☐	%	%
	☐	%	%
合計 Total		%	%

還付請求書の「2」の外国法人が支払を受ける「5」の対価について、「1」の租税条約の相手国の法令に基づきその株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その根拠法令及びその効力を生じる日を記載してください。
If remuneration mentioned in 4 above that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of those who are its members under the law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, enter the law that provides the legal basis to the above treatment and the date on which it will become effective.
根拠法令
Applicable law

効力を生じる日
Effective date

年

月

日

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付“Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached ☐有Yes

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION”

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
 - この還付請求書は、還付請求をする税額の源泉徴収された対価の支払者ごとに作成してください。
 - この還付請求書は、所得税法第212条第1項又は租税特別措置法第41条の22第1項及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第28条第1項の規定により徴収すべき所得税及び復興特別所得税を納付したことを証する書類（この還付請求書による還付金を充てたい旨の申し出を行う場合を除きます。）と還付請求書の「7」の欄に記載された事項を明らかにする契約書を添付して、還付請求書の「4」の欄に記載した対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
なお、特典条項のある租税条約の規定に基づき免除を受ける場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」も添付してください。
 - 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人が支払を受ける対価であって、租税条約の規定によりその株主等の所得として取り扱われるものについては、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）の所得として取り扱われる部分についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
 - 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける対価が、相手国の法令においてその株主等の所得として取り扱われる場合には、その株主等が課税を受けていることを明らかにする書類（該当する場合のみ添付してください。）
 - 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
 - その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
 - 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。
 - 還付請求書の「6」の欄に記載した者が短期滞在者（日本国内での滞在日数が年間若しくは継続する12月の期間中183日又はそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者）で、その支払を受ける所得税法第161条第1項第12号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。
 - 還付請求書の「6」の欄に記載した者が所得税法の規定に基づき所得税の源泉徴収税額が免除されている場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。
 - この還付請求書による還付金を納税管理人が管理する請求者の預貯金口座への振込によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。
- ※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- This form is to be used by a Recipient of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman as prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
 - This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration who withheld the tax to be refunded.
 - This form must be submitted to the District Director of Tax Office where the Payer mentioned in column 4 resides, together with documentary evidence of payment made under the provisions of paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Act or paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation and the provisions of paragraph 1 of Article 28 of the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake and the details of the contract mentioned in column 7 above. (If you indicate that you wish to allocate the refund for payment of unpaid withholding tax, the documentary evidence of payment need not be attached.) In the case that you apply for exemption under the provisions of income tax convention with Limitation on Benefits Article, attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article”(Form 17).
 - In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
For remuneration that a foreign company receives and that is treated as income of its members under the provision of the convention, the provision of the convention is applicable to only the portion that is treated as income of members who are residents in the other contracting country (limited to the portion that its members receive). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:
 - In the case that remuneration that a foreign company mentioned in 2 above receives is treated as income of its members under the law in the other contracting country, documents showing that tax is imposed on the members (only when applicable).
 - “List of the Members of the Foreign Company (Form 16)”
 - Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
 - The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)”(including attachment) completed for each of the members described in ③.
 - If the Recipient mentioned in column 6 is a Temporary Visitor* claiming exemption from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration or Salary as provided in subparagraph 12 (a) of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act under the provisions of the Income Tax Convention, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.
* “Temporary Visitor” means a non-resident of Japan who stays in Japan for the period not exceeding the period prescribed in the Convention (183 days or less in a calendar year or in any consecutive twelve-month period).
 - If Recipient mentioned in column 6 qualifies for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Act, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.
 - An applicant who wishes to receive the refund through his own bank account managed by the Tax Agent must state this on this form.
- ※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

【Continue on the reverse】

還付請求書の記載について

- 8 還付請求書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 9 還付の請求をする者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地は、【国名】、【都道府県・州】、【市区町村】及び【町域・番地】の各欄に分けて記載してください。
- 10 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 11 還付請求書の「6」の欄に記載する者が複数あるときは、「6」及び「7」に掲げる事項を記載した明細書をこの還付請求書に添付してください。
- 12 還付請求書の「9」の欄には、「2」、「5」及び「8」の各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
- 13 受取希望場所を「日本国外の預金口座」とした場合は、銀行コード（SWIFTコード等）を記載し、送金通貨を指定してください。
なお、欧州向けの場合は、口座番号欄にIBANコードを記載してください。
また、支店住所は、【国名】、【州】、【市区町村】及び【町域・番地】の各欄に分けて記載してください。

この還付請求書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Completion of the FORM

- 8 Applicable boxes must be checked.
- 9 Enter the domicile or residence, or the place of head office or main office of the person claiming the refund in each column for 【Country】, 【Country Sub Division】, 【Town Name】 and 【Street Name】 separately.
- 10 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- 11 If Recipients mentioned in column 6 are plural, the specifications described the same details in columns 6 and 7 must be attached to this form.
- 12 Enter into column 9 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.
- 13 If you designate a “bank account outside Japan” as the place to receive of your choice, enter the bank code (Swift code, etc.) and specify a currency for remittance.
In the case of accounts in Europe, enter IBAN code in the column for the account number.
In addition, enter the branch address in each column for 【Country】, 【Country Sub Division】, 【Town Name】 and 【Street Name】 separately.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

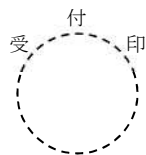
提出日：_____

適格外国仲介業者の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

(国 税 庁 整 理 欄)
For official use only

承認：有、無



この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号、第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第4号若しくは第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 5-2 or subparagraph 4 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3.

国税庁長官 殿

To : The Commissioner National Tax Agency

☐ 振替国債の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)

☐ 振替地方債及び特定振替社債等の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds, etc (JCBs)

☐ 特定振替割引債（特定振替割引国債、特定振替割引地方債、特定振替割引社債等）の場合

In the case of Book-entry transfer Discount Japanese Government Bonds (DJGBs), Discount Japanese Local Government Bonds (DJLGBs) and Discount Japanese Corporate Bonds, etc. (DJCBs)

1 申請をする者に関する事項；
Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary 名 称 Name		〔 〕 代表者名 President's Name				
		担当者 Name of contact person	部署 Section	電話番号 Telephone number		
法 人 番 号 Corporate Number (法人番号を有する場合のみ記入) (Limited to cases of a holder)						
住 所 地 Address	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office	(所在国) Country				
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	(所在国) Country				
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(所在国) Country				
租税条約その他の日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定に係る事項 ・ Income Tax Convention and other international agreements: i) to which Japan is a partner ; and ii) which has an Article of Exchange of Information ; and iii) under which the Applicant is regarded as resident corporation of a contracting state other than Japan. ・ The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.		☐ 日本国と _____ との間の租税条約その他の国際約束 The Income Tax Convention and other international agreements between Japan and _____				
		☐ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第41条第1項 Paragraph 1 Article 41 of The Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.				
恒久的施設 の状況 Permanent establish- ment in Japan	☐ 有 If "Yes"	名 称 Name	担当者 Name of contact person		部署 Section	電話番号 Telephone number
		所 在 地 Address	外国普通法人となった旨の届出書提出年月日 (. . .) Date of submission of Notice of Acquisition of Status of Foreign Ordinary Corporations			
	☐ 無 If "No"	国内の事務所等の 名 Name of office in Japan	担当者 Name of contact person		部署 Section	電話番号 Telephone number
		所 在 地 Address				

特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs) 右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application ☐ : 別紙添付有り separate sheet attached	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定口座管理機関の営業所等又は特定間接口座管理機関の営業所等に関する事項；
Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution that established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.

特定口座管理機関の 営業所等又は特定間 接口座管理機関の営 業所等 Branch or office of Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	

3 代理人に関する事項；
Details of the Agent

代 理 人 の 資 格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
☐ 納税管理人 ※ Tax Agent ☐ その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “ Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc , under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項；
Other relevant matters

--

5 誓約；
私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。

① 申請者は、「1 租税条約その他の日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定に係る事項」に記載した租税条約の締約国若しくは締約者の法人であること又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第41条第1項の規定により外国(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号に規定する外国をいう。)の機関に対して租税に関する情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国の法人であること

② 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、速やかに国税庁長官に届け出ること

③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること

④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第11項(第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。)に規定するところにより確認を行うこと

⑤ 租税特別措置法第5条の2第14項及び第19項(第5条の3第9項及び第41条の13の3第12項において準用する場合を含む。)に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第5条の2第15項、第16項、第5条の3第7項、第8項、第41条の13の3第10項若しくは第11項に規定する通知を行うこと

5 Certification
I hereby declare that the below statements are true and correct.

i I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above or I am a resident corporation of the foreign country (prescribed in Article 2, item 3 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.) (country or region outside Japan) to which Japan provide the information concerning taxes to the certification of competent authority regarding taxation of the foreign country under Paragraph 1 Article 41 of the Mutual Exemption Law for Income of Foreign Resident, etc.

ii In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the Commissioner National Tax Agency without delay.

iii In case where the District Director require to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (ASMCT), I will cooperate to do so without delay.

iv In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of applications in accordance with the Paragraph 11 of Article 5-2(including the case applied under the Paragraph 9 of Article 5-3 or the Paragraph 12 of article 41-13-3 of the ASMCT)

v I will keep books, make records there in or preserve the books pursuant to the provision of Paragraph 14and 19 of Article 5-2 (including the case applied mutatis mutandis pursuant the Paragraph 9 of Article 5-3 or the Paragraph 12 of article 41-13-3 of the ASMCT) or give notice pursuant to the provisions of Paragraph 15 or 16 of that Article, the Paragraph 7, or 8 ,of Article 5-3 or the Paragraph 10 or 11 of Article 41-13-3 of the ASMCT

日 付
Date _____

誓約者の氏名,
The name of certifier (authorized official thereof) _____

又はその代理人の氏名
or its Agent _____

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号、第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第4号若しくは第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- この申請書は、振替国債及び特定振替割引国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債、特定振替社債等、特定振替割引地方債及び特定振替割引社債等にあっては（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
☐ : 国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

- 申請書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

Submission of the FORM

- This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of Paragraph 7 of Article 5-2 ,subparagraph 4 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 4 of Paragraph 7 of article 41-13-3 of the ASMCT, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.
- This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs and DJGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGBs, JCBs, DJLGBs , and DJCBs.
- If applicant does not have approval papers of Qualified Foreign Intermediary, an Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation
- Where this form has been submitted, if a disposition to approve or dismiss the application has not been made by the final day of the month following the month that includes the day on which the written application was submitted, it shall be deemed that approval has been granted as of the said day.
- If applicant does not desire an announcement of the approval by the Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next blocks.
☐ : no announcement desired

Completion of the FORM

- Applicable blocks must be checked.

- ☐ 振替国債又は特定振替割引国債の場合(In the case of JGBs and DJGBs)
- 日本銀行の証明 ;
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date _____ Certifier of authorized official, the Bank of Japan _____

- ☐ 振替地方債、特定振替社債等、特定振替割引地方債又は特定振替割引社債等の場合(In the case of JLGBs ,JCBs,DJLGBs and DJCBs)
- (株)証券保管振替機構の証明 ;
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing .

Date _____ Certifier of authorized official, JASDEC _____

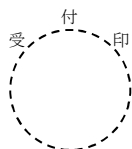
提出日：_____

適格口座管理機関の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

（国 税 庁 整 理 欄）
For official use only

承認：有、無



この申請書は、租税特別措置法第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第8号若しくは第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、2頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time. See instructions on the page 2.

国税庁長官 殿

To : The Commissioner National Tax Agency

☐ 特定振替社債等の場合（租税特別措置法第5条の3第4項第8号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）

In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc. (In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation)

☐ 特定振替割引債の場合（租税特別措置法第41条の13の3第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合）

In the case of Book-entry transfer Discount Bonds. (In claiming approval of Qualified Account Management Institution under of subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation)

1 申請をする者に関する事項；
Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary 名 称 Name	[] 代表者名President's Name		
	担当者Name of contact person	部署Section	電話番号Telephone number
法人番号 Corporate Number			
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office			
営業所等 Branch or office 右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five branch or office, you may write in separate sheet and attach it with this application ☐ : 別紙添付有り Separate sheet attached	名 称 Name		
	所 在 地 Address		
	名 称 Name		
	所 在 地 Address		
	名 称 Name		
	所 在 地 Address		

2 その他参考となるべき事項；
Other relevant matters

--

「適格口座管理機関の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- この申請書は、租税特別措置法第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第8号若しくは第41条の13の3（振替割引債の差益金額等の課税の特例）第7項第10号に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- この申請書は、(株)証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 申請書の記載事項に変更（異動）があった場合は、国税庁長官に提出してください。
- この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 国税庁長官から適格口座管理機関の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
☐：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

- 申請書の□欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Submission of the FORM

- This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under subparagraph 8 of Paragraph 4 of Article 5-3 or subparagraph 10 of Paragraph 7 of Article 41-13-3 of the Act on Special Measures Concerning Taxation or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time.
- This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via JASDEC.
- In case of any alternation to the description in this application form, you will report them to, or file a new application form with, the Commissioner National Tax Agency.

- If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Account Management Institution, check the next box.
☐：no announcement desired

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.

- ☐ 特定振替社債等及び特定振替割引債の場合(In the case of Book-entry transfer Japanese Corporate Bonds, etc and Book-entry transfer Discount Bonds)
- (株)証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing

Date _____ Certifier of authorized official, JASDEC _____

本店等一括提供に係る承認申請書

 令和 年 月 日 税務署長殿		営業所所在地	〒	
		(フリガナ)		
		営業所名称		
		個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
		(フリガナ)		
		営業所長氏名		
		(フリガナ)		
		作成担当者		
非課税口座開設届出書に記載された事項等の提供について、租税特別措置法第37条の14第31項及び同法第37条の14の2第25項に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。				
提供先税務署長		税務署長		
提供先税務署長に提供しようとする理由		☐ 下記の本店等の所在地の所轄税務署長に提供するため ☐ その他 ()		
本店等の所在地				
本店等の名称				
参考事項				

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理 事 績	処理内容	承認・みなし・却下
	決裁	・							通知年月日	・
	通信日付印	・	・	確認		通知書	(却下理由)			
	(摘要)									
	番号確認	身元確認	確認書類							
		☐ 済 ☐ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()							

本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等

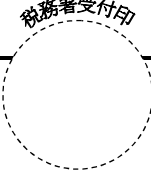
1 本店等一括提供の制度について

- (1) この申請書は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項及び同法第 37 条の 14 の 2 第 25 項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、非課税口座開設届出書に記載された事項等の提供（以下「届出事項等の提供」といいます。）について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。
（注） この申請書を提出した日から 2 月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。
- (2) この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

2 各欄の記載方法

- (1) 「営業所所在地」、「営業所名称」、「個人番号又は法人番号」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の営業所の所在地、名称及び個人番号又は法人番号並びに営業所の責任者の氏名を記載してください。
- (2) 「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。
- (3) 「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。
- (4) 「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。
- (5) 「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る届出事項等の提供を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。
- (6) 「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

本店等一括提供の取りやめ届出書

 税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号			
		(フリガナ) 営 業 所 名 称			
		(フリガナ) 営 業 所 所 在 地		〒	
				電話 — —	
(フリガナ) 営 業 所 長 氏 名					
(フリガナ) 作 成 担 当 者 氏 名					
令和 年 月 日から租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項及び同法第 37 条の 14 の 2 第 25 項に定める本店等一括提供を取りやめることとしたので届け出ます。					
本 店 等 一 括 提 供 を 取 り や め よ う と す る 理 由					
参 考 事 項					

※税務署処理欄	整理簿	備 考

(規格 A 4)

(注意事項)

- (1) この届出書は、非課税口座開設届出書に記載された事項等につき、本店等一括提供を取りやめる場合に提出するものです。
- (2) 「作成担当者氏名」欄には、この届出について回答できる担当者の方の氏名を記入してください。
- (3) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

追加様式

税務署受付印

青色申告の取りやめの届出書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ) 法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目	 業

令和 年 月 日 開始の事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。

記

その他の参考事項

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	--------	--------	-----------------------	-------	--------

(規格 A 4)

青色申告の取りやめの届出書の記載要領等

【令和 8 年 1 月 1 日以後開始事業年度分】

- 1 この届出書は、法人税法第 121 条第 1 項の承認を受けている法人（通算法人を除きます。）が、令和 8 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度の同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度の法人税法第 74 条第 1 項の規定による申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (2) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

適格分割等によるリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書										※整理番号					
令和 年 月 日 税務署長殿										納 税 地		〒			
										(フリガナ)		電話()			
										法 人 名 等					
										法 人 番 号					
										(フリガナ)					
										代 表 者 氏 名					
代 表 者 住 所										〒					
事 業 種 目										業					
適格分割等によるリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置について、下記のとおり届け出ます。 記															
適格分割等に係る 分割承継法人等		法 人 名 等													
		納 税 地													
		代 表 者 氏 名													
適 格 分 割 等 の 日				年 月 日											
移転したリース譲渡契約の明細	譲 渡 年 月 日	基 準 事 業 年 度	未 計 上 収 益 額	未 計 上 費 用 額	移 転 未 計 上 収 益 額	移 転 未 計 上 費 用 額									
	・ ・	・ ・	円	円	円	円									
	・ ・	・ ・													
	・ ・	・ ・													
	・ ・	・ ・													
	・ ・	・ ・													
	・ ・	・ ・													
(「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎)															
(「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎)															
(その他参考となるべき事項)															
税 理 士 署 名															
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認						

適格分割等によるリース譲渡に係る収益及び費用の 帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号。以下「改正法」といいます。）附則第 17 条第 4 項の規定の適用を受けた法人を分割法人又は現物出資法人（以下「分割法人等」といいます。）とする適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合において、法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 121 号。以下「改正令」といいます。）附則第 12 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、同条第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

なお、各欄は移転したリース譲渡（令和 9 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度において行われた改正法による改正前の法人税法第 63 条第 1 項に規定するリース譲渡をいいます。以下同じです。）に係る契約ごとに記載しますが、記載しきれない場合には、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。

- (1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。
- (2) 「譲渡年月日」欄は、リース譲渡を行った年月日を記載してください。
- (3) 「基準事業年度」欄は、改正法附則第 17 条第 3 項に規定する「基準事業年度」を記載してください。
- (4) 「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄は、改正法附則第 17 条第 3 項に規定する「未計上収益額」及び「未計上費用額」を記載してください。
- (5) 「「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。
- (6) 「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄は、改正令附則第 12 条第 5 項に規定する「移転未計上収益額」及び「移転未計上費用額」を記載してください。
- (7) 「「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。
- (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

グループ通算制度の承認の申請書

e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）

※ 整理番号

※ 通算グループ整理番号

親

税務署受付印

3 通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	通算 予 定 法 人 （ 申 請 法 人 ）	通算 親 法 人 と な る 法 人	納 税 地	〒
			(フリガナ)	電話 () -
			法 人 名 等	
			法 人 番 号	
			(フリガナ)	
			代 表 者 氏 名	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円		
主 要 株 主 等 の 状 況	付表 1（通算親法人となる法人の主要株主等の状況）のとお			
通算子法人となる法人		申請・届出書(次葉)のとお (子法人数 法人)		

法人税法第 64 条の 9 第 1 項の規定に基づき、通算親法人となる法人の 自 令 和 年 月 日 事業年
至 令 和 年 月 日

度を最初の通算事業年度として、グループ通算制度の承認を受けたいので、同条第 2 項の規定により申請します。

なお、この申請が承認された場合は、通算親法人及び通算子法人について、法人税法第 75 条の 4 第 1 項、地方
法人税法第 19 条の 3 第 1 項及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置
法第 27 条第 1 項に規定する特定法人に該当し、納税申告書について e-Tax による申告を行う必要があるので届け
出ます。

- 1 通算親法人となる法人が、法人税法第 64 条の 10 第 1 項の取りやめの承認を受けたことがある法人、同法第 127
条第 2 項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受けたことがある法人又は同法第 128 条の規定により
青色申告の取りやめの届出書を提出したことがある法人である場合には、当該取りやめの承認を受けた日、当該
通知を受けた日又は当該届出書を提出した日

通算親法人となる法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下において「令和 2 年
改正法」という。）による改正前（以下において「令和 2 年改正前」という。）の法人税法第 4 条の 5 第 1 項の承
認の取消しの処分又は同条第 3 項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分
の日又は当該承認を受けた日

通算親法人となる法人が、令和 2 年改正法附則第 29 条第 2 項の規定の適用を受けたことがある法人である場合
には、最終の連結事業年度終了の日

平成・令和 年 月 日

- 2 上記 1 の取りやめの承認を受けた日等における法人名等及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
法人名等 納税地

- 3 通算親法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名 簿 書 類 の 称	☐ 仕 訳 帳	☐ 売 掛 金 元 帳	☐ 売 上 伝 票	☐ 契 約 書
	☐ 総 勘 定 元 帳	☐ 買 掛 金 元 帳	☐ 仕 入 伝 票	☐ 納 品 書
	☐ 売 上 帳	☐ 棚 卸 表	☐ 振 替 伝 票	☐ 請 求 書
	☐ 仕 入 帳	☐ 貸 借 対 照 表	☐ 見 積 書	☐ 領 収 書
	☐ 現 金 出 納 帳	☐ 損 益 計 算 書	☐ 注 文 書	☐ ()
帳簿 形態			記帳 時期	

- 4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。

- ☐ 法人税法第 64 条の 9 第 7 項(通算親法人となる法人の設立事業年度等が申請特例
年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類
を提出します。

通算親法人となる法人の設立の日

令和 年 月 日

- 5 添付書類

1 出資関係図

2 グループ一覧

税 理 士 署 名

※税務署
処理欄

部 門

決 算
期

業 種
番号

番 号

入 力

備 考

通信
日付印

年 月 日

確 認

「グループ通算制度の承認の申請書」 「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(1) 【令和8年4月1日以後使用分】

この申請書及び届出書（以下「申請書等」といいます。）（初葉及び次葉）は、法人税法第64条の9第2項の規定によりグループ通算制度の承認の申請を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

(1) 原則(法64の9②)

この申請書等は、グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の3月前の日までに、通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。

なお、当該通算親法人となる法人は申請書等(初葉)を、当該申請書等を提出する日における通算子法人となる法人は申請書等(次葉)を使用して、これらの法人の全ての連名で提出してください。

(注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合（グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時より前に申請書等を提出する場合を除きます。）には、グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時かつ申請時において通算親法人となる法人による完全支配関係（法人税法第64条の9第1項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。）がある全ての通算子法人となる法人を記載してください。この場合において、当該事業年度開始の時から申請時までの間に、通算親法人となる法人との間に当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった法人（通算子法人となる法人）があるときは、その通算子法人となる法人については、申請書等（次葉）には記載せず、申請書等を提出した日以後遅滞なく「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼 e-Tax による申告の特例に係る届出書）」を提出する必要があります。

(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法64の9⑦)

通算親法人となる法人のグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度が次の事業年度（申請特例年度）のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる日までにこの申請書等を提出することができます。

この場合には、申請書等（初葉）の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に必要事項を記載してください。

イ 設立事業年度……設立事業年度開始の日から1月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日

ロ 設立事業年度の翌事業年度（当該設立事業年度が3月に満たない場合に限り。）……設立事業年度終了の日と当該設立事業年度の翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日

(注) 設立事業年度終了の時に法人税法施行令第131条の13第1項各号に掲げるもの（法人税法第64条の11第1項に規定する時価評価資産等）を有する通算親法人となる法人（時価評価が必要な法人から除かれる法人を除きます。）は、上記ロの対象外とされています。

2 添付書類

申請書等の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。

(1) 出資関係図（通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）

(2) グループ一覧（通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表）

(注) 申請書等（次葉）の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

(1) 通算親法人となる法人の法人名等は申請書等（初葉）に記載し、通算子法人となる法人の法人名等は当該通算子法人となる法人ごとに申請書等（次葉）に記載してください。

(2) 申請書等（初葉）の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を記載した「付表1（通算親法人となる法人の主要株主等の状況）」を申請書等（初葉）に添付し、申請書等（次葉）の「発行済株式等の状況」欄については、必要事項を記載した「付表2（発行済株式等の状況）」を申請書等（次葉）に添付してください。

(3) 申請書等（初葉）の「1」欄及び申請書等（次葉）の「6」欄について、該当する事由が複数ある場合には、適宜の様式に「該当する事由」と「日付」を記載の上、別紙として添付してください。

(4) 申請書等（初葉）の「3 通算親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び申請書等（次葉）の「9 通算子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け又は保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。

また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳簿形態」欄には「帳簿記帳」若しくは「コンピュータ利用」又は「電磁的記録等」と記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」又は「10日ごと」等と記載してください。

(5) 申請書等（初葉）の「5 添付書類」欄は、この申請書等に添付した書類の番号を○で囲んでください。

(6) 「税理士署名」欄は、この申請書等を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

(1) みなし承認

次の区分に応じてこの申請書を提出した場合において、それぞれ次の基準日までに承認又は却下の処分がなかったときには、それぞれ次のみなし承認日において承認があったものとみなされます。

	区分	基準日	みなし承認日
①	原則	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日の前日	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日
②	設立事業年度等の申請の特例（③以外）	申請書を提出した日から2月を経過する日	同左
③	設立事業年度等の申請の特例のうち、通算親法人となる法人の設立事業年度の翌事業年度を対象とするもの（当該翌事業年度開始の日が基準日より後である場合に限りです。）	申請書を提出した日から2月を経過する日	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日

(2) 次のイ～へのいずれかに該当する事実がある場合には、申請が却下されることがあります。

イ 通算予定法人（通算親法人となる法人及び通算子法人となる法人をいいます。以下同じです。）のいずれかがその申請を行っていないこと。

ロ 申請法人に通算予定法人以外の法人が含まれていること。

ハ 所得金額又は欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。

ニ グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第126条第1項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第1項、第2項若しくは第3項前段、第5条各項若しくは第7条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って適正に行われることが見込まれないこと。

ホ 備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること。

ヘ 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

(3) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する
旨を記載した書類
e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）

※ 整 理 番 号	
※通算グループ整理番号	

加入

税務署受付 令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒			
	☐ 通算親法人 ☐ 通算親法人となる法人	(フリガナ)	電話 () -			
		法 人 名 等				
		法 人 番 号				
		(フリガナ)				
		代 表 者 氏 名				
☐ 法人税法施行令第 131 条の 12 第 3 項の規定に基づき、完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。 また、法人税法第 75 条の 4 第 1 項、地方法人税法第 19 条の 3 第 1 項及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第 27 条第 1 項に規定する特定法人に該当し、納税申告書について e-Tax による申告を行う必要があるので届け出ます。 ☐ 法人税法第 14 条第 8 項（グループ通算制度への加入時期の特例）の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。						
完 全 支 配 関 係 の 区 分		☐ 完全支配関係を有することとなった日又は特例決算期間の末日の翌日から効力が生ずる場合 法人税法第 64 条の 9 第 11 項（同条第 13 項） ☐ 申請特例年度において完全支配関係を有することとなった場合 法人税法第 64 条の 9 第 12 項（同条第 13 項）				
完全支配関係を有することとなった日 （ 加 入 日 ）		令和 年 月 日				
グループ通算制度への加入時期の特例 の 適 用 を 受 け る 場 合		加入日の前日の属する 特 例 決 算 期 間	初日令和 年 月 日	末日令和 年 月 日		
		加入日の前日から特例決算 期間の末日までの期間内の日の 属 する 各 適 用 後 事 業 年 度	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			
		通算子法人最初通算事業年度	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			
通 算 子 法 人 と な る 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	法 人 名 等				整 理 番 号	
	納 税 地	〒	電話 () -		部 門	
	(フリガナ)				決 算 期	
	代 表 者 氏 名				備 考	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円				
発行済株式等の状況	付表 2（発行済株式等の状況）のとおり					
☐ 法人税法第 14 条第 8 項第 1 号に規定する「他の内国法人」						

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	適用 状態	1 通算申請中 2 通算承認 3 取りやめ	確認	
-------------	-----	---------	----------	-----	-----	-----	-----------	-------	----------	-----------------------------	----	--

**「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び
グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」
「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(1)**
【令和8年4月1日以後使用分】

- 1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。
なお、通算子法人となる法人ごとに作成してください。
- (1) 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合
通算子法人となる法人が、通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係(法人税法第64条の9第1項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。)を有することとなった場合(令131の12③)
- ◇提出法人：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人
◇提出期限：完全支配関係を有することとなった日(以下「加入日」といいます。)(加入日がグループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書を提出した日前である場合には、その申請書を提出した日)以後遅滞なく
◇提出先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3通
◇添付書類：① 出資関係図(この書類の提出時における通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
② グループ一覧(この書類の提出時における通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表)
(注) 「グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。
- (2) グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合
通算子法人となる法人が、通算親法人事業年度又は申請特例年度(法人税法第64条の9第7項の規定の適用を受けてグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度をいいます。)の中途において通算親法人又は通算親法人となる法人との間に当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合(法14⑧)
- ※ 既に提出された「グループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」にその名称が記載された法人は、改めてこの書類を提出することはできません。
- ◇提出法人：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人
◇提出期限：当該通算子法人となる法人のこの特例の適用がないものとした場合の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限となる日
◇提出先：当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：1通(当該通算親法人又は当該通算親法人となる法人が調査課所管法人である場合は2通)

上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。
なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題の両方の口にレ印を付して3通提出してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」及び「代表者氏名」欄は、提出法人(通算親法人又は通算親法人となる法人)が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名等」欄には、当該提出法人の法人名等を記載してください。
- (2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。
- (3) 「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。
- (4) 上記1(2)のグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けようとする場合には、それぞれ次のとおり記載してください。なお、「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、その通算子法人となる法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する内国法人でグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受けるもの(以下「加入時期特例適用法人」といいます。)と同様、この特例を適用することとなります。
- イ 「加入日の前日の属する特例決算期間」欄は、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する月次決算期間(会計期間をその開始の日以後1月ごとに区分した各期間(最後に1月未満の期間を生じたときは、その1月未満の期間)をいいます。)又は会計期間(「法人税法第14条第8項第1号に規定する「他の内国法人」」欄にレ印を付した通算子法人となる法人については、当該通算子法人となる法人に係る加入時期特例適用法人について提出されたこの書類(初葉)の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間)を記載してください。
- ロ 「加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度」欄は、加入日の前日から「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載した期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度(法人税法第14条第8項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいいます。)開始の日及び終了の日を記載してください。
- (注) 記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。
- ハ 「通算子法人適用開始年度」欄は、通算子法人となる法人に係るグループ通算制度の適用を受ける最初の事

業年度を記載してください。

- (5) 「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表 2（発行済株式等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
- (6) 「法人税法第 14 条第 8 項第 1 号に規定する「他の内国法人」」欄については、通算子法人となる法人が、グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける内国法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の内国法人（加入日から当該内国法人について提出されたこの書類（初葉）の「加入日の前日の属する特例決算期間」欄に記載された期間の末日までの間に通算親法人又は通算親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなったものに限り、）に該当する場合、□にレ印を付してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2) 通算子法人となる法人の特例決算期間としていた会計期間が決算期変更又は合併により異動する場合の取扱い

次の場合には、それぞれ次の取扱いとなりますので、留意してください。

イ 通算親法人又は通算親法人となる法人の会計期間に合わせて会計期間の末日を前倒しする会計期間の変更をした場合 特例決算期間の末日は変更後の会計期間の末日となり、その通算子法人となる法人には、変更後の会計期間の末日の翌日に通算承認の効力が生じます。

ロ 通算子法人となる法人が合併により解散した場合 特例決算期間の末日まで完全支配関係が継続しないことから、その通算子法人となる法人には、通算承認の効力は生じません。

(3) みなし承認

この書類の提出によりグループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合には、原則として、通算子法人となる法人の加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日において通算制度の承認があったものとみなされ、その承認は同日からその効力を生じます。

税務署受付印

e - Taxによる申告の特例に係る届出書

(法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税用)

※ 整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話() —	
	(フリガナ)		
	名 称		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒 電話() —	
☐ 法人税法第75条の4第1項 ☐ 法人税法第82条の7第1項 ☐ 地方法人税法第19条の3第1項 ☐ 地方法人税法第24条の5第1項 ☐ 防衛財源確保法第27条第1項 ☐ 消費税法第46条の2第1項 に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe - Taxによる申告を行う必要があるので届け出ます。			
適 用 開 始 事 業 年 度 等	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
該 当 条 項	☐ 法人税法第75条の4第2項第 号 ☐ 法人税法第82条の7第2項第 号 ☐ 地方法人税法第19条の3第2項第 号 ☐ 地方法人税法第24条の5第2項第 号 ☐ 防衛財源確保法第27条第2項第 号 ☐ 消費税法第46条の2第2項第 号	資本金又は出資金の額 円	
		設立年月日等 令和 年 月 日	
参 考 事 項			

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号		入 力		名 簿		通 信 日付印	年 月 日	確 認	
-------------	--------	--	-------------	--	------------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	------------	-------	--------	--

07.06改正

(令和8年4月1日以後使用分)

(規格A4)

e - Tax による申告の特例に係る届出書
（法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税用）記載要領等

【令和8年4月1日以後使用分】

- 1 この届出書は、法人税法第75条の4第1項若しくは第82条の7第1項、地方法人税法第19条の3第1項若しくは第24条の5第1項、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第27条第1項又は消費税法第46条の2第1項の規定により電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

（注） 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

- 2 この届出書は、以下の特定法人に該当する場合に、以下の提出期限内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください（法人税法第82条の7第1項又は地方法人税法第24条の5第1項に規定する特定法人を除きます。）。
なお、令和8年4月1日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する防衛特別法人税の課税事業年度（以下の特定法人でなかったその内国法人について通算承認の効力が生じた場合におけるその承認の効力が生じた日の属する課税事業年度を除きます。）開始の日において以下の特定法人であるものは、同日以後1月以内に防衛特別法人税に係る納税申告書等につきこの届出書を提出してください。ただし、令和8年4月1日前にこの届出書を提出している場合には、防衛特別法人税に係る納税申告書等につき改めてこの届出書を提出する必要はありません。

また、法人税法第82条の7第1項又は地方法人税法第24条の5第1項に規定する特定法人に該当することとなった場合にも、あらかじめ納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

	特定法人の区分	提出期限
①	事業年度等の開始の時における内国法人の資本金又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が1億円を超えることとなった法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	資本金の額等が1億円を超えることとなった日から1月以内
	新たに設立された法人でその設立の時における資本金の額等が1億円を超える法人（法人税法第75条の4第1項、地方法人税法第19条の3第1項又は防衛財源確保法第27条第1項に係る届出（以下「法人税関係届出」といいます。）にあっては、公益法人等を除きます。）	設立の日から2月以内
②	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	通算承認の効力が生じた日等から1月以内
③	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
④	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑤	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑥	国又は地方公共団体（注1）	設立の日（特別会計の会計年度が開始した日）から2月以内
⑦	法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額等が1億円を超える法人	その開始した日から2月以内
⑧	法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた協同組合等の当該協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が1億円を超える場合における当該協同組合等	その該当することとなった日から2月以内

（注1） 国又は地方公共団体は消費税法第46条の2第1項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。

（注2） 消費税について、免税事業者等に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。

なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から1月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

- 3 各欄は、次により記載してください

(1) 「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

(2) 届出本文の

- ☐ 法人税法第75条の4第1項
☐ 法人税法第82条の7第1項
☐ 地方法人税法第19条の3第1項
☐ 地方法人税法第24条の5第1項
☐ 防衛財源確保法第27条第1項
☐ 消費税法第46条の2第1項

には、該当する□にレ印を付してください。

- (3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Tax による申告を開始する事業年度等を記載してください。
- (4) 「該当条項」欄には、特定法人に該当することとなった条項の□にレ印を付した上で、該当する号数を記載してください。

特定法人の区分		記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時点における資本金の額等が1億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時点における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の4第2項 法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第19条の3第2項 地方法人税法第24条の5第2項 防衛財源確保法第27条第2項 消費税法第46条の2第2項
②	通算法人 (①に掲げる法人を除きます。)	2	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
③	相互会社 (②に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		2	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
④	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		3	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
⑤	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	5	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		4	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
⑥	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の2第2項

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時点における資本金の額等を記載してください。
- (6) 「設立年月日等」欄には、上記2に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日（資本金の額等が1億円を超えることとなった日又は設立の日等）を記載してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

税務署受付印

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書

(法人税・消費税用)

※ 整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	〒 電話() -

- ☐ 法人税法第75条の5第1項
☐ 法人税法第82条の8第1項
☐ 消費税法第46条の3第1項

に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である
場合の特例を申請します。

申 請 内 容	特例の適用を受けることが 必要となった理由	
	特 例 の 指 定 を 受 け よ う と す る 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	電気通信回線の故障、災害 その他の理由によりe-Tax を使用することが困難 である事情が生じた日	令和 年 月 日
添付書類	☐ 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかに する書類	

- ☐ 法人税法第75条の5第8項
☐ 法人税法第82条の8第8項
☐ 消費税法第46条の3第8項

の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめます

ので届け出ます。

届 出 内 容	特例の承認を受けた日又は その承認があったものと みなされた日	令和 年 月 日
	特例の適用を受けることを やめようとする理由	

そ の 他 の 参 考 事 項	
-----------------	--

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号		入 力		名 簿		通 信 日付印	年 月 日	確 認	
-------------	--------	--	-------------	--	------------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	------------	-------	--------	--

**e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書（法人税・消費税用）及び
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書（法人税・消費税用）の記載要領等**
【令和8年4月1日以後使用分】

- 1 この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。
 - (1) 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の5第1項若しくは第82条の8第1項又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること（以下「特例」といいます。）についての承認を受けようとする場合
なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の4又は第24条の6の規定により、防衛特別法人税については、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。
（注） 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。
 - (2) 特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合
- 2 この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。
（注） この特例の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります（平成18年国税庁告示第7号）。
- 3 特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 各欄は、次により記載してください。
 - (1) この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。
 - (2) 申請本文の

☐ 法人税法第75条の5第1項
☐ 法人税法第82条の8第1項
☐ 消費税法第46条の3第1項

 には、該当する□にレ印を付してください。
 - (3) 「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。
 - (4) 「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。
 - (5) 「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。
 - (6) 「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、□にレ印を付してください。
 - (7) 届出本文の

☐ 法人税法第75条の5第8項
☐ 法人税法第82条の8第8項
☐ 消費税法第46条の3第8項

 には、該当する□にレ印を付してください。
 - (8) 「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の5第4項若しくは第82条の8第4項又は消費税法第46条の3第4項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の5第5項若しくは第82条の8第5項又は消費税法第46条の3第5項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。
 - (9) 「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。
 - (10) 「税理士署名」欄は、この申請書及び届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - みなし承認
この申請書を提出した場合において、指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものと、指定を受けようとする期間につき指定があったものと、それぞれみなされます。

年 月 日		年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書																			
税務署長 殿 / 市町村長 殿																					
退職手当の支払者の	所在地 (住所)																				
	名称 (氏名)																				
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。																			
	個人番号																				
あなたの	現住所																				
	氏名																				
	個人番号																				
その年1月1日現在の住所																					
このA欄には 全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)																					
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日		年 月 日		③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年 年 月 日		年 年 月 日		年										
	② 退職の区分等		<一般・障害の区分> 一般・障害 [] <生活扶助の有無> 有・無		うち 特定役員等勤続期間		有 自 年 月 日 年 年 月 日 無 至 年 月 日		うち 一般勤続期間との重複勤続期間		有 自 年 月 日 年 年 月 日 無 至 年 月 日	年 年 月 日									
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。																					
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		⑤ ③と④の通算勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		年 年 月 日		年										
	うち 特定役員等勤続期間		有 自 年 月 日 年 年 月 日 無 至 年 月 日		うち 特定役員等勤続期間		有 自 年 月 日 年 年 月 日 無 至 年 月 日		うち 一般勤続期間との重複勤続期間		有 自 年 月 日 年 年 月 日 無 至 年 月 日	年 年 月 日									
あなたが前年以前に次の退職手当等の支払を受けた場合には、その退職手当等について、このC欄に記載してください。																					
C	(1) 前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けた場合(②及び③の場合を除きます。)		前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等		⑥ 左記の前年以前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		年 年 月 日		年										
	(2) 令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年以内に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受けた場合(③の場合を除きます。)		次の退職手当等 ・令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年以内に支払を受けた退職手当等 ・令和8年1月1日前、かつ、前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等		(3) 本年中に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受ける場合		前年以前19年以内に支払を受けた退職手当等		⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年 年 月 日									
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間		自 年 月 日 至 年 月 日		年 年 月 日		年										
	うち 特定役員等勤続期間		有 自 年 月 日 年 年 月 日 無 至 年 月 日		⑪ ⑦と⑩の通算期間		自 年 月 日 至 年 月 日		年 年 月 日		年										
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。																					
E	区分	退職手当等の支払を受けた年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)	支拂月	退職の区分	老齢付金	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)												
	一般	・	・			・	一般														
	特定役員	・	・			・	障害														
	短期	・	・			・	障害														
C												・	・				一般				

注 意 事 項

- 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

申 告 書 の 書 き 方

- 1 「①」欄には、退職年月日(会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日)を記載します。
- 2 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 3 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。
この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間(その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。)によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。
(1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
(2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間(一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。)
(3) 他に勤務していた期間(その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。)で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間
また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等^(※1)に係る勤続期間(以下「特定役員等勤続期間」といいます。)の有無及び短期退職手当等^(※2)に係る勤続期間(以下「短期勤続期間」といいます。)の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。
更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等^(※3)に係る勤続期間(以下「一般勤続期間」といいます。)の重複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。
※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。)が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
上記の役員等とは「法人税法第2条第15号に規定する役員」、「国会議員及び地方公共団体の議会の議員」及び「国家公務員及び地方公務員」をいいます。
2 短期退職手当等とは、短期勤続年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
3 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 4 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、内書は、上記3「③」欄の内書に倣い記載します。
- 5 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。
また、内書の「うち 特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち 短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち 短期勤続期間」の各欄は、上記3「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間(特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。)を含みません。
更に、「うち 全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち 短期勤続期間」の内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間(全重複勤続期間を除きます。)について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。
- 6 「⑥」欄には、次の場合にそれぞれ次の退職手当等(以下「前年以前の退職手当等」といいます。)についての勤続期間を記載します。
(1) 前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けた場合(②③の場合を除きます。) 前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等
(2) 前年以前9年以内に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金(令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限ります。)の支払を受けた場合(③の場合を除きます。) 次の退職手当等
イ 令和8年1月1日以後に支払を受けた退職手当等であって前年以前9年以内に支払を受けたもの
ロ 令和8年1月1日前に支払を受けた退職手当等であって前年以前4年以内に支払を受けたもの
(3) 前年以前19年以内に退職手当等の支払を受け、本年中に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合 前年以前19年以内に支払を受けた退職手当等
ただし、前年以前の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その前年以前の退職手当等の収入金額に応じ、その前年以前の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数(小数点以下の端数切捨て)に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

前年以前の退職手当等の収入金額	算 式
800万円以下の場合	その収入金額÷40万円
800万円を超える場合	(その収入金額－800万円)÷70万円+20
- 7 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「㊦」欄及び「㊧」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 8 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間(上記3の(1)又は(3)の期間(③の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。))とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 9 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、「㊨」欄及び「㊩」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 10 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また「㊪」欄及び「㊫」欄には、「㊦」欄と「㊧」欄及び「㊨」欄と「㊩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 11 E欄の「老齢給付金」の欄には、支払を受けた退職手当等が確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金である場合に、「○」を記載してください。

削除様式

災害により生じた損失の額に関する明細書の記載要領等

【令和4年4月1日前開始事業年度等分】

- 1 この明細書は、次に掲げる場合に該当する場合において、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産（以下「棚卸資産等」といいます。）について災害により生じた損失の額を算出するために作成し、申告書別表七(一)又は別表七の二付表三に添付して提出してください。

また、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法」といいます。）第58条第1項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》に規定する災害による損失若しくは令和2年改正法による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第15条第1項《震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例》に規定する震災関連原状回復費用に係る損失が生じた場合で翌事業年度以後に令和2年旧法第58条第1項の規定の適用を受けようとするとき、令和2年旧法第78条《所得税額等の還付》若しくは第144条の11《所得税額等の還付》の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による中間申告をする場合に限りです。）又は令和2年旧法第80条第5項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項の規定若しくは第144条の13第11項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付の請求をする場合

- 2 この明細書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその棚卸資産等の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。
- (2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日（令和2年旧法第58条第1項の規定の適用を受けようとする場合において大規模な災害の場合その他やむを得ない事情があるときはその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日とし、令和2年旧震災特例法第15条第1項に規定する震災関連原状回復費用にあつては東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日とします。）の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。
- (3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。
- (4) 「保険金又は損害賠償金等の額」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。
- (5) 「災害損失特別勘定」の「被害資産の現状回復のための費用等に係る損失の額」及び「計」の欄には、当該事業年度において繰り入れた災害損失特別勘定の金額を記載してください。

組織再編成に係る主要な事項の明細書

		連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
提出対象法人の区分、 組織再編成の態様 及び組織再編成の日	1	区 分		態 様	
		被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人		合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転	
相手方の区分、 名称及び所在地	2	区 分		名 称	所 在 地
		合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人			
移 転 し た（又は 交 付 し た）資 産 又は 負 債 の 明 細	3	資 産 ・ 負 債 の 種 類	価 額 等	株式交付にあつては左の算定根拠	
移 転 を 受 け た 資 産 又は 負 債 の 明 細	4	資 産 ・ 負 債 の 種 類	価 額 等		
適 格 判 定 に 係 る 主 要 な 事 項					
適 格 区 分	5	適 格（法第2条第 号 該当） その他			
株 式 保 有 関 係	6	令第4条の3第 項 第 号 該当	株式の保有割合	組織再編成前	組織再編成後
			直接保有	%	%
			間接保有	%	%
従 業 者 の 数	7	組織再編成前		組織再編成後	
		人		人	
組 織 再 編 成 前 の 主 要 事 業 等	8	(継 続 ・ 関 連)			
関 連 事 業	9				
事 業 規 模	10	指 標		左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較	
		売上金額・資本金の額又は出資金の額 ・従業員の数・その他（ ）			
特 定 役 員 等 の 役 職 名 及 び 氏 名	11	組織再編成前の役職名	組織再編成後の役職名	氏 名	
支 配 株 主 の 株 式 の 保 有 状 況	12	氏 名 又 は 名 称		旧 株 数	新株継続保有 見込の有無
				株	有・無 有・無 有・無
		(合 計)			
		被合併法人等の発行済株式等の数		株	

組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方

1 この明細書は組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じ。）、法人税法（以下「法」といいます。）第2条第12号の5の2（定義）に規定する現物分配（以下「現物分配」といいます。）、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じ。）が行われた場合に、その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る令和2年改正前の法人税法第81条の22第2項（連結確定申告）の規定により連結確定申告書に添付する令和2年改正前の法人税法施行規則第37条の12第7号（連結確定申告書の添付書類）に規定する明細書として使用します。

イ 合併 その合併に係る被合併法人及び合併法人

ロ 分割 その分割に係る分割法人及び分割承継法人

ハ 株式交付以外の現物出資 その現物出資に係る現物出資法人及び被現物出資法人

ニ 現物分配 その現物分配に係る現物分配法人及びその現物分配（適格現物分配に限ります。）に係る被現物分配法人

ホ 株式交換 その株式交換に係る株式交換完全親法人及び株式交換完全子法人

ヘ 株式移転 その株式移転に係る株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人

ト 株式交付 その株式交付に係る株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号（株式交付計画）に規定する株式交付親会社をいいます。以下同じ。）

なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める各欄の記載は要しません。

チ 株式分配以外の現物分配 「株式保有関係6」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄

リ 株式分配（租税特別措置法第68条の2の2第1項（認定株式分配に係る課税の特例）の規定の適用により株式分配に該当するもの（以下「認定株式分配」といいます。）を除きます。）又は単独新設分割型分割（分割型分割に該当する分割で法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第4条の3第6項第1号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する単独新設分割であるものをいい、中間型分割（分割法人が分割により交付を受ける法第2条第12号の9イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。）を除きます。） 「株式保有関係6」、「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄

況12」の各欄

ヌ 認定株式分配 「株式保有関係6」のうち、該当する条項及び間接保有の各欄並びに「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄

ル 株式交付 「適格区分5」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄

また、この明細書は、組織再編成が複数ある場合にはその組織再編成ごとに、組織再編成に係る相手方が複数ある場合にはその相手方ごとに作成し、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。

2 「提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日1」の「区分」欄はこの明細書の提出対象法人の組織再編成に係る法人区分を○で囲み、「態様」欄は該当する組織再編成を○で囲みます。

また、「組織再編成の日」欄は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める日を記載します。

イ 合併 合併の効力を生ずる日（新設合併（法第2条第12号の8イに規定する新設合併をいいます。以下同じ。）の場合は、新設合併に係る合併法人の設立登記の日）

ロ 分割 分割の効力を生ずる日（新設分割（施行令第4条の3第6項第1号に規定する新設分割をいいます。以下同じ。）の場合は、新設分割に係る分割承継法人の設立登記の日）

ハ 株式交付以外の現物出資 資産又は負債の移転があった日（新設現物出資（施行令第4条の3第13項第1号に規定する新設現物出資をいいます。以下同じ。）の場合は、新設現物出資に係る被現物出資法人の設立登記の日）

ニ 現物分配 資産の移転があった日

ホ 株式交換 株式交換の効力を生ずる日

ヘ 株式移転 株式移転完全親法人の設立登記の日

ト 株式交付 株式交付の効力を生ずる日

3 「相手方の区分、名称及び所在地2」の「区分」欄は、この明細書の提出対象法人の組織再編成に係る相手方の法人区分を○で囲みます。

なお、「名称」及び「所在地」欄は、その相手方の名称及び所在地を記載します。

また、その相手方が連結親法人又は連結子法人の場合には、その旨並びにその連結子法人に係る連結親法人の名称及び所在地も併せて記載します。

4 「移転した（又は交付した）資産又は負債の明細3」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載

します。

イ 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び現物分配 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人その他の株主等に移転した資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、移転直前の帳簿価額）を記載します。

ロ 株式交付 株式交付子会社（会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社をいいます。以下同じ。）の株主に対して交付した株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額を記載するとともに、「株式交付にあっては左の算定根拠」欄にはその算定根拠を記載します。また、その株式交付子会社の株主に対して交付したその株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類をこの明細書に添付してください。

5 「移転を受けた資産又は負債の明細4」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び適格現物分配 被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じ。）から移転を受けた資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、被合併法人等の移転直前の帳簿価額）を記載します。

ロ 株式交換、株式移転及び株式交付 株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主又は株式交付子会社の株主から移転を受けた資産の種類及び取得価額を記載します。

6 「適格区分5」は、その組織再編成が適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式分配、適格株式交換等又は適格株式移転をいいます。以下同じ。）の場合には「適格」を○で囲み、該当する条項を（ ）内に記載します。また、その組織再編成が適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」を○で囲みます。

7 「株式保有関係6」は、当事者間の株式保有関係が施行令第4条の3第2項、第3項、第6項、第7項、第13項、第14項、第18項、第19項、第21項又は第23項のいずれの關係に該当するかにより、該当する条項を記載します。

また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じ。）の保有割合を記載します。

イ 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数（出資にあっては金額。以下同じ。）がその他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあっては総額。以下同じ。）のうちに占める割合

（注）提出対象法人が認定株式分配に係る現物分配法人である場合には、その現物分配法人が保有するその認定株式分配に係る完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じ。）の株式の数がその完全子法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合を記載します。

ロ 間接保有の株式の保有割合 一方の法人が施行令第4条の2第1項及び第2項（支配関係及び完全支配関係）の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、その他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合

8 「従業者の数7」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 合併に係る被合併法人 「組織再編成前」欄はその被合併法人のその合併直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその合併後に法第2条第12号の8ロ(1)又は施行令第4条の3第4項第3号に規定する合併法人の業務に従事する者の数を記載します。

ロ 分割に係る分割法人 「組織再編成前」欄はその分割法人のその分割前に行っていた事業（その分割により分割承継法人において行われることとなるもの）に限り、それに係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその分割後に法第2条第12号の11ロ(2)又は施行令第4条の3第8項第4号若しくは同条第9項第4号に規定する分割承継法人の業務に従事する者の数を記載します。

ハ 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 「組織再編成前」欄はその現物出資前に行っていた事業（その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるもの）に限り、それに係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその現物出資後に法第2条第12号の14ロ(2)又は施行令第4条の3第15項第4号に規定する被現物出資法人の業務に従事する者の数を記載します。

ニ 株式分配に係る現物分配法人 「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じ。）のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

ホ 株式交換に係る株式交換完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式交換完全子法人のその株式交換直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式交換後に法第2条第12号の17ロ(1)に規定する株式

交換等完全子法人の業務又は施行令第4条の3第20項第3号に規定する株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

ヘ 株式移転に係る株式移転完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式移転完全子法人の株式移転直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式移転後に法第2条第12号の18ロ(1)又は施行令第4条の3第24項第3号に規定する株式移転完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

9 「組織再編成前の主要事業等8」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 合併に係る被合併法人 その合併前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の8ロ(2)又は施行令第4条の3第4項第4号に規定する合併法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。

ロ 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。

ハ 分割に係る分割法人 その分割前に行っていた事業のうち、その分割により分割承継法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の11ロ(3)又は施行令第4条の3第8項第5号若しくは同条第9項第5号に規定する分割承継法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。

ニ 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。

ホ 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業のうち、その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の14ロ(3)又は施行令第4条の3第15項第5号に規定する被現物出資法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。

ヘ 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みま

す。

ト 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人のその株式分配前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲みます。

チ 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。

リ 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の17ロ(2)に規定する株式交換等完全子法人又は施行令第4条の3第20項第4号に規定する株式交換完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。

ヌ 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の18ロ(2)又は施行令第4条の3第24項第3号に規定する株式移転完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」に記載した事業と関連する場合（いずれかの事業が主要な事業である場合に限ります。）には「関連」を○で囲みます。

10 「関連事業9」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 合併（新設合併を除きます。）に係る被合併法人 その合併に係る合併法人のその合併前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

ロ 新設合併に係る被合併法人 その新設合併に係る他の被合併法人のその新設合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

ハ 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併に係る被合併法人のその合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

ニ 分割（新設分割を除きます。）に係る分割法人 その分割に係る分割承継法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

ホ 新設分割に係る分割法人 その新設分割に係る他の分割法人のその新設分割前に行っていた事業のうち、その新設分割により分割承継法人において行われることとな

るもので「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

ヘ 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割に係る分割法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

ト 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る現物出資法人 その現物出資に係る被現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

チ 新設現物出資に係る現物出資法人 その新設現物出資に係る他の現物出資法人のその新設現物出資前に行っていた事業のうち、その新設現物出資により被現物出資法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

リ 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資に係る現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

ヌ 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換に係る株式交換完全子法人のその株式交換前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

ル 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換に係る株式交換完全親法人のその株式交換前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

ヲ 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転に係る他の株式移転完全子法人のその株式移転前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

11 「事業規模10」の「指標」欄は、施行令第4条の3第4項第2号、第8項第2号、第15項第2号、第18項第2号又は第24項第2号の規定により事業の規模を比較する場合に採用

した指標を○で囲みます。なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、（ ）内にその指標を簡記します。

12 「特定役員等の役職名及び氏名11」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次の者について記載します。

イ 合併に係る被合併法人 その合併前にその被合併法人の特定役員（施行令第4条の3第4項第2号に規定する特定役員をいいます。以下同じ。）であった者でその合併後に合併法人の特定役員となった者

ロ 分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人 その分割又は現物出資前にこれらの法人の役員等（施行令第4条の3第8項第2号又は第9項第2号に規定する役員等をいいます。）であった者でその分割又は現物出資後に分割承継法人又は被現物出資法人の特定役員となった者

ハ 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人の特定役員である者

ニ 株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人 これらの法人の特定役員である者

13 「支配株主の株式の保有状況12」は、合併、分割型分割、株式交換又は株式移転の直前に被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人に支配株主（施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する支配株主をいいます。以下同じ。）がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の数を記載します。

また、その合併、分割型分割、株式交換又は株式移転によって交付される対価株式（施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する対価株式をいいます。）の全部を継続して保有することが見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有」を○で囲みます。